

〈第二章〉

ロシア革命における 民族問題

— 第二分冊 —

南 雲



第四節 中期レーニンの民族問題論 その二	279
〈1〉 帝国主義認識の深化と民族問題論の発展	280
〈2〉 テーゼ「社会主義革命と民族自決権」	290
〈3〉 ロシア社会民主主義者の党派的分岐	298
〈4〉 レーニンによるローザ批判	306
〈5〉 レーニンによるポーランド社会民主主義者の批判	309
〈6〉 ボリシェビキ内の帝国主義的経済主義に対する批判	324
〈7〉 小括	333
〈補論〉 「民族」という日本語の歴史	343
〈8〉 1917年4月党協議会	349
〈9〉 党綱領改定作業と1919年綱領	365
〈10〉 ソヴェト政府による二つの宣言と憲法	380

★★ 以上 第三分冊 ★★

第五節 後期レーニンの民族問題論	392
〈1〉 ウィルソン「14カ条」とコミンテルン	395
〈2〉 東方諸民族共産主義組織の全ロシア大会	413
〈3〉 レーニンとロイの出会い	433
〈4〉 コミンテルン第2回大会	440
〈5〉 「テーゼ」と「補足テーゼ」	447
〈6〉 レーニン・ロイ論争の総括	462

★★ 以上 第四分冊 ★★

第六節 その後のコミンテルン	471
〈1〉 東方諸民族大会（スエースト・ナロードフ・ヴォストーカ）	471
〈2〉 コミンテルン第3回大会	484
〈3〉 第1回極東大会	492
〈4〉 東アジア各国共産党の動向	512
〈5〉 コミンテルン第4回大会	542

1) 準備過程	542
2) 大会でのマラカ発言	546
3) 東洋問題についての討議	549
4) 「東洋問題についての一般諸テーゼ」	560
5) 「東洋テーゼ」の評価	566
6) その他の決議	571

★★ 以上 第五分冊 ★★

第七節 第1次国共合作の成立	578
〈1〉 考察の諸前提	578
〈2〉 マーリンらの中国観・国民党観と陳独秀の国民革命論	583
〈3〉 コミンテルンからの指令と中共3全大会	587
〈4〉 難航した合作への道	598
〈5〉 第1次国共合作下の国民革命運動	609
第八節 第1次国共合作の崩壊	638
〈1〉 崩壊過程	638
〈2〉 コミンテルン12月決議	654
〈3〉 質問への回答および諸論文の紹介	663
〈4〉 これまでの叙述への追加	673

★★ 以上 第六分冊 ★★

第九節 武漢政府---第1次国共合作の終焉	700
〈1〉 はじめに	700
〈2〉 3次にわたる上海蜂起	701
〈3〉 国民党3中全会	707
〈4〉 南京事件と4・12クーデター	713
〈補〉 青幫について	724
〈5〉 4月期における中共中央の動向	729
〈6〉 武漢政府の政策転換と中共5全大会	732

〈7〉 4・12クーデター後のモスクワ	756
〈8〉 IKKI第8回プレナム	766
〈9〉 「封建制（の残存物）」について	776
〈10〉 武漢政府の瓦解	790
〈11〉 湖南農民運動（その1） ---当時の農村	806
〈12〉 湖南農民運動（その2） ---「湖南農民運動視察報告」	818
〈13〉 湖南農民運動（その3） ---運動の拡大・先鋭化と到達地平	831
〈14〉 国民革命とアジア民族解放闘争	847

★★ 以上 第七分冊 ★★

第十節 第1次国共合作の簡単な整理	855
〈1〉 国共合作の性格--成果とその食い潰し	855
〈2〉 ヴォイチンスキー来華と中共創設	856
〈3〉 マーリンによる国共合作の提起	860
〈4〉 国共合作の進展とボロジン	864
〈5〉 日和見主義的な対国民党政策--蒋介石への屈服	867
〈6〉 コミンテルン12月決議	873
〈7〉 武漢政府の自壊--国共合作の終焉	875
第十一節 レーニン死後のコミンテルン	880
〈1〉 レーニンの戦後世界認識	880
1) RKP第8回大会	880
2) 「ブハーリン『過渡期経済論』評註」	883
3) コミンテルン第2回大会	886
4) コミンテルン第3回大会	890
5) レーニン最後の世界革命構想	894
〈2〉 1920年代の世界資本主義論	897
〈3〉 コミンテルン第5回大会	898
〈4〉 IKKI第5回プレナムとスターリン演説	903

★★ 以上 第八分冊 ★★

第三節 中期レーニンの民族問題論 その1

まえおきが長すぎたが、ようやく本論に入る（本章冒頭で「テーマを狭める」と書いたことに反し、バランスを失っていることは承知）。「前期」と「中期」の区分は、本章冒頭でことわったように、「便宜上」のものでしかない。内容上からいえば、レーニン民族問題論が区切られるのは、帝国主義の理論的認識より前と以降である（もう一つの区切りは、コミンテルン結成）。

本節は、「ブランク」あけから帝国主義の理論的認識より前の時期を対象とする。上記から分かるように、研究がなされ、肉付きが良くなったとしても、基本的な骨格は「前期」と同じである。

なお、本節と次節は、筆者が考えていた区切りと一致する大野節夫にかなり依拠している。大野の諸論文は、いささか入手困難と思われるので、引用が多くなることをあらかじめ断わっておく。

〈1〉 プラハ協議会と

8月ブロック

1910年1月のパリ中央委員会総会の妥協的措置（超分派的統一）が破産したのち、トロツキーとレーニンは別個に、全党協議会の開催を目指す。パリ総会では、協議会を招集する権限を持つのは中央委員会だけであることが決議されていた。しかし、中央委員会国内部は、ボリシェビキの逮捕と解党派の参加拒否によって、解体していた。中央委員会在外部（ボリシェビキ、メンシェビキ、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）、ブント、ラトヴィア社会民主党）において

は、ラトヴィア社会民主党内でメンシェビキが多数を占めたため、ボリシェビキは少数派となってしまった。トロツキーは、ウィーン『プラウダ』紙上で党協議会のためのカンパニアを行ったが、民族党の動きは鈍く、メンシェビキは、主流派も解党派も冷ややかだった。こうした情勢下でレーニンは動く。

1911年春、レーニンは私的会合を開き（ヨギヘスも参加）、中央委員会在外部の解散、中央委員会総会の開催などを決定する。5月末～4月初に開かれた中央委員会総会は、ボリシェビキ3名（レーニン、ジノビエフ、ルイコフ）とポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）2名（ヨギヘス、ジェルジンスキー）の中央委員だけが決定権を持つことになり（ブント、ラトヴィア党の代表も参加していた。加藤一郎はメンシェビキも参加したとしている）、成立しなかったが、協議会召集のための在外組織委員会と技術委員会が設置された。両委員会のメンバーは文献によって異なるが、調停派（ルイコフ、リュビーモフ）が含まれており、ヨギヘスも調停主義に移行した。

9月末、レーニンはオルジョニキーゼをロシアに派遣し、ロシア組織委員会が設立される。これを母体として、1912年1月、プラハ協議会が開催された（ボリシェビキ調停派は参加しなかったらしい）。協議会は、「『ナーシャ・ザリヤー』と『デーロ・ジーズニ』のグループ〔解党派〕がその行動によって最後のに党を脱退した」と声明した。ここに、レーニン派単独の党建設が開始されたのである。協議会直後に、スターリンが中央委員に

「補充」された。4月に創刊された日刊合法紙『プラウダ』で、スターリンは「何よりも統一を」と訴えた（まもなくレーニンは編集局を再編する）。プラハ協議会に諸民族党は参加していない。協議会決議は、5回党大会以後を、「ロシア人の党組織からまったく孤立している『非ロシア民族』は、最悪の型の連合を実現した」と総括している。

他方、非レーニン派が具体的に動き出すのは、プラハ協議会後である。まず国内で、ユダヤ人ブント、ラトヴィア党、カフカス委員会が参加する会議が開かれた（ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は途中退場）。さらに国外では2月末、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）を除くすべての非レーニン派（ボリシェビキ調停派を含む）による合同会議がもたれた。そして8月に、党諸組織協議会が開かれたのである（ボリシェビキ調停派、プレハーノフ派、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は不参加。フペリョード派は途中退場）。寄り合い所帯たる8月ブロックの分解は、時間の問題であった。「その後、トロツキーはバルカン問題に、プレハーノフ、ボグダーノフ、ポクロフスキーはみずからの学問的関心にとり、非レーニン派の指導者の多くは、消耗な党活動＝分派活動から身をしりぞけてしまった」¹。本稿にとって重要なのは、本章61頁左段第2パラグラフに引用した決定である。

レーニンが長い「ブランク」を克服したきっかけの一つと思われるのは、1912年にクラクフに移住したことである。そこにはポーランド人、ユダヤ人が多く住んでおり、また、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党

（SDKPiL）の反中央派＝「分離派」の中心であった（ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の分裂については後述）。ネトルは、クループスカヤの『レーニンの思い出』から、「イリイチは、そこで、ポーランドの社会民主主義者と密接に接触し、民族問題についてかれらの見解を研究した」と引用しているが、1968年版を底本とした邦訳にはこの一文は見当たらない（同書は版ごとに改竄されている）。ただ、次の一文がある。

「イリイチは、ポーランド社会党（PPS）の党員たちと会談し、その著名な活動家のひとりヨドコと何度か話し合い、ダシンスキー〔ポーランド社会党（PPS）系のガリツィア社会民主党指導者〕の発言にも耳をかたむけた」。ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）とポーランド社会党（ポーランド社会党（PPS））ではまったく違うと思うのだが。

考えられるもう一つのきっかけは、バルカン情勢の緊迫である。同年10月にバルカン戦争が勃発するや、レーニンは立てつづけに論文を発表している。例えば、「一般に民主主義派、とくに労働者は、狐や狼がスラヴ人を『保護』することにはいっさい反対し、完全な民族自決、完全な民主主義に賛成し、『大国』によるいっさいの保護からスラヴ人を解放することに賛成する」（『狐とにわとり小舎について』）。「諸民族の戦争は、諸民族の奴隷化をつよめるばかりである。バルカンにおけるスラヴ人農民の真の自由も、トルコ人農民の真の自由も、それぞれの国内における完全な自由と、完全に徹底的に民主主義的な諸国家の連邦とによってのみ、これを保障することができる」（『恥ずべき決

¹ 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

議』)。バルカン戦争勃発に対して11月に開かれた第二インター臨時大会は、バーゼル宣言を採択した。

しかし、最も大きな直接的きっかけは、党綱領を踏みにじった8月ブロックの協議会決定だったに違いない。本章72頁右段末で指摘した論文は、「トィシコ [ヨギヘス] の中央指導部」「トィシコの協議会」の批判である（一か所だけローザの名が出てくる）。すなわち、「トィシコの協議会」（8月）が、解党派を除名したことをもってプラハ協議会を「分裂主義」と非難するのであるなら、解党派が党内にいないとしないことを語り、かつ証明しなければならないというものであった。

ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の分裂を簡単に説明しておく。「1908年から1911年にかけて、3人のポーランドの指導者がつぎつぎに執行部を辞任した。マレツキ、ハネツキ、そしてレーデルである」¹。反対派は、「合法的労働組合の支持と、ポーランド社会党 (PPS) [左派]への接近」（同）を主張し、「国内の組織とかなり密接な関係をもっていた」（同）。「ワルシャワの組織が、公然とベルリンの指導部に挑戦し、[1911年] 12月にこの首都で反対派の協議会を組織した」（同）。これで分裂は、公式かつ公然なものになる。

1912年7月、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の中央委員会は、「分裂集団がワルシャワでつくられた。……かれらは形式的にもポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) から除名されたし、この党が自治権をもつメンバーとなっているロシア党からも除名された」と、インターナシ

ョナル事務局に通告した。これに対してレーニンは介入し、8月に次のような通告を同事務局に行なった。「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) 中央指導部は、私を代表とするロシア党にだれが所属しているかを決定する権利も、それについて声明する権利も全然もっていません。ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) 中央指導部それ自体、今日ではわが党に所属していません。なぜなら、それは私の代表している1912年1月協議会でえられた中央委員会とも、反対派の解党派中央部……とも、組織的に結びついていないからです」。「分離派」にはラデックも加わっていた。ジェルジンスキーは、ロシアの問題ではレーニンを支持したが、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) の問題ではヨギヘスを支持したという。ヨギヘスが調停主義に移行したことはすでに述べた。レーニンとローザの関係は、それほど悪化しなかったらしい。

先に示した153頁の論文では、「最悪の型の連合」を次のように説明している。「『非ロシア人』は自分独自の組織、自分の中央機関、大会等を持っている。ロシア人はそれを持たない、ところが彼らの中央委員会は、たがいなたたかかっていてロシアの事情をしらないブント派、ポーランド人、ラトヴィア人の参加なしにはロシア人の問題を解決することができない」、と。また、中略部分には、次の一文がある。「『解党主義問題』と『民族問題』との結びつきはわれわれが考えだしたのではなく、生活そのものがそれを暴露したのである」。

レーニンは、メンシェビキが指導部を握るラトヴィア社会民主党にも干渉し、1912年

¹ 『ローザ・ルクセンブルグ』 ネットル 河出書房新社 1974

夏に、ボリシェビキ中央部および在外ビューローを創設した。

11月に始まった第4国会における党議員団の宣言に関して、レーニンの草案の「第3の論題——バルカン戦争、国際情勢とロシアの対外政策について」には、次の一項がある。

「被抑圧民族であるフィンランド、ポーランド、ウクライナ、ユダヤ人〔NB〕等々をあげて、政府の民族主義に反対する。いっさいの民族の政治的自決のスローガンを、いっさいの中途半端な言い方（『同権』だけをかかげるような）にはっきりと対立させてあげることがきわめて重要である」。

レーニン全集訳註によれば、「宣言が採択されるまえに、ボリシェビキ議員〔6人〕とメンシェビキの7人組とのあいだに激烈な闘争が行われた。ボリシェビキ議員はボリシェビキの政綱の基本的要求を宣言にもることに成功したが、メンシェビキも民族的文化的自治の要求のある箇条〔不明〕をとおすことに成功した」。

この項の最後に、本節冒頭で述べた区切りに関して、何らかの時期的発展を認めている論者たちを紹介しておこう。

不破哲三は、『経済』誌に連載した「レーニンと『資本論』」の中で、「帝国主義と民族・植民地問題」に丸太一号をあてている¹。しかしそれは、時系列的な説明に終始しており、区切りは分かりづらい。「アジアが世界史に登場した」という「新しい世界認識〔1912年〕は、民族自決権をめぐるレーニンの議論にも、当然影響をあたえたこと、「植民地の諸民族の民族自決権を承認するかどうか、帝国主義時代の民族問題の核心が

ある」という「新しい見地を明らかにしたのは、……『社会主義と戦争』……のなかで」であったこと、くらいである。

『インパクト』8号でレーニンを紹介している鶴島敏康は、「党の組織問題に関わる性質のものであった」第1期（1903年頃）、「ポーランド問題」であった第2期（1912～17年）、「少数民族＝回教徒の問題であった」第3期（1918～19年）、「民族・植民地問題」であった第4期（1920年）と分けられている（ただし、これは論文ではなく、事典的記述である）。

中野洋一（自治、自決、自決権をゴツチャに理解している俗物）は、「レーニンの資本主義と民族運動の発展にかんする変化と、民族自決権にたいする認識の変化をみてみよう。この点について、次の三つの時期に分けて考察してみよう。第一期は、初期のレーニンのブントおよびオーストリアにおける社会民主労働(者)党（SPO）批判の時期、第二期は、第一次大戦の直前あたりからロシア革命の前の中期のレーニンのローザ批判と社会排外主義批判の時期、第三期は、ロシア革命以後の後期のレーニンのブハーリン批判とスターリン批判の時期である」²と述べている。しかし、三期に分ける内容上の指標は提示しておらず、筆者が「便宜上」とした区分ではない（中野は大野論文に目を通していてもかわらず）。

湯浅赳男は、「レーニンの民族論は前後二期に分けて考えることができます。……1903年をピークとする、これが第一期。第二期は1912年以降」とし、「第一期のそれが主に党内問題に関わっている、党組

1 『経済』1999年6月号

2 「民族自決権について」中野洋一『アジア・アフリカ研究』1987年夏季号～秋季号に連載

織あるいは党綱領の建設の問題に関わっている、しかし12年以降は、これが現実の政治と深く交わってまいります」¹と述べている。この区分は一定の合理性をもつが、理論の変化ということでは、以降に示すように、帝国主義認識が根本的であったと考えている。

上条勇は、「1916年の時点で、レーニンが、帝国主義認識を深めるなかで、植民地被抑圧民族の解放の問題を重視しはじめたことが注目される」²と述べているが、「帝国主義認識」の中身は説明されておらず、それまでのレーニンの考え方に、「被抑圧民族の解放の問題」が接木されたように理解している。

福田誠治は、「資本主義は封建制度との闘争の際には諸民族の解放者であったが、帝国主義的資本主義期になると諸民族最大の抑圧者に変わり、同時に、民族国家も反動化した、とレーニンは解釈するのである。……レーニンは、民族自決とは民族国家の形成であるという論理の先に足を踏み入れることとなった」³と述べ、レーニンの転換を「1915年」にみている。この著者が単なる学者なのかどうか不明だが、この区分とそれ以降の説明はレーニンが抑圧民族プロレタリアートの国際主義的教育に重点をおいたことを強調しており、それなりにまともと言ってよい。

阪東宏は、「1912～13年にレーニンは民

族問題を研究して問題観そのものを発展させ、一般的に『民族問題』ではなく、主題を『帝国主義と民族自決』とするようになる。その問題観はまず『民族自決権について』に結実する」⁴と述べ、注で、「1913年10月、ベルンにおける民族問題にかんする講演の要領草案で、レーニンは主題をこのように〔『帝国主義と民族自決』と〕書き改め……、同じ個所で、『帝国主義は新しい歴史的環境のもとでの民族抑圧である』という新見解を示した」（同）と根拠づけている。しかし残念なことに、レーニン草案の日付は「1913年」ではなく「1915年」である。

高梨純夫は、「『民族自決権について』から約一年半後のレーニンは……ブルジョア民主主義の進歩性に依拠するのではなく、『社会主義的原理』つまり社会主義革命との関連で民族自決権を位置づけなおしている。レーニンにこのような進展を可能にさせたものこそ、ほかならぬ帝国主義研究過程において果された彼の世界認識の転換なのである」⁵と述べている。妥当である。

太田仁樹は、「レーニンの『帝国主義段階論』とは、資本主義を進歩的、民主主義的なものと結びつける、従来の自分をも含めたマルクス主義の伝統から、自分を切り離し、反動的、非民主主義的なものと資本主義の発展との関連を説明づけるという理論的役割を果たすものであった。民族問題についての見方

1 「社会主義と民族問題——その方法論的アプローチ」湯浅起男『季節』4号所収

2 『民族と民族問題の社会思想史』上条勇 梓出版社 1996/7

3 「ソビエト、ロシアにおける民族と言語問題」福田誠治『都留文科大学紀要』第51集から連載

4 『歴史の方法と民族』阪東宏 青木書店 1985/4

5 『民族問題とレーニン』高梨純夫 BOC出版部 1987/6

の転換は、このレーニンの『帝国主義段階論』の特徴を明瞭にしめしている¹と述べている。この評価は、「論争史を構成するマルクス以後のマルクス主義者たちと、その論争史を研究するマルクス主義理論史研究者が、テキストに対して同じ態度をとっている」²ことが「問題」だとし、「歴史的存在としてのマルクス主義という理論・運動・体制の性格とその生成・発展・衰退の論理を解明することを課題にする」（同）太田の学者的立場からのものである。

丸山敬一は、次のように述べている。「レーニンは、まさに『民族自決権について』の執筆の直後から帝国主義論の研究に入り、先進諸国の生産力と資本が、民族国家の枠を越えて成長し、『ごく少数の最も富裕な、あるいは最も強大な民族による、ますます多数の弱小民族の搾取』が全地球的規模でみられるようになったという事実を指摘するようになる」。「この〔『民族自決権について』の〕時点ではレーニンは〔資本主義の発展について〕二段階の時期区分をしていた……が、この直後の帝国主義論を導入するようになると、三段階の時期区分をとるようになり、国家類型も三つのタイプに分類するようになる」³。部分的問題はあっても、妥当な指摘であるが、丸山の関心は別のところにあった（後述）。

渡辺寛の『レーニンの農業理論』によって、トロツキー言うところの「ポリシェビキの再武装」（レーニンにおける2月革命後の「戦略」の転換＝トロツキー永続革命論への

接近）が理論的に“証明”されたと思った反スタ派・非スタ派の人は多かったはずだ（この著作の影響は今でも大きく、革共同は全面的に依拠しているといっても過言ではない）。渡辺は、同じ観点から民族問題にアプローチしている。初期レーニンにあっては、「商品経済史観＝資本主義発展一元史観が、彼の民族問題分析においても、理論的枠組をなしている」。「ロシアにおける資本主義の発展が、大口ロシア人の支配下にある従属諸民族の経済関係も、均一なものにし、それに応じて、民族的対立は消滅していくという予測」として表現された。「『民族自決権について』では、資本主義の発展段階とからめて民族問題を把握する方向が明らかになっている」。しかし中期のレーニンは、「この時期のロシアの農民運動をブルジョア民主主義革命を志向するものと規定したのと同様に、民族運動も同じ革命を志向するものと想定したところに、彼の資本主義発展一元史観が根強く作用していた」。「ここ〔1916年初頭の『社会主義革命と民族自決権』〕において、民族問題を、帝国主義段階における、帝国主義諸国の抑圧民族と、植民地・半植民地の被抑圧民族との関係とのうちに設定し、そしてプロレタリアートの任務も、そうした具体的な構図に即して求めようとする後期レーニンの方向はほぼ定まった」⁴。

白井朗の『20世紀の民族と革命』では、「レーニンの民族理論」に一篇が与えられ（この「第二篇」が著作の大部分である）、第1章「ロシア革命勝利以前の時期」は、

¹ 「スターリン」太田仁樹 『民族問題 現代のアポリア』丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4

² 「マルクス主義理論史研究の課題」『岡山大学経済学会雑誌』第23巻第1号から連載

³ 『マルクス主義と民族自決権』丸山敬一 信山社出版 1989/12

⁴ 「民族問題の経済学」渡辺寛 『季刊クライシス』8号所収

§1「帝国主義論確立以前の時期」と§2「帝国主義論の確立と1916年の三つの民族論文の到達地平」に分けられていた。§1の最後に「4 1913年～1914年・中期レーニンの民族理論」があるが、それは19行にすぎない。§2は、「1 レーニン『帝国主義論』の確立と民族理論の深化にとっての決定的意義」で始まっている。これに対して新著では、「帝国主義論への転換によって、レーニンの……立場は漸くわずかにだが変化が生じる」¹として、簡単に言及するにとどまっている。そもそもレーニンの扱いが著しく小さくなった。それは、重複を避けたためだけではなく、「レーニンの民族理論」に対する評価が転換したためである。²

〈2〉 文化的民族的

自治制論の批判

1912年末（露曆）にクラクフで、ロシア党（ポリシェビキ）中央委員会と党活動家の会議が開かれた（秘密保持のため「2月会議」と呼ばれた）。この会議で採択された「社会民主党国会議員団について」の決議の第5項で、上記したメンシェビキ議員の要求を批判している。すなわち、「同志チヘンケリ〔グルジアのメンシェビキ〕が『各民族の自由な発展のために必要な機関を設置することにかこつけて、文化的、民族的自治を議員団の名で擁護していることは、党綱領にまっこうから違反するものである。本質的にいってこれとまったく同じ定式が、党綱領を確認した第2回党大会の特別の表決によって否

決されている。民族主義的な気分への譲歩は、たとえこのような隠蔽された形ででも、プロレタリア党にとってはゆるしがたい」と。

また、「『非ロシア民族』社会民主主義組織について」の決議は、次のようなものであった。第1項では、「1912年の経験は、この問題にかんする……1月協議会〔プラハ協議会〕の決議の正しさを、完全に立証した。ポーランド社会民主主義者に対抗して非社会民主主義者ヤゲルロ〔ポーランド社会党（PPS）左派〕の立候補をブントが支持したこと、また解党派、ブント、ラトヴィア社会民主主義者の8月協議会が、民族主義に味方して党綱領に違反したことは、社会民主党の構成における連合主義的原則の完全な破産と、『非ロシア民族の』社会民主主義組織が分立していることが、プロレタリアの事業にとってはなほだしい害毒のあることをとくに明瞭にさらけだした」と述べている。余談になるが、「ロシアの国会においてその『国家語』たるロシア語で活動を行うことは、ポーランド人議員にとって必ずしも容易なことではなかった」³という。

第2項では、「ロシアのすべての民族の労働者」が「単一の組織にもっとも緊密に結合し融合す」べきこと、第3項ではポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の分裂の問題、第4項ではブントの「日和見主義と解党主義」、第5項ではラトヴィア党中央委員会の「反党的行為」について述べている。

「2月会議」においては、民族問題は組織

¹『マルクス主義と民族理論』 白井朗 社会評論社 2009/4

² 余談になるが、『共産主義運動年誌』第10号に、白井の『マルクス主義と民族理論』を絶賛する書評が載っている。『…年誌』は、ますます『情況』的論壇誌になっているのである。

³「帝政ロシア第一・第二国会のポーランド人」 安井教浩 『ポーランド史論集』所収 三省堂 1997/1

問題の観点から取り上げられているとみてよい。これに対して、1913年9月末にクラクフ近郊のポロニノで開かれた同様の会議（秘密保持のため、「夏の会議」あるいは「8月会議」と呼ばれた）では、「民族問題にかんする決議」が採択された。「2月会議」と「夏の会議」の間に、民族問題についてのレーニンの基本的立場が確立されたのである。それを端的に示ものが、6月に執筆された『民族問題にかんするテーゼ』であり、それに基づいて、7月にはスイス各地で民族問題についての講演を行った。

手稿『民族問題にかんするテーゼ』は、以下のような構成になっている。まず第1テーゼで、「われわれの綱領の条項（民族自決にかんする）を、政治的自決という意味、すなわち分離して独立国家を形成する権利という意味の以外に解釈することは断じてできない」と述べている。続いて、第2～4テーゼを民族自決権の説明にあて、第5～6テーゼは民族同権、第7テーゼは文化的民族自治の批判、第8テーゼは諸民族労働者の統一、第9テーゼはロシア党の歴史の経験、第10テーゼは民族問題およびそのマルクス主義的解決の重要性についてであった。

また、「夏の会議」の「決議」は、次のようなものである。「黒百人組〔極反動的な暴力団体〕的民族主義の横行、自由主義的ブルジョアジーのあいだでの民族主義的傾向の増大、被抑圧民族の上層のあいだでの民族主義的傾向の強化、――これらのことが、現在、民族問題を重要なものになっている。社会民主党の内部事情（カフカスの社会民主主義者、ブントおよび解党派の党綱領を無効にしようとする企てなど）は、党をしいて、この

問題にさらにいっそう多くの注意をむけさせている。本会議は、ロシア社会民主労働党の綱領をよりどころとして、民族問題についての社会民主主義的煽動をただしくおこなうために、つぎの諸命題をかかげる」として、5点をあげていた。

①（この項は、全集と文庫で少し訳が異なり、文庫に依拠する）は資本主義社会における「民族的平和」の条件について、②は「学校事業を民族別に分割すること」＝文化的民族自治について、③は「すべての民族の労働者を、単一のプロレタリア組織……へ融合させること」について、④⑤は民族自決権について、である。そして、「本会議は、民族綱領の問題を党大会の議事日程にくわえる。本会議は、民族問題を、できるだけくわしく（小冊子、討論会、その他で）説明するように、中央委員会、党の定期刊行物および地方諸組織に要請する」と結ばれていた。

この時期のレーニンは、一方において文化的民族自治制論を批判し、他方において民族自決権の承認を強調している。これは「前期」において、一方でブントの連合主義を批判し、他方でポーランド社会党（PPS）の民族独立論を批判したことに対応している。しばしば看過されているが、レーニンの主張は、ロシア党の綱領の防衛という立場に基づいていた。本項では、文化的民族自治制論に対するレーニンの批判を検討する。なお、「民族的文化的自治」との用語も出てくるが¹、ナツィオナーリノ-クリトゥールナヤ・アフタノーミヤの訳語としては妥当と思われる。「文化的民族（的）自治」の訳語の元は違うのだろうか？ また、文庫訳は「自治制」となっており、こっちの方がしっくりく

¹『労働者階級と民族問題』 『プラウダ』1913年5月9日号

る。

レーニンはまず、ブントを分離主義者と批判した¹。「前期」のレーニンは、文化的民族自治制について「考察していな」（本章25頁右段第2パラグラフ）だったが、13年5月に執筆した『ラトヴィア辺区社会民主党第4回大会のための政綱草案』の中の「民族問題」において、次のように批判している（この草案は、先に述べたラトヴィア党内ボリシェビキ分派のために書かれたものである。ここでは、「文化的民族的自治」と「民族的文化的自治」が並存している）。

「社会主義者は、ブルジョア民族主義のありとあらゆる——むきだしのや洗練されたのや——あらわれと闘争する。このスローガンは、ひとつの民族〔ナーツィヤ〕のプロレタリアートとブルジョアジーとを団結させ、異なった民族〔同〕のプロレタリアートを離間する。『民族的文化的自治制』というスローガンは、まさにこのようなあらわれである。……『民族的文化的自治制』のスローガンは、民族〔同〕の文化的統一という、ありもしない幻影でもって労働者をあざむいている。ところが、実際に各民族〔同〕で今日優勢なのは、地主的、ブルジョア的あるいは小ブルジョア的『文化』なのだ」。なお、前頁末で、「訳語の元は違うのだろうか？」と書いたが、当然違っていた。

先にレーニン民族問題論の時期区分に関して述べたが、高梨がよりはっきりと書いているのを見落していた。「レーニンの民族問題への関心は、ボリシェビキ革命（1917年10月）直前までに時期を限ってみると、三つに分けられるのであろう。第1期は1903年を

中心としたその前後で、ロシアにおける前衛党建設の時代である。第2期はヨーロッパの政治情勢が緊迫の度を加えていった12年～14年前半で、『文化的＝民族自治』論との論争が軸となった。第3期は、彼が帝国主義認識を確立した後、民族運動を否定する左翼主義者との論争が中心となった²。これは妥当である（ただし、「第1期」と「第2期」の区切りよりも、「第2期」と「第3期」の区切りの方が大きいことを強調しておく）。

先に示した『民族問題にかんするテーゼ』は、二つの点において、「第1期」と区別される——綱領改正につながるような——内容を呈示した。一つは、「（民族自決にかんする〔オ・サモオブレデーニィ・ナーツィイ〕）われわれの綱領の条項を、政治的自決という意味、すなわち分離および独立国家の形成の権利という意味のほかには、けっして解釈することはできない」としたこと（これについては後述）。もう一つは、「社会民主党は、『ガスダールストヴィンヌィ』イズイクを排斥する」と断言したことである。まず、ロシア語のカナ表記部分について説明する。田中は、次のように述べている（次のパラグラフは、そっくり田中克彦『言語からみた民族と国家』からの引用）。

この語は、国民文庫本においては「国定語」であり、全集版では「公用語」と訳されている。前者はまだ認められるとしても、全集版の「公用語」という訳語は、ことの本質をほとんど伝え得ていない。国家権力を背景とする言語という意味でシュターツシュプラーへと称したカウツキーの表現を、レーニン

¹『ロシアの分離主義者とオーストリアの分離主義者』 『プラウダ』1913年5月8日号

²『民族問題とレーニン』 高梨純夫 BOC出版部 1987/6

は忠実にロシア語に移してガスダールストヴィンヌイ・イズィークと表現している。「国家語」はカウツキーがかれの言語論において固有の内容を盛った術語として用いたのであり、レーニンがそれをロシア語にして用いたとき、すでに翻訳借用であった。国家語には、たとえばランデスシュプラーヘ〔国語〕とは異なり、どこまでもシュタートの強制的、排他的、画一的な力がはたらいているのである。……

問題になっている用語は、すでに2回大会綱領において使用されており、疑問がないわけではないが、筆者はこの問題を探求する資料をもっていない。最近の研究者は「国家語」と訳しているようであり、いわゆるモスクワ英訳版でもこの部分は「『ステイト』ラングイジ」となっている。ところが、これは例外で、他の箇所では「オフィシャル・ラングイジ」である。これが英米で出版されたのであれば、「母語についての緊張感を欠く、日本の言語的現実の表現」¹という事情は、英語圏でも同じなのだろう、とすることもできる。しかし、これはモスクワで出版されているのだ。

国家語の排斥という主張が、なぜ時期区分の指標となるのか？ それは、ロシア党綱領第8条が、以下のようなものだからである。「住民は母語で教育を受ける権利を持つ。この権利は、国家と自主管理機関〔オールガノフ・サモウブラヴレーニヤ。英訳版オーガンズ・オブ・セルフガヴァメント〕との費用で必要な学校を設立することによって保障される。すべての市民は集会において母語で話す権利を持つ。すべての地方公共機関および国家機関において国家語とならんで母語を

採用する」。つまり、最後の文の「国家語とならんで」が問題となるのである。ちなみに「母語」は、英訳版ではネイティヴ・タンおよびネイティヴ・ラングイジ（ロシア語はラドノーイ・イズィークの変化形）。なお、先の『テーゼ』の文庫訳には、「当該地方のプロレタリアートのあらゆる国語によって宣伝扇動活動をおこない」という部分があるが、この「国語」という訳語は明らかにおかしい。ロシア語はイズィークの複数形、英訳版はラングイジズ、全集訳は「言語」。

既述したように、この『テーゼ』に基づいてレーニンは、7月（西暦）に、スイス各地で講演を行った。講演のプランと講演に際しての討論（主にユダヤ人ブントとの応酬）のメモが『民族問題ノート』に収録されているが、残念ながら割愛する。

これもまた重複するが、「夏の会議」（ポーランドの社会民主主義者も審議権だけをもって参加）で採択された「民族問題にかんする決議」は、この時期におけるポリシャビキの民族綱領的性格をもつものであった。本項のテーマに関わる条項の全文を紹介しておく。

(1) 搾取と利潤の追求と不和に基づく資本主義社会で、民族的平和〔ナツィオナリーヌイ・ミール。英訳版ナショナル・ピース〕が可能である限りでは、この平和は、次のような場合にだけなしとげられる。すなわち、国家の構成が、一貫して、徹底的に、民主主義的、共和主義的であり、あらゆる民族〔ナーツィヤの複数形〕とあらゆる言語との完全な同権を保障し、義務的〔アビザーチリ・ナヤ。英訳版コンパルソリー〕国家語の存在しないことを保障する場合。学校が、地域の

¹『言語からみた民族と国家』田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

[メーストヌィハ。英訳版ネイティヴ] 言語によって授業することを住民に保障する場合。そして、諸民族のうちのある一民族のいかなる特権も、少数民族[ナツィオナーリノゴ・メニシストヴァ。英訳版ナショナル・マイノリティ]の権利のいかなる侵害をも、無効と宣言する基本法文を憲法のなかに入れる場合。特に、この場合必要なことは、経済的ならびに生活的諸条件や、住民の民族的構成[ナツィオナーリノゴ・ソスターヴァ。英訳版ナショナル・メイクアップ]等々を地方住民自身が考慮して、自主管理[サモウプラヴリユシチハスヤカナ? 英訳版セルフガヴァニング]州や自治[アフトノームヌィハ。英訳版オートノマス]州の境界を決定し、そのうえで、広範な州自治[アフトノーミヤ。英訳版オートノミー]や完全に民主主義的な地域の自主管理[サモウプラヴレーニエ。英訳版セルフガヴァメント]とを施行することである。[「自律に力点をおくときはアフトノーミヤを使い、構成員による自立的な管理に力点をおくときはサモウプラヴレーニエを使う」「アフトノーミヤとの訳し分けのときは、自主管理の訳が適当」¹⁾。文庫訳、全集訳ともにこの区別があいまい。なお、スターリン『マルクス主義と』第6章において、2回大会綱領第3条のサモウプラヴレーニエ(「地方自治制」として知られているはず。筆者も、ロシア語テキストにあたるまで、アフトノーミヤだと思っていた。)はアフトノーミヤのことだと説明したくだけがあるが、邦訳は混乱している。否、スターリンが混乱しており、つじつまあわせの「翻訳」をしているのか?]

(2) 一つの国家の枠内で、学校事業を民

族[ナツィオーリノスチム。英訳版ナショナルリティズ]別に分割することは、一般的には民主主義の見地から見て、特殊的にはプロレタリアートの階級闘争の利益の見地から見て、無条件に有害である。ロシアで、ユダヤ人のすべてのブルジョア政党や、さまざまな民族[ナーツィヤの複数形]の小市民的・日和見主義的分子によって採択されている、いわゆる「文化的・民族的」自治案、もしくは「民族的[ナツィオナーリノゴ。英訳版ナショナル]発展の自由を保障する諸施設[ウチリジデーニィ。英訳版インスチチューションズ。文庫訳『諸制度』]の創設」案は、まさにこういう分割に帰着する。[以上2つのパラグラフは、決議からの引用。]

参考までに、レーニンによる決議の下書きの該当部分も紹介しておこう。「Ⅲ (7)諸々の民族と言語の無条件の同権。国費による地方住民のための言語の保障。(8)〈国家〉語を排すること。(9)国家の行政区画の改訂。(10)少数民族の権利の保障に関する全国家的法律、その他。Ⅳ (11)文化的民族的自治制に対する否定的態度 ㊶〈民族文化〉のスローガンは、思想的・政治的に間違い ㊷プロレタリアートの国際主義に反する ㊸大衆をブルジョア民族主義にさそいこむ ㊹中央集権的な民主主義的変革の諸任務からそらせる(あたかも民族的分離の道を指し示すかのようだが、実際に可能なのは中央集権的な民主主義的変革だけである) ㊺カーストの状態におかれている一民族(ユダヤ人)のすべてのブルジョア政党がこのスローガンを宣伝している ㊻学校事業でプロレタリアート(ともに暮らしている諸民族のプロレタリアート)を分割するのは有害であって、統合が必要であ

¹⁾『政治法律ロシア語辞典』 稲子恒夫 ナウカ 1992/1

る」。

下書きと比較すると、決議の条項2はずいぶん簡単になっている。レーニンはそれを諸論文で補完しており、代表作としては『民族問題にかんする批判的覚書 [クリティーフスキエ・ザメートキ。英訳版クリティカル・リマークス。全集訳「論評」]』（以下『批判的覚書』と略す）をあげることができる。これまで見てきたことから分かるように、決議の条項1と2の内容は、本章第一節〈3〉（21頁）で簡単に紹介した2回党大会での綱領論争の継続・発展というべきものであった。以下、まず具体的な問題から検討しよう。

「義務的な国家語というものは存在しない、と宣言したマルクス主義者の会議に加わって、母語の権利を完全に認めたのは、ロシアではプラウダ派が最初なのだ」（『洗練された民族主義による労働者の墮落』）。まず、この問題について。2回党大会は、「言語の同権事件」（『一步前進、二歩後退』）をめぐる紛糾した。16回もの投票が行われたという。「辺境地方から提出されている言語圧迫の問題は、非常に重大なものと思う。社会民主主義者はロシア化を主張しているのではないかという疑いをかけられる恐れがあるので、言語に関する条項を我々の綱領に入れて、そういうロシア化政策という憶測を完全に取り除くことが重要である」というリヴォーフ（ドン炭鉱の労働者同盟メンバー。中間派）の発言への否定的評価に示されるように、レーニンはこの「事件」を、党内の主導権争いと見ていた。「『演説者たちが民族は同権だと主張し、権利の不平等を言語の分野の問題にしているのは』、物神崇拜で

ある」（同）とのマルトフの言明を、レーニンは、「まったく正しかった」（同）と述べている。結局、レーニンは言語に関する新たな条項を起こすことに同意した。その草案は、「住民は母語で教育を受ける権利を持つ。すべての市民は集会、公共機関および国家機関において母語で話す権利を持つ」（福田¹からの孫引き）であった。しかし、上記したように、採択された綱領第8条には、「『国家語』という用語が出てくる。レーニンは、この用語の使用には反対したようである。……綱領からは言語同権という記述は除かれ、『国家語』という用語が残った。これが、ロシア党のこの時の歴史段階であった」（同上）。

10年後、レーニンは国家語排斥論を展開した。「それは、時のボリシェビキ多数派に抗しながら主張し続けたことであって、言語に関して特別な関心を持っていたレーニンにあってこそできたことだと指摘されている [典拠となった文献は未邦訳のようである]」（同上）。推測すれば、バウアー・カウツキー論争を研究する過程で、ブリュン綱領（本章38～39頁）を検討したことが大きいのではなからうか。

とりあえず、レーニンの二つの論文をとりあげる。最初に、時期的には逆になるが、『義務的な [「強制的な」としなかった理由は後述] 国家語は必要か?』から見てみよう。レーニンは、つぎのように書き始めている。「自由主義者と反動派との違いは、自由主義者は、少なくとも初等学校に対しては母語で教授する権利を認めているところにある。しかし、彼らは、義務的な国家語がなければならないという点では、反動派と完全に

¹「ソビエト、ロシアにおける民族と言語問題」福田誠治『都留文科大学紀要』第51集から連載

一致している。義務的な国家語とは、……ロシアの住民の少数を占めている大口ロシア人の言語がロシアのその他の全住民におしつけられることを意味する。各学校では国家語を教えることは、義務的でなければならない。すべての公的事務は、その地方の住民の言語ではなく、必ず国家語によって行われなければならないことになっている」。

義務的な国家語を擁護する反動派（黒百人組）の論拠は「簡単」であって、「すべての異民族は、きびしく取り扱うべきであって、……ロシアは不可分でなければならない、あらゆる民族〔ナロードゥィ。英訳版ピーブルズ〕は大口ロシア人の指揮に服さなければならない。というのは、大口ロシア人は、……ロシアの国土の建設者であり、それをまとめている者だから」というものである。これに対し、「自由主義者の立場は、これよりもはるかに『文化的』であり、『洗練』されている」として、レーニンは、パトラシキンの論文から、次の一節を引用している。

「国家性〔ガスダールストヴェンノスチ。英訳版ステイトフッド。全集訳『国家組織』〕は文化的統一の肯定である。……国家の文化のなかには必ず国家語が入る。……国家性の基礎にあるのは権力の統一であり、国家語はこの統一の道具である。国家語は、国家性の他のすべての形態と同様に、強制的な〔プリヌーチチリノイ。英訳版コンパルソリー〕、一般義務的な〔アブシアビザーチリナイ。英訳版ユニヴァーサリー・コウアーシヴ〕力を持っている。もし単一不可分であることがロシアの宿命であるならば、ロシア語という文章語の国家的合目的性をかたく守らなければならない」。

レーニンは、引用の後にこう続けた。「自

由主義者は我々にむかってこう言う、——ロシア語は偉大であり威力がある。君たちは、ロシアのどの辺境に住んでいるものもみな、この偉大で威力ある言語を知るようになることを望まないのか？ 君らは、ロシア語が異民族の〔イノロードツィフ。英訳版オヴ・ザ・ノンラッシュャンズ〕文学を豊かにし、それが偉大な文化的価値に加わる可能性を異民族に与えるだろうということが、わからないのか？」。

これに対するレーニンの返答は、以下のようなものであった。「それはみな、その通りだ。……我々は、ただひとつ強制〔プリヌーチチリノスチ。英訳版コウアーション〕という要素を望まない。我々は、棍棒でもって楽園に駆け込めることを望まない。なぜなら、君らが、『文化』についてどんなに美辞麗句を語ろうとも、義務的な〔アビザーチリナイ。英訳版コンパルソリー〕国家語には、強制〔プリヌジデーニエム。英訳版コウアーション〕と無理押しが伴うからである。偉大で威力あるロシア語は、だれにもせよ、それを棍棒のもとで習得しなければならなくされることを必要としないと、我々は考える。我々は、ロシアにおける資本主義の発展が、一般的には社会生活の進行全体が、すべての民族〔ナーツィヤの複数形。英訳版ネイションズ〕相互の接近へ導くものと確信する。……自分の生活と仕事の条件からロシア語の知識を必要とするものは、棍棒がなくともロシア語を学ぶであろう。ところが、強制（棍棒）がもたらすものはただ一つ、次のことであろう。すなわち、それは、偉大で威力あるロシア語が他の民族的集団〔ナツィオナーリヌィエ・グループィ。英訳版ナショナル・グループス〕のなかに入り込むことを困難にするであ

ろうし、さらに主要なことには――敵意を先鋭化し、数しれぬ新しい摩擦をつくりだし、怒りと相互の無理解などを強めるであろう」。

レーニンが、国家語の強制に反対したという内容は、分かりやすいはずである。また、アドバイザーリヌィを「義務的」と訳したわけも理解してもらえたと思う。さもないと、「強制的な国家語は強制を伴う」（文庫訳、全集訳）というおかしな日本語になる。ついでに述べておくと、「大口ロシア人」とは狭義のロシア人であり、広義のロシア人（東スラヴ人）には、白ロシア（ベラルーシ）人、小ロシア（ウクライナ）人も含まれる。参考までに引用しておく、白ロシアの呼称が「現在のように定着するのは16世紀になってからである。小ロシアはモスクワ国家の大口ロシアに対する呼称であるが、この区別はコンスタンティノポリスの東方正教会によって使用され始めたものであった。小ロシアは白ロシア同様政治的に独立した国家を形成したことがなく、……この地方について、＜辺境＞を意味するウクライナという呼称が確立するのは、ようやく19世紀のことである。……13世紀以後の政治的分裂期に、かつての東スラヴ（ルーシ）の民族的統一は失われ、一定の共通性は保持しながらも異なる言語と習俗をもつロシア人、ウクライナ人、白ロシア人の三つの民族が成立した」（『ロシア・ソ連を知る事典』）。

今見たレーニンの論文は、絶大な威力をもったらしい。ブレジネフ憲法は「ソヴェト人」が形成されたと宣言したが、「この『ソヴェト人』が用いるはずの共通言語をソヴェト『国家語』と呼ぶことだけは依然として許

されなかった」¹。しかし、「ソ連邦の最終的解体という過程を経て、その二年後に現われたロシアの各共和国の言語は、一斉に国家語であることを名のつたのである」（同）。

次に、後に『批判的覚書』の第1章として再録された、『言語問題における自由主義者と民主主義者』（13年9月）を見る。この論文は、スイスの例を提示していることで有名である。レーニンは次のように述べた。「小国スイスは、この国に単一の全国家語〔アドナゴー・アプシガスダールストヴェンノゴ・イズィーカ。英訳版ワン・シングル・オフィシャル・ラングイジ〕がなく、ドイツ語、フランス語、イタリア語という、三つもの言語があることで損をしておらず、得をしているのである。スイスでは、人口の70%がドイツ人（ロシアでは43%が大口ロシア人）、22%がフランス人（ロシアでは17%がウクライナ人）、7%がイタリア人（ロシアでは6%がポーランド人、4.5%が白ロシア人）である。スイスのイタリア人が、共同の議会ではしばしばフランス語で語っているとして、それは、なにか野蛮な警察的法律……の棍棒のもとでそうしているのではなく、ただ、民主主義国家の文明的な市民がみずから、多数のものによく分かる言語を選んでいるからにすぎない。フランス語はイタリア人に嫌悪の情をおこさせない。なぜなら、それは、自由な文明民族の言語であり、むかつく警察的手段で押しつけられたのではない言語だからである。それよりはるかに雑多な、おそろしくおくれた『広大な』ロシアが、一体なぜ、諸言語のうちの一つのために、どんなものであれ特権を存続させることによって、自らの発展を妨げなければならないのか？……もしロシ

¹ 「国家と国家語」 田中克彦 『思想』98年10月号所収

アがヨーロッパに追いつきたければ、ロシアはできるだけ早くできるだけ完全に、できるだけ思い切って、ありとあらゆる特権をなくすべきではないのか？」。

レーニンには、次のような展望があったことを付記しておく。「経済的取引の必要が、一つの国家内に住む諸民族 [ナツィオナリーノスチ。英訳版ナショナリティズ] に（彼らと一緒に生活することを望む間は）、多数の者の言語を学ぶことを常に余儀なくさせる……。ロシアの制度が民主主義的になればなるほど、資本主義はそれだけ強力に、急速に、広範に発展するであろうし、経済的取引の必要は、それだけ切実に、さまざまな民族 [同] を、共通の商取引にもっとも便利な言語の学習へと押しやるであろう」。

レーニンによるスイスの側の説明は、実は、カウツキーを下敷きにしたものであった。カウツキーは、次のように述べていた。

「三つのスイスの言語のうち、二つは世界語であり、他の一つのイタリア語は、第一級の文化語である。これらの言語の一つをマスターした人は誰でも、豊かな文化財を享受することができる。二つ、あるいは三つ全部の国語 [原語不明] の知識は、そこではなんら負担ではなく、事情が許す限り、すべての人が求めている利点なのである。それゆえ、軍隊においても、連邦議会においても、裁判所でも、学校においてさえ、言語的分離はなんら困難なこととは感じられていない。……ドイツ語とフランス語の言語境界にあるスイスの市町村……では、以前はフランス語を話していたが、今ではドイツ語を話し、学校の授業と説教は旧来のやり方で依然としてフランス語で行われている……。二重言語状態が広く

普及しているがゆえに、そのようなことは、いかなる困難も引き起こさないのである」

（『ナツィオナリテートとインテルナツィオナリテート』）。つまり、以前に見た「世界語」論の立場（本章51頁右段）から、スイスの言語状態を評価したものであった。カウツキーによれば、レト・ロマン語は、「ごく小さい民族的破片」（同）なのである。

ところで、レーニンは『批判的覚書』の別の所でも、スイスの側について述べている。

「スイスには三つの国家語があるが、レファレンダムの場合には法案は、五つの言語で、すなわち三つの国家語のほかに二つの『ロマンス系』方言で、印刷されている。……二州……では、二つの方言は完全な同権をもっている」と。

「二つの『ロマンス系』方言」は、今日では、レト・ロマン語という一つの言語とされている。問題は、「国家語（カスダールストヴェンヌイハ・イズィーカ。文庫訳、全集訳ともに『国語』）」であって、スイス連邦憲法の表記はナツィオナールシュプラーヘ（「国家レベルにおける民族語」というようなニュアンスらしい。ようやく見つけた小学館『独和大辞典』によれば「標準語」）だという。1938年、レト・ロマン語は、アムツシュプラーヘ（官用語、公用語）ではないままにナツィオナールシュプラーヘの地位を得たのであった。だとすれば、「レトロマン語を第4の公用語に」（岩波『世界史年表』）の表記はおかしいことになる。「連邦的な構成をとる国家においては、中央原理と地域原理との二重構造が一致しないばあい、必然的に、多かれ少なかれこのような偽瞞 [ママ] 的な二重帳簿の採用を強いられるのであ

る」¹。「言語ごとの分離が国家の解体すら誘発しかねない多言語の——多民族ののではない——存在を国内に許す国家は、そのこと自体によって寛容で民主主義的な姿勢を示しているように思われる。しかし、国家語の原理は、このような寛容をほとんど許すことがない。……たとえばベルン州（カントン）において言語的少数者を構成するジュラ地方のフランス語住民は、州議会選挙において、フランス語を母語とする代議員を当選させたにもかかわらず、言語上の理由によって、この当選は無効とされた。ベルン州からのジュラの分離は、1974年6月23日の住民投票ではじめて公的な議論の場にのぼったのである。ここに見られるのは、州のレベルに投影された国家語の原理である」（同）。

田中は、「なぜ、プロイセン、オーストリアなどのドイツ語圏においては『シュタート（国家）の言語』という用語を必要としたか」²と設問し、以下のように回答している。「プロイセンに『国家語』の必要が生じたのは、ドイツ語のほかに、だれもが『言語』であることを信じて疑わないポーランド語があったからである。オーストリア＝ハンガリー帝国には10の独立した言語があった。それぞれが独立した言語であって、それらが作りだす多言語状況から生ずる困難という認識があって、はじめて、法律にもとづく『国家語』を制定する必要が生ずるのである。この点が、いかなる法的な根拠をも持たない『国語』とは根本的に異なることに注意しなければならない。……言語権についての理論、言語立法についての議論が発展しえた

のは、19世紀において『国家語』の議論の経験をもったところだけであった」（同）。

なお、フランス語においても、「国語」に近いラング・ナシオナルとは別に、ラング・デタ（国家の言語）という用語があるという。

また、田中は、「宗主国家語」という用語を提唱し、その理由を、次のように説明している。「1860年代、プロイセン国家において生じた『国家語』シュターツシュプラーヘという語は、機能的には単に国家内多言語間を媒介し、国家業務を集約するための『業務語』ゲシュフツシュプラーヘと同義にすぎなかったのに、『宗主国家語』は、その言語の宗主国における社会的儀礼、倫理規範をも受容するよう迫るからである。単なる『国語』や『国家語』ではおおいつくせない『宗主国家語』の内容は、新しい社会言語学的概念として今後検討されなければならない。宗主国家語は、たとえばその言語能力の認定基準の中にもこれらの倫理規範を要求する」³。かつてのインドの場合、「土着の多言語状態のもとで、国家的な統一業務を行う上で、英語は『業務語』として『国家語』の役割を果たしていたのである。そしてこの際注意すべきことは、『国家語』はその国家の（主要）民族の母語である必要はまったくないという点にある。この点が、スイスのナツィオナルシュプラーヘ（ン）とは異なるのである。……ところが日本語は、単に通じればいい、機能的な『業務語』として、台湾、朝鮮に導入されたのではなく、天皇主義と日本の徳目と一体となっていた。今日でも、教科目として『日本語』を許さず、『国語』で

¹『言語からみた民族と国家』田中克彦 岩波現代文庫 2001/9

²「国家と国家語」 田中克彦 『思想』98年10月号所収

³『国家語をこえて』 田中克彦 ちくま学芸文庫 1993/4

なければならないというこの感覚は、言語が諸民族間をとりもつ単なる機能であるという面を認めたくないという自閉的感覚のなせるわざである¹。

先のレーニンの引用がナツィオナールシュプラーへとシュターツシュプラーへとを区別していないことを示すとすれば、レーニンの国家語理解は不十分であったといえよう（2回大会綱領にあった「国家語」は、どのような意味内容として考えられていたのであるか）。レーニンは、国家語の強制を拒否したのであり、民族（言語）の同権を徹底したところから出てきたものであった。そこに人工語が出てくる余地はない。

トリヴィアルな知識を書いておくと、「標準語」は規範性をもち、実際は誰も正しくは使えないものだが、「共通語」はよりプラグマティックなもので、要するに通じ合う言葉だということである。UN憲章第111条には、「この憲章は、中国語、フランス語、ロシア語、英語及びスペイン語の本文をひとしく正文と」するとあるが、UNの「公用語」になると、これにアラビア語が加わるらしい（これはウィキペディア情報）。

民族別学校の問題に移ろう。「いわゆる『文化的民族的』自治制（言い換えれば『民族的 [ナツィオナーリノゴ。英訳版ナショナル] 発展の自由を保障する諸施設の創設』）の計画または綱領の本質は、学校事業を民族 [ナツィオナーリノスチム。英訳版ナショナルリティー] 別に分割することにある」（『「文化的民族的」自治制について』）。レーニンが「文化的民族的自治制」の本質を具体的問題に限定して捉えたことは、正当であろう。ことは、党綱領に含めるかどうかと

いう問題であり、第2回党大会におけるブントの主張も、上記引用の（ ）内の具体的要求を加えるというものであった。

先に、訳語としては「『自治制』……の方がしっくりくる」と書いた（本章160頁右段末）のも、綱領論争であるならば、制度など一定の具体性が必要であるという判断に基づいている。ちなみに、手元にある辞書にあたってみると、アフタノーミヤおよびそのもとなつたらしいポーランド語のアウトノミヤ、さらには英語・ドイツ語・フランス語のそれに該当する語の意味すべてが、「自治（権）」ないしは「自治、自治権」となっている（ドイツ語にだけ「自治権（制）」あり）。参考までに次の一節を引用しておく。

「自治についていえば、マルクス主義者が擁護するのは、自治『の権利 [プラーヴァ。英訳版ライト]』ではなくて、多様な民族構成をもち、地理的その他の諸条件がいちじるしくまちまちである民主主義国家の一般的・普遍的原則としての自治そのものである。『諸民族の自治権』の承認ということは、……不合理なことであろう」（『民族自決権について』）。

なぜ文化的民族的自治制の本質が学校の民族別化であるかということ、レーニンは次のように説明している。「各民族 [ナツィヤ] は、それに所属する任意の個人がどこに住んでいようと、それとは無関係に（すなわち、地域とは無関係に、——『非属地的』自治制という名称はここからきている）、国家的に認められた単一の団体 [ソユーズ。文庫訳『同盟』] を形成し、この団体が民族の文化事業を管轄する。これらの事業のうちの主要なものが学校事業である。各市民がその

¹ 「国家と国家語」 田中克彦 『思想』98年10月号所収

居住地に関係なく任意の民族団体に自由に登録することによって民族の構成員が決定されるから、学校事業の民族別の分割は、絶対に正確な、絶対に首尾一貫したものとなる」（『「文化的民族的」自治制について』）。

時系列的にレーニンの論文を見ていく。13年8月に発表したのが『ユダヤ人学校の民族別化』である。原題は、ナツィオナリザーツィヤ・イヴレイスコイ（ロシア語でユダヤ人はイヴレイであるが、これはギリシャ語のヘブライオスからきている）・シコーリイ（英訳版ザ・ナショナルリゼイション・オブ・ジューイッシュ・スクールズ。全集訳は『ユダヤ人の民族学校の設置』）。この論文は、以下のように論じている。

「現代の民族主義の極端な現われは、ユダヤ人学校を民族別化する計画である。この計画は、オデッサ学区視学官の手もとで生まれ、『文部』省の同意を得たものである。この民族別化とは、どういうものか？ それは、ユダヤ人を分離して、特別のユダヤ人学校（中等）に入れようとするものである。私立、官立を問わず、その他すべての学校では、ユダヤ人に対して完全に門戸を閉ざそうというのである。……一般にわが国の政治で、特にここに述べている計画で最も有害なのは、ユダヤ人に対する迫害と抑圧のほか、民族主義をあおりたて、国家内の諸民族〔ナツィオナリノスチイ〕をそれぞれ互いに分立させ、疎隔を強め、彼らの学校を分割しようとする意図である。……ユダヤ人学校を民族別化するというこのもっとも有害な計画は、いわゆる『文化的民族的自治制』のプラン、すなわち、学校事業を国家の手からとりあげて、それぞれの民族の手にうつすというアイデアがいかに誤っているかを、示してい

る」。

再び『「文化的民族的」自治制について』から。「もし経済が一国家内に生活する諸民族を結合させているとすれば、これらの民族を、『文化』問題、特に学校問題という分野のために、永久に分割しようと試みることは、不合理であり、反動的である。……現在、諸民族は不平等であり、彼らの発展水準は一樣でない状態を、我々は目撃している。こういう事情のもとでは、実際にはかならず、おくれた〔？〕民族にとって改悪となるであろう。……国民学校の民族別分割によって、いっそう労働者を細分し、離間させ、弱めることはできるが、これに反して、どのような『文化的民族的自治制』も、その子供に富裕な私立学校と特別のおかかえ教師とを立派に保証している資本家を細分化や弱体でおびやかすことは決してできないのだ」。

13年12月に発表された『ロシアの学校における生徒の民族的構成』。「我々にこう質問する人があろう、——しかし、同権の基礎に立ってペテルブルクの生徒48076人のうちの1人のグルジア人の子供の利益を保障することができるだろうか？と。我々はこれに対してこう答える、——グルジア『民族文化』の基礎の上に立って、ペテルブルクに特別なグルジア人学校を設けることは不可能であり、このようなプランを宣伝することは有害な思想を人民大衆のなかにもちこむものである、と。しかし我々は、——この1人の子供のために、グルジア語、グルジア史などの講義用の無料の官立建造物を要求し、この子供のために中央図書館からグルジア語の本の翻訳を出すこと、グルジア人教師の俸給のための支出の国庫支弁等々を要求する。……真の民主主義の条件のもとでは、学校を民族別に

分割しなくても、母語での教授、ラドノーイ・イストーリィ [英訳版ネイティヴ・ヒストリー。文庫訳・全集訳ともに『母国史』] などの教授の利益を完全に保障することができる」。

上の論文の3日後に発表された論文『ふたたび民族別による学校事業の分割について』。「アン [ジョルダニア] 氏はこう主張する、母語で教える学校というのは、学校事業を民族別に分割することに他ならない。プラウダ派は、異民族からその民族学校をとりあげようとしている！と。……もし母語による学校は学校事業を民族別に分割することに他ならない、というアン氏が正しいとすれば、1903年に、『文化的民族的自治制』を否決したまさにその大会で母語を完全に認めた綱領を、なぜ、ブント派は1906年に、解党派は1912年に、それぞれ『補足』（より正確に言えば歪曲）しようとしたのか？」

レーニンは、学校の民族別化とは、「一つの国家の枠内で民族を区画すること [ラズグラニチェーニエ。ジョルダニアが使用した語をそのまま用いている。英訳版はもっと強くセグリゲーション=隔離]」であると喝破した。『洗練された民族主義による労働者の墮落』では、こう述べている。「この [『文化的民族的自治制』 = 学校事業を国家の管理から除外して個々のナツィオナーリノスチの手に移す] 計画は、『民族文化』の諸問題で、学校事業を、当該の国家的同盟 [ソユーズ。英訳版フェデレーション] の諸民族 [ナツィオナーリノスチ] 別に、それぞれの議会 (セ

イム)、学校財政、学務委員会、学校施設をもった民族的同盟 [ナツィオナーリヌィエ・ソユーズィ。英訳版ナショナル・アソシエーションズ。全集訳『民族結合体』] に、分割するものである。これは、労働者階級を墮落させ、分割する、洗練された民族主義の計画である」。そして手稿『民族政策の問題によせて』（14年4月以降）で、「諸民族の孤立化を強める結果をもたらす」として、こう語った。「すべての民族の労働者がもつべき学校政策は、ただ一つ、すなわち、母語の自由、民主主義的な世俗的 [=非宗教的] な学校である」と。学校問題については『批判的覚書』でも言及しているので、そこでもとりあげることにする。

ところで、以上の二つの件について、スターリン『マルクス主義と』は、どう語っていたか。「あらゆる種類 (言語、学校、その他) の民族的同権は、民族問題の解決において欠くことのできない条項である」とは述べている。しかしながら、ブリュン綱領を紹介しながらも、指導的原則の5を省略しているように、国家語問題は射程に入っていない。また、本章68頁左段第3パラグラフの、「自分自身の学校」はラドノーイ・シコーリィであり、「民族学校」のことであろう (本章64頁左段末参照。「民族の学校」は、ロシア語テキストでは「その学校 イヨー・シコーリィ」)。なお、その上のパラグラフの「地方自治制」の「自治制」は、アフトノーミヤ。¹

オーストリアにおいて言語問題が深刻だっ

¹ このたびロシア語テキストをゲットしたので、『マルクス主義と』を読み直してみたのだが、紛失したレーニンの『民族問題ノート I』に摘要が入っていたと思われる文献 (カステリヤンスキー編『近代国家における民族運動の諸形態』) を典拠としている箇所があった。レーニンがスターリンに、『民族問題ノート I』を貸したという仮説も、成り立つのではないかと (大したことではないが)。

たことは先に見たが、軍隊においても民族的（言語的）配慮はなされていた。しかし、この政策は、内向けとしてはともかく、外に対して戦う際に欠陥を露呈したという。「ハプスブルク軍が総力戦〔第1次大戦〕を勝ち抜くためにはドイツ軍の支援は不可欠だった。そのときハプスブルク国家でドイツ民族主義が優先されていくこともまた必然だった」¹。

また、言語問題は学校問題と結びついている。普墺戦争敗因の一つを兵士の教育水準の低さにあると考えたオーストリア政府は、1869年に全国小学校法を成立させた。その第59条は、次のように規定している。「学校設置の基準を決めるのは各州の立法権に属するが、以下の原則は守らなければならない。すなわち、1時間以内の通学区に5年平均で40名以上の児童がいて、学校が設置されない場合児童が4キロメートル以上離れた学校に通わなければならないときには、一つの小学校を設置しなければならない」、と。

「この全国小学校法の規定と憲法第19条の規定とに整合性を持たせるためには、複数の民族が居住する州では民族ごとに、1時間以内の通学区に5年平均で40名以上の児童がいる場合に、一つの小学校が設置されなければならないことになる。……しかし、将来できるはずの民族系の小学校への通学児童が5年平均で40名に達するかどうかを予測することは容易ではなかった」（同上）。

その結果、「40名」をめぐる、調査委員会、教育委員会、自治体、文部省、裁判所などが紛争の場となったのであった。「オーストリアの場合、民族は基本的には言語を基準に考えられていたが、言語といっても、先

祖から伝わる言語（母語）、生活で使う言語（日常語）、家庭で使う言語（家庭語）によって微妙に異なる場合、何が最も客観的な指標になるかについての合意は得られなかった。また民族帰属を規定する法律が存在しない以上、民族帰属を司法的に決めていくこともできなかった」（同上）。

ことほど左様に、民族別学校も実際上の困難を孕んでいるのである。ロシアの社会主義者たちは、オーストリアの教訓を知っていたのであろうか？

文化的民族的自治制論を包括的に批判した『批判的覚書』は、『言語問題における自由主義者と民主主義者』への批判に対する反論であった。以下、その内容を紹介する。第1章はすでに見た。13年12月6日付（西暦）のレーニンによるシャウマン宛の手紙によると、11月15日付の手紙（レーニンの論文『言語問題における～』の発表後である）でシャウマンは、国家語を決めることに賛成していた。これに対してレーニンは、こう述べている。「『国家語』は、ロシア語から人々をおっぱらう棍棒を意味しないだろうか？ あなたは、どうして、民族問題で特に大切なこの心理を理解しようとしないのだろうか？ この心理は、ほんの少しでも強制があれば、中央集権、大国家、単一の言語の争う余地のない進歩的意義をけがし、傷つけ、無にしてしまう。しかし経済は、心理よりも、いっそう大切である。ロシアには、ロシア語を必要なものとしている資本主義経済がすでに存在している。ところがあなたは、経済の力を信じないで、警察のならず者を経済を支えるつかい棒にしたいと望んでいるの

¹『ハプスブルクの実験』 大津留厚 春風社 2007/5

だ」。

第2章「民族文化」。しばしば、レーニンは民族文化一般を否定したとされている。しかしこれは曲解であって、レーニンは民族文化一般の擁護を拒否したのである。レーニンの主張は、ラトヴィア党政綱草案、『テーゼ』から一貫している。ブントのリープマンは、次のようにレーニンを批判した。

「民族問題に少しでも通じたものならだれでも知っているように、インタナショナルな文化はノンナショナルな文化（民族的形式抜き文化）ではない。ロシア人の文化でも、ユダヤ人の文化でも、ポーランド人の文化でもなく、もっぱら純粋な文化でなければならぬノンナショナルな文化というのは、ナンセンスである。国際的な思想〔イデーイ。英訳版アイデアズ〕は、それが労働者の使う言語に順応させられ、労働者の生活する具体的な民族的諸条件に順応させられるときにはじめて、まさに労働者階級にとって身近なものになりうる。労働者は、自分の民族文化の状態と発展に無関心であってはならない。なぜなら、民族文化を通じて、しかもこれを通じてはじめて、労働者は『民主主義と世界労働運動との国際的文化』〔第1章に再録された論文の一フレーズ〕に参加することができるようになるからである。……ヴェ・イ〔レーニン〕は、すべてこうしたことを知ろうともしない」。

これに対してレーニンは、以下のように答えた。

「おのおのの民族文化のなかには、たとえ未発達のものであるとはいえ、民主主義的文化と社会主義的文化との諸要素がある。……しかしおのおのの民族のなかには、ブルジョア文化（多くの場合、それ以外に黒百人

組のおよび教権主義的な文化）もまたある、——しかも、単に『諸要素』としてではなく、支配的な文化としてある。だから『民族文化』一般は、地主、坊主、ブルジョア階級の文化である」。

「民族文化のスローガンの意義は、その国と世界のすべての国とのすべての階級の客観的な相互関係によって決まるものである。ブルジョア階級の民族文化は、一つの事実である……。労働者をブルジョア階級の言うなりにするために労働者を愚鈍にし、愚弄し、分裂させる戦闘的ブルジョア民族主義——これが、今日の基本的な事実である」。

「我々のなすべきことは、まさに我々の民主主義運動と労働運動の歴史のうちにある萌芽を、もっぱら国際主義の精神に立って、また他国の労働者ともっとも緊密に同盟してこれを発展させながら、大口ロシア人の黒百人組のおよびブルジョア的な支配的民族文化と闘争することである」。「ブルジョア民族主義とプロレタリア国際主義——これは、全資本主義世界の二つの大きな階級的陣営に対応し、民族問題における二つの政策（さらに二つの世界観）をあらわす、二つの非和解的・敵対的なスローガンである」。

レーニンの主張が曲解される原因は、「民族文化」への「国際文化（インテルナツィオナーリナヤ・クリトゥーラ）」の対置、および「ユダヤ文化」の規定（後述）にあると思われる（「族際文化」の方が適当だと思うが、慣例に従い「国際文化」としておく）。しかし、レーニンはこう説明していた。「我々は、『民族文化』を支持しているのではなく、各民族文化からわずかに一部だけ、すなわち、各民族文化の民主主義的なまたは社会主義的に一貫した内容だけを含めてい

る、国際文化を支持しているのである」（ラトヴィア党政綱草案）。「民族の文化的統一」は、「ありもしない幻影」として退けられた。「民族文化のスローガン……は正しくない。というのは、人類の経済的、政治的および精神的な生活は、資本主義のもとでもますます国際化されつつあるからである。社会主義は、この生活を完全に国際化する。すでに今日、あらゆる国のプロレタリアートによって系統的に創造されつつある国際文化は、『民族文化』……を全体としてそのなかに入れられているのではなく、それぞれの民族文化のうちから、もっぱら、徹底的に民主主義的、社会主義的な要素だけを取り入れているのである」（『テーゼ』）。この二著は、公に発表されたものではないから、リープマンは知らなかったはずである。またレーニンも、「我々の旗の上に書かれるのは、『民族文化』ではなく、すべての民族を高度の社会主義的統一 [イチーンストヴェ。英訳版ユニティ] のうちに融合させる国際文化 (族際 [メジチウナロードナヤ] 文化) [カッコ内は全集・文庫ともに省略されている] であり、これはすでにいま資本の国際的団結 [オブチネーニエム。英訳版アマルガメイション] によって準備されつつあるものである」（『ふたたび民族別による〜』）と述べている。この論文は、リープマンによる批判の後に発表された。

なおレーニンは、次のようにも述べていた。「労働者は、民族文化とか『民族的文化的自治制』とかいった甘言で、自分たちを分割することを許さないであろう。あらゆる民族の労働者は、真の文化の保障である、完全な自由と完全な同権とを、共通の組織のなか

で協同一致して、一緒に守りぬいている。労働者は、自由を説き抑圧に反対する者が早くから準備してきた、自分の国際的文化を全世界で創造しつつある。古い世界、民族的抑圧、民族的反目、民族的分立の世界に対して、労働者は、どんな特権も、人間による人間のどんな抑圧も存在する余地のないような、あらゆる民族の勤労者が統一された新しい世界を対置している」¹。

コメントは、次章とまとめて行う。第3章「同化主義 [アシミリヤートルストヴァ]」という民族主義的おどし。レーニンは、次のように書き出した。「アシミリヤートルストヴァの問題、すなわち民族的特殊性の喪失の問題、他の民族への移行の問題は、ブント派と彼らの同志の民族主義的動揺の結果を明瞭に示してくれる」。そして、アシミリヤートルストヴァには、「文字通りには、ウボドブレニエ [類似化]、オトヂェストヴレーニエ [同一化] の意味である」との註をつけている（英訳版にはこの註がない）。『政治法律ロシア語辞典』によると、アシミリヤーツィヤ (同化) という語は、「19世紀後半」にドイツ語から入ってきた新しいものである。ちなみに英語アシミレイションの第一の意味は「消化」。

第1章に再録された論文で提示された、「当該国家のすべての民族 [ナツィオナーリノスチ] の労働者を単一の労働者団体に統一し融合させるという要求」を、リープマンは「古くさい同化主義の駄弁」と非難したのであった。これに対してレーニンは、まず次のように述べた。

「発展しつつある資本主義には、民族問題についての二つの歴史的傾向がある。第一

¹ 『労働者階級と民族の問題』 1913年5月10日付『プラウダ』

の傾向は、民族生活と民族運動の目ざめ、あらゆる民族的抑圧に対する闘い、民族国家の創出である。第二の傾向は、諸民族間の種々の関係が発展し頻繁になること、民族的隔壁の破壊、資本、経済生活一般、政治、科学、等々の国際的統一の形成である。この二つの傾向は資本主義の世界的法則〔ザコーン〕である。第一の傾向は、資本主義の発展の初期に優勢であるが、第二の傾向は、社会主義社会に転化する方向に進んでいる成熟した資本主義を特徴づけるものである。マルクス主義者の民族綱領はこの両傾向を考慮に入れる。そして、第一に、民族と言語の同権と、この点でどんなものであれ特権を容認し得ないことを主張し……、第二に、国際主義の原則と、ブルジョア民族主義……がプロレタリアートに感染するのを防ごうとする非妥協的な闘争の原則とを主張する」。

そしてレーニンは、こう述べている。「リープマン氏は『同化主義』を非難しているが、彼が同化主義として理解しているものは、強制でも、権利の不平等でも、特権でもない。あらゆる強制とあらゆる権利の不平等とを引き去ったなら、『同化主義』の概念のなかには何か実在的なものが残るだろうか？無条件に残る。民族的隔壁の破壊、民族的区別の除去、諸民族の同化をもたらす資本主義の世界史的な傾向が、残る。そしてこの傾向は、10年ごとにますます強力に現われ、資本主義を社会主義へ転化させる最大の原動力の一つをなしているのである」。

続いてレーニンは、三つの例をあげている。第一は、ユダヤ人の状態（ユダヤ人問題については別に項を設ける）。第二に、USAへの移民。「ニューヨーク州……は民族的区別を磨滅させる碾き臼に似ている。……民族

主義的偏見に陥っていないものは、資本主義による民族のこの同化過程に最大の歴史的進歩を、特にロシアのような後進諸国のいろいろのへき地にある民族的頑迷を、認めないわけにはいかない」。

第三に、ウクライナ。ユルケヴィチ（ウクライナ社会民主労働党中央委員）の主張を、レーニンは次のように要約している。「1906年に、……ウクライナのプロレタリアートは完全にロシア化しているので、彼らには特別の組織は不必要であると主張した」者がいるが、「これは『民族的受動性』だ、これは『民族的否認』だ、こういった連中が『ウクライナのマルクス主義を分裂させた……』……。『労働者の間にウクライナ民族意識が高揚している』にもかかわらず、今日、『民族的に自覚』しているのは労働者の少数であり、多数は……『まだロシア文化の影響下にある』。そして、我々の任務は……『大衆に追従することでなく、彼らを率い、彼らに民族的任務を説明してやることにある』」。

レーニンはまず、「ブルジョア的『民族的任務』の見地から見てさえ愚劣な政策」であることを示す。「大口ロシア人プロレタリアとウクライナ人プロレタリアが統一行動をとる場合に、自由なウクライナは可能となるのであって、このような統一なしには、それは問題にもなりえない」。次に、マルクス主義の見地から、こう述べた。

「大口ロシアから数万、数十万の農民と労働者を資本主義的農場に、鉱山に、都市に引き寄せつつある……ウクライナのより急速な経済的発展の過程が完全に明確になってからすでに数十年になる。大口ロシア人プロレタリアートとウクライナ人プロレタリアートの

『同化』——上の範囲内での——の事実、疑いない。そして、この事実は無条件に進歩的である。資本主義は、愚鈍で頑迷な、住み着いたままの、熊のように野蛮な、ムジーク〔農民の蔑称。一般に『百姓』と訳されている〕のかわりに、可動性を持ったプロレタリアートをすえるが、このプロレタリアートの生活条件は、大口シヤ人であれウクライナ人であれ特有な民族的狭量を粉碎する」。

最後にレーニンは、次のように述べている。「現代の各民族のなかには、二つの民族がある。おのおのの民族文化のなかには二つの民族文化がある。一方にはプリシケヴィチ〔黒百人組〕流、グチコフ〔ブルジョアジーの指導者〕流やストルーヴェ流の大口シヤ文化があるが、他方には、チェルヌィシエフスキーとプレハーノフの名で特徴づけられる大口シヤ文化もある。もしウクライナ人労働者の多数が大口シヤ文化の影響下にあるとしても、我々は、大口シヤ人の坊主のおよびブルジョア的文化和ともに、そこには大口シヤ人の民主主義と社会民主主義の思想もまた作用していることを、確実に知っている。第一の種類の『文化』と闘いながら、ウクライナ人マルクス主義者は、常に第二の文化を区別し、ウクライナ人労働者に向かって言うだろう、『自覚した大口シヤ人労働者と、彼らの文学、彼らの思想圏と交流するあらゆる可能性を、必ず全力を挙げてとらえ、利用し、強固にしなければならない。……』と。ウクライナ人マルクス主義者が抑圧者たる大口シヤ人に対するまったく正当で当然な憎悪に熱中したあまり、たとえこの憎悪のほんのわずかでも、たとえ単なる疎遠感をでも、大口シヤ人労働者のプロレタリア文化やプロレタリア事業に持ち込むなら、このマルクス主義者は

そうすることによってブルジョア民族主義の泥沼にはまりこんでいるのである。それとまったく同じように、大口シヤ人マルクス主義者が、ウクライナ人の完全な同権の要求、または独立国家を創設するウクライナ人の権利を、一瞬でも忘れるなら、彼もまた、ブルジョア民族主義はもとより、黒百人組的民族主義の泥沼へもはまりこんでいるのである。大口シヤ人労働者とウクライナ人労働者が一緒になって、また両者が一国内に生活しているかぎりはもっとも緊密な組織的統一と融合のもとに、プロレタリア運動の共通の文化または国際文化を守り、宣伝用語の問題、この宣伝の純地方的または純民族的な特殊性を考慮する問題に対しては、絶対に寛容な態度をとらなければならない」。

「二つの民族」「二つの民族文化」についての説明から、レーニンが、民族を定義づけようとする衝動から自由であったこと、「国際文化」の対置は一種のレトリックであったことを読み取るのは、無理な話であろうか。レーニンは、『民族問題に関する講演の要綱』（14年初。以下『要綱』と略す）と題される手稿で、「民族文化」と「国際文化」を対比し、前者に「疎隔〔オボソブレンノスチ。英訳版アイソレイション〕。ブルジョアジー、教権主義者、等々との結合」、後者に「結束。他の民族の民族主義派や社会主義者との結合」と記している。「国政文化」とは「民族文化」へのアンチテーゼにすぎず、未来の文化（社会主義的文化）の萌芽であり、いわばプロレタリア国際主義と同義のものとして考えられていたのであった。なお、レーニンが「ムジークの民族主義」を重視していることに注意せよ。ブルジョア文化とプロレタリア文化については、プロレトクリト

批判（第一章前編77～79頁 未公開）を参照。

争点になった「民族文化」が、本質主義的理解、すなわち、すでに見たドイツ的言語観と同じような、有機的統一体としてのそれであったと理解して間違いなからう（ユダヤ人ブントらは否定するかもしれないが、民族性を体現するものとして「民族文化」一般を固定的＝超歴史的に把握する思考は、そうならざるをえない。例えば、「男文化」「女文化」などと同じように）。ヘルダーが言語と文化を一体のものとして把握し、カウツキーもまた、言語的文化を技術的文化（絵画、音楽など）と区別し、重視していた。そして、ドイツ人が「ドイツ的」なものを求めて苦悩したことも見てきた。レーニンも、このような「民族文化」をいわば政治的に批判したのであったが、「民族文化」の社会的・イデオロギー的機能については迫っていない（先の国家語への論及と同様に、歴史的限界ともいえよう）。

既述したように、文化概念自体がナショナリズムと結びついていた。「民族文化」（お望みなら「民族的伝統」と言いかえてもよい）なるものは、近代におけるナショナリズム運動から生まれたのである。「日本にある諸々の文化の雑然とした集合という意味での日本文化は容認できても、日本人の本来性を担うような有機的統一体としての日本文化は存在しない」、「文化の波及する範囲と共同体の範囲を重ね合わせて考える文化主義者の発想は、あらかじめ、共同体内にある無数の文化的非共約性を無視し、文化的非共約性を共同体の外部との境界にのみ見ようとする機制によって支えられている」¹。酒井は次

のように続ける。

「この機制は次のような規則によって支えられているのでなければならない。①当初、文化的差異において人が出会う非共約性は未知の文化になじみのない者にとって了解不能のものとして現われる以上、文化の非共約性は対称的な二項関係あるいは一般性における特殊性の差としての種差としては把握され得ない。……文化的差異は概念的な記述が可能な意識の対象としては与えられない。……にもかかわらず文化主義では、文化の非共約性は、必ず意識され、主観の対象として措定し得るものとして、あらかじめ前提された二つの共同体の間の種差として了解されてしまう。文化主義は文化的差異を文化的種差に解消し、そうすることで文化的差異への実践的なかわりを無視しようとする。②……種と類の位階で、種差はそのつど共通の一般性における二つの特殊性の違いを規定するが、文化主義では、この二つの特殊性が必ず、一つの共同体とそれ以外の共同体の属性として理解されてしまう。たとえば、敬語の用法が発達した文体とそうでない文体の相違、あるいは、画面の中央に空白を許す画法と中央を埋めようとする画法の相違、といったよく持ち出される文化の違いを考えてみよう。これらの種差が問題となるのは、人称指示の文法機能と絵画での空間配置といった異なった一般性においてであるが、文化主義ではこの種差がすべて日本文化と日本以外の文化の差異に還元され、種差によって示された特殊性がすべて日本文化の属性を示す特殊性の水準における一般性として単一の主語『日本文化』の述語になってしまうのである」（同上）。

¹ 『ナショナルリティの脱構築』「序編」 酒井直樹 柏書房 1996/2

酒井はこうも述べている。「日本語という実定性の存在を前提するかぎりでは、日本語の個々の要素を構成する日本の『ことば』が日本語として同定しうるものとなる……。個々の日本のことばを『経験』するためには、それ自身は『経験』しえない体系としての『日本語』なる実定性を措定しなければならないのだ。……『日本人』や『日本文化』の同一性は経験的には規定できず、……そこには必ず『神話』が含まれる。「『日本文化』が、……他の『日本文化』と比較対照されるためには、まず……『日本文化』は統一体として定立され、ひとつの……『文化』として表象されうるのでなければならない……。つまりそれらの表象が、ある単位として、数えられる名詞、可算名詞に対応するものとして、定立されるのである」¹。

要するにこういうことだ。「日本文化」とは、「日本文化でない文化ではない文化」としか定義できないはずである。「日本文化」の本質的特徴は、「日本文化」そのものからは出てこない。他文化の存在が前提となっているのである。他文化と比較するためには共通の土俵が設定されなければならない、かつその土俵上で独立した統一体として想定されなければならない。そのように理念化された「日本文化」に、個々の特徴が後付け的に組み込まれるのである。この有機的統一体として理解された民族文化は、ナショナリズム運動の強力な武器となった。

留意すべきは、被抑圧民族が自らの民族性、民族文化を押し出す場合、抑圧民族（世界的には「西洋」）の分類法（上記の土俵および土俵に上る主体の設定法）を借用せざるをえないことである。従って、同権の要求

や、差別・抑圧の糾弾は、その分類法そのものへの批判を内包しなければ、抑圧民族の民族性をも正当化する理論になる（多文化主義の限界は、以上のことを無視する点にある）。ユダヤ人ブントらは、この落とし穴にはまったと言えよう。

後知恵ではあるが、レーニンは、バウアー批判をスターリンにまかせっきりにするべきではなかった。さらに言えば、カウツキーによる民族規定への依拠にとどまるべきではなかった。

レーニンによる「同化」の説明は、一種の近代化論のように見える（「資本主義の世界的法則」については後述）。しかし、「プロレタリアートが問題になっているときに、……全体としてのウクライナ文化を同じく全体としての大口シア文化に対立させる」ユルケヴィチを批判し、「両民族のプロレタリアートの交渉、融合、同化の利益」を強調しているように、レーニンの主眼は、プロレタリア・インターナショナリズムの立場を防衛することにあった。

とはいえ、レーニンは、他民族の混住をもって、単純に「民族的差異を磨滅させる碾き臼」とする把握もしている。単なる混住が民族（人種）対立を解消しないことは、USAの現実が示している。レーニンは、「あらゆる強制とあらゆる権利の不平等とをひきさった」同化を抽出しているが、同化とは、対等の民族同士が融合することではない。同化とは、ホスト社会に外部の者が溶け込むこととして現象する。つまり、ホスト社会における基幹民族の規範に、入り込んだ少数民族が組み込まれることに他ならない。同化には統制圧力（例えば、恥かしいという観念）が伴っ

¹『死産される日本語・日本人』 酒井直樹 新曜社 1996/5

ているのである。

「同化という視点からあらかじめ文化の差異を文化の種差に還元する限り、異集団間の交渉は一方が他方を従属させ、一方の文化を他方が受容するといった単純な力関係としてしか考えられなくなる。つまり、同化と本質論的な文化主義は必ず多数者と少数者の両方に不安感と自らの民族的同一性への固執を相互促進的に生み出してしまおうように思われる」¹。「人がいかに既存の種差の体系の中に取り込まれたとしても、あらゆる社会的関係には既存の分類法では処理できない、過剰なものは必ず残る。……この過剰のために、いかに同化したと思われていても、人が恐れられ排除の暴力の対象となる可能性が全く消えることはないのである。というのは、フランク・ファノンがミミクリー（模倣）について語ったように、少数派によって遂行される同化のための模倣の身振りは、社会の主流にあると自認する者に対して脅迫となることがあり得るからだ。差別の位階構造に依存することによって自己の優位を自認している者にとって、少数者の同化は、優位者の立場の無根拠性を明らかにしてしまうのである。差別は、……差別する側の自らの民族的同一性や国民的同一性を表象するために必要となるのである」（同）。有機的統一体としての民族観を前提とした同化は、多数者が少数者を「潜在的敵対者」として見、少数者が模倣しつつルサンチマンを増大させるという構造をもたらす。従って、「同化」を肯定的に用いるのは好ましくなく（特に、「遅れた民族」などという価値判断を含む認識がある場合）、レーニンにおいても、「接近（ズブリジェー

ニエ）と融合（スリヤーイエ）」という言い方が増えていく。

高梨は、「諸々の文化の雑然とした集合」としての民族文化と、「有機的統一体」として理解される民族文化とを区別しないで論じ（そのかわり、「歴史的・社会的に形成されるイデオロギ的諸形態」と「自然的・原生的な色彩の強い伝統等」を区別している）、「レーニンは、排外主義克服のためには国際主義の理念を外から〔?〕もちこむことが必要である、と考えた。しかしこの考え方では、一人一人の労働者が“生活の場”でどのように自己変革をとげてゆくのか、という観点が失われがちである」²とレーニンを批判している。彼によれば、「排外主義的価値」を「受容」した労働者による「排外主義的自己との闘い」は、「支配階級によって横領された民族文化の普遍的部分を、労働者が取り返す作業を通じて……遂行されなければならない」（同）のだそうだ。しかし、「民族文化の普遍的部分」とは、一体なんなのだろうか？

第4章「文化的民族的自治制」。レーニンは冒頭で、「文化的民族的自治制の全綱領が、この〔『民族文化』の〕スローガンの上に打ち立てられている」とし、「この綱領の本質は、各市民がいずれかの民族に登録され、各民族はその成員に対する強制的課税の権利とその民族の議会〔パルラメント〕（セイム〔ポーランド語起源で、ポーランドなどの議会〕）とその民族の『シュターツレクテール』（大臣）とをもつ法律上の全一体を構成するという点にある」と述べている。

¹『ナショナルリティの脱構築』「序編」酒井直樹 柏書房 1996/2

²『民族問題とレーニン』高梨純夫 BOC出版部 1987/6

8月ブロック協議会決議（本章61頁左段第2パラグラフ）が、文化的民族的自治制の「要求の本質については意見をのべないが」とあいまいにしたのであったから、その本質を明らかにすることは、是非とも必要なことであった。ただし、前に見た本質規定より広がっており、いずれかの党派の具体的な要求なのか、レンナー＝バウアーの主張なのかは不明（本章60頁で言及したユダヤ人社会主義労働者党（SERP）＝セルブは「セイム派」と呼ばれていたので、この党の要求の可能性あり。後にふれるロシア民族社会主義諸党協議会も参照）。

文化的民族的自治制をレーニンは、「資本主義とその基礎である商品生産を廃絶せず、この基礎を乱用、弊害などから清めること、交換と交換価値とを廃絶せず、反対にそれを『構成』し、それを普遍的なもの、絶対的なもの、『公正なもの』、動揺と恐慌と乱用のないものにする」というブルードンの思想に似ているとした。すなわち、「ブルジョア民族主義を絶対化し、それを創造の極致にまつりあげ、それを暴力、不正等々から清めようとする」ものであり、「小ブルジョア的である」。

続けてレーニンは言う、「民族原理〔プリーツィプ・ナツィオナーリノスチ。英訳版プリンシプル・オヴ・ナショナルリティ。『民族性原理』とも訳される〕は、ブルジョア社会では歴史的に避けられない。そして、この社会を考慮に入れてマルクス主義者は、民族運動の歴史的正当性を完全に承認する。しかし、この承認が民族主義の弁護に転化しないようにするためには、その承認を、この民族運動のうちにある進歩的なものだけに、この

うえなく嚴重に限ることが必要であり、この承認の結果ブルジョア・イデオロギーがプロレタリア意識をあいまいにさせないようにすることが、必要である。封建的な眠りから大衆が目ざめることは、進歩的であり、あらゆる民族的圧迫に反対して、人民の主権、民族の主権をめざす大衆の闘争は、進歩的である。ここから、もっとも断固とした、もっとも首尾一貫した民主主義を民族問題のすべての部分で守ることが、マルクス主義者の無条件の義務となる。これは、主として消極的な任務である。しかし、プロレタリアートは民族主義を支持する点でこれ以上進むことはできない。なぜなら、それ以上進むと、民族主義の強化をめざすブルジョアジーの『積極的な〔ポジティブナヤ〕』〔ここにポロジチリナヤ（積極的な）がカッコで入れられている。『 』内は外来語か？〕活動が始まるからである」、と。

ちなみにエンゲルスは、次のように述べている。「民族原理は、決してポーランド再興をうながすためにボナパルト派が考案したものではなく、ポーランドを滅ぼすためにロシアが考案したものに他ならない」、「民族原理は、東ヨーロッパでこそはじめて考案されたのである」¹。

レーニンはこう続けている。「あらゆる民族的圧制に対する闘争——これは無条件によい。あらゆる民族的発展のための『民族文化』一般のための闘争——これは無条件によくない。資本主義社会の経済的発展は、発達遅れた民族運動の例や、一連の小民族から、あるいは若干の小民族を犠牲にして大民族が形成された例や、諸民族の同化の例を、全世界で我々に示している。ブルジョア民族

¹1866年3月31日付『ザ・コモンウェルス』

主義の原則 [ブリーントップ] は、民族 [ナツィオナーリノスチ。『民族性』の方が適切かも] 一般の発展である。……一定の、『正しく』境界をもうけられた範囲内で民族主義を固定すること、民族主義を『構成』すること、特別の国家的施設によって民族同士をがっちりとかたく区切ってしまうこと、——これが、文化的民族的自治制の思想的基礎であり、その内容である。これは、徹頭徹尾ブルジョア的で徹頭徹尾まちがった思想である。プロレタリアートは、民族主義のどんな固定化も支持することはできない、——それとは反対に、プロレタリアートは、民族的区別の払拭と民族的隔壁の消滅とを助けるすべてのものを支持し、民族間の結びつきをますます緊密にするすべてのもの、諸民族の融合へ導くすべてのものを支持する」。

「民族的区別」の「区別」は、ラズリーチエ（英訳版ディステクション）で、邦訳は「差異」となっているが、ラーズニツァ（ディファレンス）ではないので「区別」とした。それはともかく、上記の引用から、レーニンが、「民族文化」のスローガンを民族（性）原理の表現として把握していたことは明瞭である。

ここで再びレーニンは、学校の民族別化について論じている。「あらゆる資本主義社会の重大な階級闘争は、まず第一に、経済と政治の分野でおこなわれる。この分野から学校の分野を分離させることは、第一には、不合理なユートピアである。というのは、学校を（『民族文化』一般もそうであるが）経済と政治から切り離すことはできないし、第二に、他ならぬ資本主義国の政治・経済生活が、不合理で古くさい民族的隔壁と民族的偏見とをいたるところでいやおうなしに粉碎し

ており、学校事業などを分離させることこそ、『純粹の』教権主義と『純粹の』ブルジョア排外主義を温存し、激化させ、強化するだろうからである」。学校の分野は、「『純粹の』民族文化が、あるいは教権主義と排外主義との民族的培養がもっとも容易におこなわれる分野」である。「実際に実現されるならば、……『文化的民族的』自治制案は、……学校事業に民族的クーリア [区分。本来は身分別の選挙人の等級] を採用するというただ一つのことを意味するであろう」。

レーニンは、USAの例をあげた。「[自由と奴隷所有者に対する闘争との最大の伝統をもつ] 北部諸州では、黒人は白人と一緒に同じ学校で教育を受けている。[奴隷所有の最大の伝統をもち、黒人迫害の遺物があり、黒人が経済的におさえつけられ、文化的にいやしめられている] 南部では、黒人のための特別の——『民族的』と呼ぼうと人種的と呼ぼうとご随意だが——学校がある」。

ここでレーニンは、オーストリアとの対比で、1907年に開かれたロシア民族社会主義諸党協議会に言及している。この会議には、エスエル、ポーランド社会党（PPS）、ポーランド社会党（PPS）右派（フラキ）、ベロルシア・グロマーダ、セルブ、アルメニア・ダシナクツチュン（ダシナキ）、グルジア連邦主義社会主義者党、ラトヴィア社会民主同盟が参加した。『民族問題ノート』に、この協議会決議の抜粋がある。それは、「少数者を構成するナロードノスチで、自己の地域をもたないものの民族的権利の問題は、もっぱら地域の自治および地方自治行政の方法のみをもってしては解決に達しうるものではない。従って、ロシア国家の枠内に公法的性格をもつ非属地民族自治機関を創設することが、民

族問題を解決し、勤労階級をみずからの民族的権利を守るためにブルジョアジーと同盟を結ぶ必要から解放するために欠くことのできない前提である」と述べている。レーニンは、「協議会ではなくセイム派」がヘゲモニーを握った。セルブに説得されるために集まったようなものだ！」とメモしている。

最後にレーニンは、ブリュン綱領を引き合いに出しながら、こう述べている。「サラトフ県のドイツ人入植者自治体、プラス、リガまたはロッジ [ウッチ] のドイツ人労働者の郊外居住者、プラス、ペテルブルク郊外のドイツ人団地 [パスヨーラク。英訳版ハウジング・エステイト。邦訳『部落』] 等々が、ロシアにおけるドイツ人の『民族的に単一の同盟 [ソユーズ。英訳版アソシエーション。以下同]』を形成する。明らかに、社会民主主義者は、こういうことを要求できないし、またこういう同盟を認めることはできない。もちろん、社会民主主義者は、その国家の任意の民族の任意の自治体の同盟をもふくめて、あらゆる同盟の自由を少しも否定するものではない。しかしながら、国家の法律によって、……ドイツ民族の単一の同盟をつくることに携わること」は、社会民主主義者はできない。

第5章 民族の同権と少数民族の権利。まずレーニンは、第1章に再録された論文でのスイスの例に対する、「スイスは例外である」との批判に反論した。「今日の諸条件のもとでは、あれこれの制度が徹底的な民主主義の原則の上に実現されている国 [スイス] は、全世界で例外である。だが、このことは、我々が我々の綱領の中で、あらゆる制度について徹底的な民主主義を主張することを妨げるであろうか？……資本主義のもとでの

民族的平和は（それがおよそ実現できる限りでは）、徹底した民主主義諸国でのみ実現される」。

レーニンの論文あるいは「夏の会議」の決議にある少数民族の権利の保障に対して、リープマンは次のように批判した。「『少数民族の権利とは何か、一体どうして分かるのか？』。民族学校で『独自の課程』をもつ権利は、こういう権利のうちに入るのか？ 少数民族は、独自の裁判官、官吏、母語による学校をもつ権利をもつためには、どれくらい大きくなければならないのか？」。

まずレーニンは、「独自の課程」の質問に、こう答えている。「マルクス主義者には、例えば、世俗的な学校を無条件に要求する共通の教育課程がある。……（この課程をどういう『地方的な』科目、言語などで満たすかは、その住民の決定によって決められる）。『国家の管轄から学校を除外して』、それを民族へ移管するという原則から出てくる結論は、我々労働者が教会学校のために人民の金を使うことを、我々の民主主義国家内の『民族』に一任するというのである！」。

次いでレーニンは、最後の質問に答えた。「道理の分かった人間はみな、綱領の中で部分問題を規定することの不適当なこと、不可能なことを理解している。……綱領は、根本原則だけを決定する。……どんな民族的特権も、どんな民族的権利の不平等も容認しない、というのがこの原則である。……少数民族の権利を侵すあらゆる方策を無効とする基本法が国家の憲法の中にあることになれば、例えば、ユダヤ語やユダヤ史などを教える特別な教師を公費で雇うことを拒否するような規則の廃止、あるいは、ユダヤ人、アルメニ

ア人、ルーマニア人の児童に、いや、わずか一人のグルジア人の児童にさえ講義するために政府の建物を提供することを拒否するような規則の廃止を、どの市民も要求できるであろう。……反対に、……ペテルブルクのユダヤ人児童のためにユダヤ人の特別な学校を宣伝することは、無条件に有害であろうし、すべての少数民族のために、一人か二人か三人の児童のために民族学校を設置することは、まったく不可能である。さらに、特別な学校をもつ権利、あるいは補助科目のための特別な教師を雇う権利等々をもつためには、少数民族はどのようなものであるべきかを、どのような全国的法律の中に規定することも、不可能である。これに反して、同権に関する全国的法律は、特殊な法令の中で、また地方議会〔セイム〕、都市、自治体〔ゼムストヴォ〕、共同体〔オブシチナ〕などの法規の中で、細目化され発展させられるのである」。

第6章 中央集権と自治。まずレーニン
は、次のように述べた。「マルクス主義者は連邦制と地方分権に反対の態度をとるが、それは、資本主義はその発展のために、できるだけ大きな、できるだけ中央集権化された国家を要求するという簡単な理由からである。他の条件が同じ場合には、自覚したプロレタリアートは常に、より大きな国家を主張するであろう。プロレタリアートは常に、中世的な分立主義に対して闘うであろう。彼らは、プロレタリアートとブルジョアジーとの闘争が、広範に展開されうるような大地域のできるだけ緊密な経済的結合を、常に歓迎するであろう」。

しかし、「民主主義的中央集権を主張していることを忘れ」てはいけない。「民主主義的中央集権は、地方の自主管理と、経済上及

び生活様式上の特殊条件や、住民の特殊な民族構成などによって区別される諸地方の自治……のいずれをも必然的に要求する。わが国では、中央集権と専横や官僚主義とが絶えず混同されている。「資本主義の発展のために必要な中央集権の原則は、このような（地方的および地域的）自治……のおかげで——官僚主義的ではなく民主主義的に——実現される。……純地方的な（地域的、民族的その他の）問題に対する官僚主義的の干渉は、一般に、政治経済的発展の最大の障害の一つであり、特に、重大な点、大きな点、根本的な点での中央集権の障害の一つ」である。

そしてレーニンは、ポーランドだけに自治の要求を認めるローザを一蹴し、こう述べている。「中世的・農奴制的・官庁的官僚主義的な行政区画……〔をなくし、かわりに〕資本主義の諸要求を真に満たす真に『近代的な』行政区画を制定することなしには、ロシアでどのような、いくらかでも重大な地方的改革をおこなうことも問題になりえない……。このばあい、資本主義の近代的諸要素の内には、……人口の民族的構成をできるだけ統一するという要求が含まれるであろう、——なぜなら、民族〔ナツィオナーリノスチ〕と言語の同一性とは、域内〔ブヌートレンネゴ。英訳版ホーム。邦訳『国内』〕市場を完全に獲得するための、また経済的取引の完全な自由のための、重要な要因だからである」。

さらに、次のように付け加えている。「あらゆる民族的圧制を除くには、まとまった、単一の民族的構成をもった自治管区——たとえそれがごく小さなものであっても——を設けることが、きわめて重要である。この場合、あらゆる自由な団体も、国の隅々に、そ

れどころか地球の隅々に散らばった当該民族 [ナツィオナーリノスチ] の成員も、これらの管区に『心を寄せる』ことができるし、それと交渉を結ぶこともできるであろう」。

ただし、レーニンは条件を付けた。「住民の民族的構成は、もっとも重要な経済的要因の一つではあるが、唯一のものではなく、その他の要因に比べてもっとも重要なものでもない」。「夏の会議」の決議では、「民族的構成は、……近代資本主義に適応する新しい境界を設ける基礎となるべき他の諸条件（第一に経済的条件、次に生活様式上の条件その他）とならべられている。地方の住民だけが、すべてこれらの条件を完全に正確に『考慮』することができ、国家の中央議会は、このような考慮に基づいて、自治州の境界と自治議会 [セイム] の管轄の範囲とを決定するのである」。

この論文をレーニンは、「まだ民族自決権の問題を考察することが残っている。……この問題には、次の論文をあてよう」と締めくくっている。

『批判的覚書』より後には、レーニンは、文化的民族的自治制について断片的にしか言及していない。

「スイスでは、三つの民族がすべて歴史的な民族で、初めから平等な権利をもってきたので、我々がスイスを引き合いに出したことは、同志ヴェテラン [ストウチカ。ラトヴィア党员ポリシェビキ派] を納得させなかったらしい。しかし、『歴史をもたない民族』は、歴史的民族の間に実例と模範を探すよりほかには、どこにもそれを探すところがない（空想の中で探さない限り）。ところが、『文化的民族的自治制』の支持者自身、民族の同権を前提としている。従って、諸民族が

本当に同権であり、民主主義が徹底しているという条件のもとでは、『文化的民族的自治制』が余計なものであることを、文明的な人類の経験が我々に物語っているのである。これらの条件がなければ、それは空想にとどまってしまう、それを宣伝することは洗練された民族主義を説くことになるのである」（『ヴェテランの論文《民族問題とラトヴィア・プロレタリアート》についての編集局言』14年2月）。

「母語で授業するというのを、『一つの国家の枠内で、学校事業を民族別に分割すること』や、『文化的民族的自治制』や『学校事業を国家の管轄から除くこと』と混同するのは、最も驚くべき無知である」（『洗練された民族主義による〜』）。

なお、「我々は民族的誇りの感情に満ち溢れている」と書いていることであまり評判のよくない『大口シア人の民族的誇りについて』に言及しておく、この論文は大戦勃発後において排外主義者による「祖国 [アチーチストヴァ。英訳版ファーザーランド] 擁護」の合唱に反対したものであった。「あらゆる革命的手段で、自分の祖国の君主制、地主および資本家、すなわちわが母国 [ローチナ。英訳版カントリー] の最悪の敵と闘う以外には、この20世紀に、ヨーロッパで……

『祖国を擁護する』ことはできない」。レーニンは「大口シア人の社会民主主義者」の立場から「大口シア人の民族的誇り」について述べたのであり、「大口シア人」の部分は、他の民族名と置換可能であることが分かる。

レーニンは『民族同権および少数民族の権利保障法案』を執筆していた（国会には提出されなかった）。「この [第8条の] 条文のうち『都市およびゼムストヴォ諸機関の監督

と指導のもとに』という言葉は、あとで書きこまれたものである。この書きこみのうえにレーニンは疑問符を2つつけている」（『民族問題ノート』訳注）。「第9条は、あとで書き足したものである」（同）。また、①～④は、『レーニンスキー・ズボールニク』編集者による補足。

末尾の「14年5月6（19）日以後に執筆」というのは、5月19日（西暦）付のシャウミヤン宛の手紙で、この法案提出の計画を提案し、「草案を一つ書こうではないか」と述べていることを根拠にしている。レーニンは、この手紙に、「このやり方で文化的民族的自治制というたわごとを通俗的に説明し、このたわごとの支持者を最終的にやっつけることができそうに思われる」と書いていた。シャウミヤンは、「13～14年にアルメニア語で執筆した」（レーニン全集訳注）『文化的民族的自治制について』と題する小冊子を出したらしい。

この法案が、決議＝レーニンの主張を具体化したものであることは、明らかである。文化的民族的自治制＝属人的政策ではなく、属地的原則が貫かれている。しかしながら、この法案が、「労働者民主主義派の民族綱領」の一環であること、つまり、ツァーリ専制打倒の任務に含まれたものであることを、忘れてはいけない。

「1977年にフランス語憲章がケベック州議会で採択されて以来、フランス語は公式な教育用語となっています。フランス語憲章では、子供は、中等高等教育修了まで、フランス語で教育を受ける義務があると定義しています。これは、公立ならびに助成を受けている私立の教育機関に該当する規制です」

（「ケベック・インターナショナル<日本>」のホームページより）。まさに「義務的國家語」であるが、これに対して、塩川伸明は二つの問題を指摘している。

「一つには、『集団の権利』を認めることは、『少数派集団』を一枚岩視することになるが、実は『少数派集団』の中にも個人の差がある以上、そのような個人の自由はどうなるのかという問題がある。……もう一つの問題は、仮に『文化の存続』を『集団の権利』とする立場に立つとして、そのような権利を認められる集団を具体的にどのように認定するのかという点である。……どのような小さな集団についてもとことんこれ[あらゆる文化は同等だという観点]を貫徹することが可能だろうか。……問題はそれだけではない。どのような小さな集団についても、その内部のより小さな集団を想定することができし、複数の集団の境界に位置する人や帰属意識が流動的な人もいるから、それらのすべてに『集団的権利』を認めることは相互の衝突という問題を生じさせる。学校教育で『文法的に正しい形』を定めることもできなくなる（『間違った形』も独自の文化でありうる）が、そのことは、学校教育である言語の継承を図るという考え方自体を崩壊させる。こうして、あらゆる集団の権利をすべて法的に保護しようとする考えは内在的な論理的矛盾をはらんでいる」¹。

「認定」の問題は、レーニンの法案にもあてはまる。レーニンは、第12条の「母語調査」、すなわち母語の自己申告をもって、当人の帰属民族とするつもりだったのである。「ペテルスブルクの国際統計学会で言及されたように、ナショナリティが有する様々

¹ 「帝国の民族政策の基本は同化か？」 塩川伸明 『ロシア史研究』64号所収

な側面の中で、言語は少なくとも客観的に数えることができ一覧表にすることができる唯一の例である¹る限りで、この方法は実際的である。日常語ではなく、母語にしたのもいい。

「1853年の第1回国際統計学会で問題となったのは、『話し言葉』についての質問を国勢調査に含めるべきかどうかということであり、『話し言葉』がかりにネイションおよびナショナリティと何らかの関係があるとして、いったいどういう関係があるのかということであった。……1860年の国際統計学会は、言語に関する質問が『民族的』な重要性を有するかどうかはそれぞれの国家が判断し、その質問を国勢調査に含めるかどうかは各国の選択にまかせるべきである、という決定を行なった。ところが、1873年の大会では、今後、言語に関する質問はあらゆる国勢調査に含められるべきであるという勧告を行なうに至っている」（同上）。オーストリアの統計家は抵抗を示したが（日常語を質問項目とした）、ロシアにおける調査は、この流れに沿っていた。ただ、次のような指摘がある。

「[ロシアの] 1897年センサスの統計担当者は、回答者がよく分かっていない可能性が大きいと判断し質問項目に『ナショナリティ』を含めなかった。言語によるものでも信仰によるものでもない別の集団概念である『ナショナリティ』については、専門家の間でも合意がなく、ましてや一般にはほとんど普及していなかったのである²。

「言語に関する質問を行なうことによっ

て、国勢調査はすべての人にナショナリティだけでなく、言語のナショナリティをも選択することをはじめて迫ったのであった³という言葉は、中欧にとって意味をもつものである（ロシアは上記の通りであり、他方フランスは複数の言語を認めていなかった）。

最後に、レーニン是他の要求と同時に、常に、民族自決権の承認を掲げていた点が、決定的に重要であることを強調しておく。

〈3〉ユダヤ人問題と

レーニンの理解

同志社大学「一神教学際研究センター（CISMOR）」が主催する「第2回CISMORユダヤ学会議」（2006年）において、「なぜ、Jewを『ユダヤ人』と訳出するのか。前近代的には『ユダヤ教徒』と訳すべき言葉ではないのか」との発言があったという。植村邦彦は、次のように述べている。

「ドイツで、『ユダヤ人問題』という言葉が、まずはくユーディッシュ・フラーゲ>として、次いで短縮された形でくユーデンフラーゲ>として人々の口に上るようになったのは、1830年代以後のことだが、問題それ自体はすでにその前から存在していた。『ユダヤ人』の存在が解決すべき問題として意識されはじめるのは、18世紀末の啓蒙主義思想の中においてであり、実践的な政治的問題となるのは、フランス革命とナポレオン戦争によってである。……普通『ユダヤ人』と訳されるくユーデン>というドイツ語は、1871年にいたるまでは、あくまで主としてであるが、『キリスト教徒』に対する『ユダヤ教

1『ナショナリズムの歴史と現在』 ホブズボーム 大月書店 2001/3

2「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

3『ナショナリズムの歴史と現在』 ホブズボーム 大月書店 2001/3

徒』を意味する言葉であった。彼らは、『キリスト教国家』の中で、その宗教的信条を理由として市民的・政治的権利を法的に制限された存在だったのであり、『ユダヤ人問題』とは、そのような宗教的少数者としてのユダヤ教徒の法的地位の改善、つまり法的差別からの解放の是非をめぐる問題であった。その同じくユーデン>という言葉が『ゲルマン人』に対する民族ないし人種としての『ユダヤ人』をもっぱら意味するものに転換するのは、1869年の北ドイツ連邦法に『信仰の自由』の原理が明記され、それが1871年にドイツ帝国全土に適用されることによって、『ユダヤ教徒』の政治的解放が達成され、権利の平等が実現された後のことである。この『ユダヤ教徒』から『ユダヤ人』への意味転換は、『ユダヤ教徒』であることが差別の理由にはなくなっただけで、1870年代以降に発生した人種主義的な反ユダヤ主義（アンティセミティスムス）の側から行われるのであり、その結果、『ゲルマン民族国家』における民族的・人種的少数者の処遇問題としての新たな『ユダヤ人問題』が提起されることになるのである。……ここからわかるのは、『ユダヤ人問題』とは実は、『ドイツ人問題』にほかならない、ということである。……ここで問われているのは、本当は彼ら>と<我々>を区別しようとする国民国家のイデオロギーなのであり、『我々は何者なのか』という多数者ドイツ人の社会的自己規定の方なのである。その『イメージとして心に描かれた想像上の政治的共同体』としての『国民』の自己規定が、国家内の<異質な少数者>の定義と取り扱いの問題として、いわ

ば<外化>されたのが『ユダヤ人問題』だった¹。

なお、次のような記述があったので、引用しておく。「ユダヤ人問題という語が初めて現われたのは、1753年にイギリスでいわゆるユダヤ人法をめぐる論議が沸騰した折に刊行されたパンフレット“リブライ・トゥー・ザ・フェイマス・ジュー・クエスチョン”においてであるが、しかしそこにはいまだのちのユダヤ人問題に相当するような意味内容は備わっていなかったといわれる。……その意味でそれが本格的な語として確立し、人口に膾炙されるようになったのは、……いわゆるブルーノ・バウアー論争 [マルクスの『ユダヤ人問題によせて』もその一端を担っている] 以後であるとみるべきであろう²。

以下、きわめて大雑把にユダヤ人の歴史を見ていくが、その際、前近代におけるユダヤ人とは、基本的にユダヤ教徒のことである。

ユダヤ教には、メソポタミア、エジプト両文明への対抗心が強く見られ（アブラハムのメソポタミアからの離脱、モーゼのエジプト脱出）、その信仰の根幹をなすのが神との契約であるトーラー（律法）に他ならない。

周知のように、70年に始まる第1次ユダヤ戦争、135年に始まる第2次ユダヤ戦争の敗北によって、ユダヤ人はディアスポラ（離散）の道をたどる。注目すべきは、「キリスト教」という用語（つまりは自己規定）の発生も、この事件を契機としていることである。キリスト運動を進めていたユダヤ教キリスト派は、ローマ皇帝に対して、自らをユダヤ教から異化する必要に迫られたのであった。

¹ 『同化と解放』 植村邦彦 平凡社 1993/5

² 「近代ドイツの反ユダヤ主義（1）」 近藤潤三 愛知教育大学『社会科学論集』第23号所収

キリスト教の国教化（392年）後、ユダヤ人への圧迫が強まるが、ユダヤ教も変化した。「その方向転換とは、従来の神殿、都市、王権、大祭司といった空間的聖性と身分的秩序を基盤とした宗教性を喪失する代わりに、モーセの律法と安息日の時間的聖性を基盤として法の宗教、書物の宗教への変貌であった」¹。いわゆるラビ・ユダヤ教の成立であり、タルムード（トーラーの学習）やハラハー（ユダヤ法）が重要なものとなる。ユダヤ教では（イスラム教とともに）、生活様式としての実践を伴わない信仰というのはいわば「聖俗一致」）。近代的宗教概念をあてはめることはできないということである。

イスラムが世界を席卷した時代、ヨーロッパはいわば「辺境」であった。イスラム社会で「経典の民」「庇護民」として過されていたユダヤ人が、イスラムとヨーロッパの媒介者の役割を果たしていた。西欧におけるユダヤ人の地位が激的に変わるのには、西欧がイスラムに対抗する勢力になった時であり、その指標が十字軍に他ならない。

「東方正教会では、……ビザンツ帝国時代に、皇帝がキリストの代理人として宗教的にも筆頭となる制度が施行されて、国家と教会の関係は、皇帝を頂点とした一元的なヒエラルヒーを形成した。ユダヤ人の身分は、6世紀にユスティニアヌス帝編纂のローマ法大全に則って定められ、布教の禁止、キリスト教徒の下僕を雇うことの禁止などが徹底された」（同上）。ロシアのツァーリも、このようなものとしての皇帝の伝統を維持していたことを忘れないでほしい（ロシアは「第3の

ローマ」）。

これに対して、西欧では一定の「聖俗分離」が進んだ。しかし、「国家と教会はそれぞれ二つの独立した組織だが、お互いの構成員は同一である。……教会と国家は、同じ社会を管轄しつつも、別個の法規、立法権、法廷、行政管轄によって民を支配したのである。そのなかでユダヤ人の地位は例外であった。……そのため、ユダヤ人共同体は、理論的には、異邦人かつ異教徒であり、極めて不安定な地位におかれたが、現実には、国王などその地域の世俗権力がユダヤ人をどう処遇したかによって、境遇がおおいに違った」（同上）。

「もともとキリスト教社会であるヨーロッパが、異教徒であるユダヤ人を受け入れた最大の理由は、ユダヤ人の持つ経済ネットワークと資金力であった」²。しかし、「キリスト教ヨーロッパ自体がしだいに経済力を身につけるにつれて」（同）、「ユダヤ人は経済的に厳しい境遇におかれた。それゆえ、ユダヤ法の規定を譲歩しても生活の糧の取得を優先させるという事態が生じている。そのプロセスには二つの要因が働いた。第一は、各国の王が、ユダヤ人共同体を王室の私有財産とみなすようになっていったこと。第二には、種々のギルドへの加入が禁じられ、1179年の第3回ラテラノ公会議以降、キリスト教徒が金貸しを禁止されたため、ユダヤ人の職業が金銭貸借業に限定されていったことである。キリスト殺し、頑固に回心を拒む者、救われず永遠にさまよう者等々、ユダヤ人イメージのステレオタイプが形成され、救いの共同体であるキリスト教のエクレスシア

¹ 『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

² 「シナゴーガとエクレスシア」 羽田功 『ユダヤ人と国民国家』所収 岩波書店 2008/9

(キリスト者の集会) に対して、ユダヤ教共同体は敗北者としてのシナゴーガ(ユダヤ教徒の集会) であるという神学的な対比が普及した。『血の中傷(ブラッドライベル)』(儀式殺人) に起因した暴動事件[ユダヤ人襲撃] が実際に起こるのは、西欧では12・13世紀である¹⁾。ユダヤ人襲撃の真の目的は、ユダヤ人の財産の略奪、借用証書の破棄にあったとの説もある。

ユダヤ人が追放されるのは、イギリスでは1290年(従って、シェークスピアは、実際のユダヤ人を見たことはないといわれる)、フランスでは1394年である。非集権的であったドイツでは、迫害のたびにユダヤ人は、他の地区へと逃げ回らざるをえなかった。14世紀半ばのペスト流行の際にも、ユダヤ人襲撃が多発した。以上が、アシュケナジ(原義はドイツのユダヤ人、複数形は、アシュケナジム)系ユダヤ人が強いられた社会状態であった。

セファルディ(原義はスペインのユダヤ人、複数形はセファルディム)系のユダヤ人はどうであったか。「イスラム社会が12世紀に西欧に先駆けてルネサンスを達成したことは、周知の事柄である。その舞台となったスペインは、同時代に、ユダヤ人社会の黄金時代をも生み出していた。……古代ギリシャの学問を吸収したイスラム文化の学問の粋をラテン語へと翻訳する国家的プロジェクトは、トレドやコルドバのユダヤ人によって実行され、文明の仲介者としてのユダヤ人の貢献が評価されるのも、この時代のことである」(同上)。

「13世紀の初めイスラム教徒に対する聖

戦が強調され、西ヨーロッパ各地から多くの騎士や冒険家が流れ込んでくると、スペインの状況も変わり始める²⁾。レコンキスタ(国土回復運動)の過程で、ユダヤ人への迫害が激化し、異端審問・強制改宗が遂行された(偽装改宗も多かったが)。1492年、イスラム最後のグラナダ王国が陥落すると同時に、ユダヤ人追放令が施行されるのである。施行された日に、コロンブスが出港している(ユダヤ人も何人か同行したらしい)。その目的は、定説では、「インディアス」(インドではない。確か、昔は「胡椒列島」という呼称があったはず)への西まわりルートの開拓であった(地中海の東には、イスラム世界という壁がある)。

1453年、オスマン帝国はビザンツ帝国を滅ぼした。スペインを追放されたユダヤ人の最大の受け皿となったのが、オスマン帝国であった。もちろん、もともと中東に住んでいたユダヤ人(ミズラヒ、複数形はミズラヒム)もいた。オスマン帝国は、「啓典の民」への寛容政策を継承した。ミット制である。ミットとは、キリスト教徒とユダヤ教徒に対する保護と支配の単位となった宗教共同体であり、一定の自治が認められていた。また、能力主義を採用し、非ムスリムであっても、登用・昇進のチャンスがあった。

15世紀後半から、ユダヤ人は全体として東方へと移動する。16世紀初め、ヴェネチアに最初のゲットーが作られ、1555年に教皇パウロ4世の勅令によって制度化された。この制度は北上し、例えばドイツではユデーガッセと呼ばれた。ルターは、当初は『イエス・キリストは生粋のユダヤ人であった』と

1 『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

2 『ユダヤ民族経済史』 湯浅起男 新評論 1991/2

題する著作を発表したが、ユダヤ人への接近に失敗すると、ステレオタイプなユダヤ人像に逆戻りした。羽田は、次のように述べている。「ユダヤ人の存在は、キリスト教を信じないとこの世でどれほど悲惨な境遇に甘んじなければならないのかを、キリスト教徒の目に鮮やかに焼きつけるものであった。いや、そうでなければならなかった」¹。

一部のセファルディムは、オランダに向かった。1698年にイギリスでユダヤ教の宗教行為が法律によって認められると、イギリスへの移住が増えた（さらにはアメリカへ）。スペイン・オランダ・イギリスと、世界の経済センターへと移動したということである。また、30年戦争後のドイツの諸領主は、絶対主義的君主を志向しており、テクノクラートを必要としていた。そうして抱えられたのが、いわゆる「宮廷ユダヤ人」（ホーフユデー）である。

「ユダヤ教史において東欧地域が登場するのは、15・16世紀の近世であり、19世紀には世界最大のユダヤ人社会を擁する地域として、また重要な宗教運動の源泉地として極めて重要になる」²。「ユダヤ人はポーランド貴族の繁栄にともなって1600年頃には繁栄の頂点を築き、広範囲の自治が委ねられた」（同）。1569年（ルブリン統合）以降、ポーランド貴族はウクライナへの本格的進出を開始する。「このとき、ユダヤ人は、ポーランド貴族の支配領地の管理を託されて、いわば荘園領主の現地組織として、ウクライナのロシア正教の農民たちを支配管理するように

なった。……その繁栄はしかし、相当の対価を支払うことにもなった」（同）。1648年、カザークの大反乱（フミエルニツキの乱）がおこり、ユダヤ人の多数が虐殺されたのである。その結果、西欧やバルカン地域への移民によって、一時的にユダヤ人人口は減少した。「ポーランドはディアスポラの中心地となりますが、それは人口の多さだけによるのではなく、アシケナジム・ユダヤ人の宗教・文化生活の重要な拠点がポーランドに集中したことにもよります」³というが、この問題は省略。

その後ポーランドは分割され、ロシアはユダヤ人の大部分を抱えることになった。「東欧のユダヤ人社会というときは、西欧のゲットーを思い浮かべるべきではない。人口の10%にもものぼるユダヤ人人口を擁した東欧である。東欧ユダヤ人にとって、特有の社会構造をもつ小都市が一般的な生活の場所であった。これをイディシュでシュテットルという」⁴。本章第1節〈2〉も参照。

18世紀は啓蒙の世紀といわれる。1781年、ドームが『ユダヤ人の市民的改善について』を著わし、ベルリン市民の間に熱い議論を呼び起こした。それまで、「ユダヤ人と彼らを取り巻く非ユダヤ人世界との関係は、中世以来、完全に経済的領域に限定されていた。ユダヤ人にはツunftの手工業とオルデンの商業は閉ざされ、土地による生業は認められていなかったから、彼らは殆どもっぱら古物商売と行商に、さらにこれに加えて金融業と信用業務に従事していた。この分野で彼

¹ 「シナゴーガとエクレスシア」 羽田功 『ユダヤ人と国民国家』所収 岩波書店 2008/9

² 『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

³ 『ポーランドのユダヤ人』 ティフ編著 みすず書房 2006/7

⁴ 『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

らは身分的-封建的社会の内部では彼ら以外の殆ど誰によっても引き受けられていなかった機能を担っていたのである。そのことによって彼らの少数者としての性格には宗教的ならびに経済的な色彩が刻みこまれた。すなわちユダヤ人はキリスト教社会における唯一の非キリスト教徒であったばかりでなく、農業的-手工業的で静態的な、利潤追求を目指さない経済における古物商人と金融業者の原型でもあったのである。……彼らは重い税負担とひきかえに一時的に“認容された”臣民であって、社会の身分的編成の外に立ち、特別の“ユダヤ人法”の下で社会的文化的に孤立して生きていた。……ユダヤ人とキリスト教徒との関係 [○○人と○○教徒、という対比はおかしいが、ママ] の原理的変更はユダヤ人によって期待されもしなかったし、キリスト教社会によって考慮されもしなかった」¹。しかし、ドームの著作を発端に、「キリスト教社会にたいするユダヤ人の関係の抜本の変更が必要であり、同時に可能でもあると宣言された」（同）のである。

この「試みの原因と起動力は、封建的身分社会から市民的階級社会への加速していく転形過程であり、社会変動を推進する意識的な政策への転回であった」（同上）。その際、「ユダヤ人の潜在的な経済的意義を代表した、少数ではあるが経済的影響力の大きい層であるユダヤ人金融貴族層が17世紀以来形成されたこと」、「ユダヤ人集団の精神的孤立を打破し、啓蒙主義的教育過程に積極的に加わった……非常に少数の文化的上層の形成」（同）が重要である。それは、「ユダヤ人の大多数がなお広く貧困で無教育であると

いう事実をなんら変えること」（同）はなかったが、「富裕で教養の高い上層が工業化以前の時代の商業資本主義の担い手と原型の一部を成し、法的同権化がなくてもずっと前から広範に同化し統合されていたあのポルドー、アムステルダム、ロンドンのスファルド系ユダヤ人に従来限定されていた発展傾向がいまや中央ヨーロッパのアシュケナジ系ユダヤ人においても進行しつつあった」（同）。

啓蒙主義はユダヤ人社会にも浸透し、モーゼス・メンデルスゾーン（1729～86年。ベルリン南西の町デッサウ生まれで、有名な音楽家の祖父）らはハスカラ（啓蒙を意味するヘブライ語）のグループを形成した。スピノザは、「信仰（律法）と哲学（理性）の分離」から律法の撤廃を主張してアムステルダムのケヒラー（ユダヤ人コミュニティ）から破門された（1656年）が、メンデルスゾーンは、理性と律法を両立しようとしたのである。「具体的な目標としては、次のような項目が揚げられた。①中世ユダヤ人のコミュニケーション言語であったイディッシュを放棄して居住地言語を習得する。②ユダヤ教から民族的要素を取り除き、個人の信仰として位置づけ直す。③ユダヤ的な伝統や慣習、生活様式を捨ててヨーロッパ的な教養の修得を目指す。④金融業に特化しがちな経済生活を多様化させることで偏見を打破する」²。いわば「政教分離」であり、ユダヤ教を近代的な宗教へと改革するとともに、ユダヤ人に対して「同化」を説いたのである。

このような思想は、ドイツでこそ誕生しえた。なぜなら、ドイツは、「一方で、……強いナショナル・ユニフォーミティを求めなが

¹ 「市民社会の“ユダヤ人問題”と近代反ユダヤ主義の成立」 リュールプ 愛知教育大学『社会科学論集』所収

² 「ユダヤ人イメージ」 羽田功 『民族の表象』所収 慶應義塾大学出版会 2006/11

ら、他方では、当時圧倒的多数のユダヤ人口をかかえていた東方（ポーランド・ロシア）地域と直接に境を接し、その流入口になっていた¹からである。「啓蒙は、ユダヤ人にとって、制限からの解放であると同時に、それまでの秩序の解体であった。その面では、啓蒙はユダヤ人にとって危機を意味した」（同）。それは、ユダヤ人社会の分裂（大きくは「同化派」対「非同化派」）と、宗教と国家との間での葛藤という個人の内面的危機ともたらす。「同化の持つ強制性……の問題が、全19世紀を貫くドイツのユダヤ人問題の中心をなすように思われる」（同）。

「おおよそ1780年から1870年に至る明確に区画できる“ユダヤ人解放の時代”²は、以下のように推移した。周知のように、フランス革命によって、フランスのユダヤ人は市民権を獲得した。しかし、「ナシオンとしてのユダヤ人に対しては一切が拒否されるべきだ。人間としてのユダヤ人に対しては、すべてが与えられねばならない」との国民議会における発言に示されるように、それは条件つきだったのである。「その条件とは、ユダヤ法の自治を放棄すること、そして、国家に忠誠をつくすこと、国のために死ぬ心構えを示すことであった」³。

「1867年のオーストリア憲法により、1861年以降の南ドイツ諸邦の立法により、1869 [ママ] の北ドイツ連邦の解放法令により、最後に1871年4月の [ドイツ] 帝国の立法によって、……ユダヤ人の完全な法的同権は最終的に実現された。……1870年に

はさらにイタリアでユダヤ人解放が完了した。一年遅れて、1830年以来解放の論議が存在していたイギリスにおいても最終的同等化が果たされた [大学入学時の国教徒審査廃止のことか？ イギリスは紆余曲折があってよく分からない。一般的には、1858年（ライオネル・ロスチャイルドが議員になった）に同権が実現したとされている]（もっともユダヤ人の法的社会的制限はここでは決して中央ヨーロッパほどに厳しくはなかった）。1874年には新しい連邦憲法によってスイスでも完全な解放が宣言された。この発展の最後を飾るのは1878年のベルリン会議 [露土戦争の結果結ばれたサンステファノ条約（バルカンへのロシアの覇権拡大）を不満とする列国が、同条約を修正した会議。いわば、ロシアへの英墾独による“三国干渉”。確か、この会議に出席したオスマン代表が非トルコ人だったことに、ビスマルクが驚いたというエピソードがあったはず] であり、そこではヨーロッパ諸列強によって——多数のユダヤ人組織の努力に対応して——ユダヤ人の法的同権化が新たに創られた南東ヨーロッパ諸国 [ルーマニア、セルビア、モンテネグロ] において実施された。したがって、60年代にユダヤ人居住者の権利をいくつかの点で拡大したものの、現実的な解放からは程遠かったロシアだけが以上の流れから取り残されていたわけである」⁴。

しかし、ドイツ（広くは中欧）では、「ユダヤ人の解放は——すべての人間の法の上での平等という市民的原則に従って——当

¹ 『ヴェニスへのゲッソーにて』 徳永恂 みすず書房 1997/6

² 「市民社会の“ユダヤ人問題”と近代反ユダヤ主義の成立」 リュールプ 愛知教育大学『社会科学論集』所収

³ 『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

⁴ 「市民社会の“ユダヤ人問題”と近代反ユダヤ主義の成立」 リュールプ 愛知教育大学『社会科学論集』所収

然の権利要求および必然性として受け入れられたのではなく、政府と議会の政治的打算から行なわれたのであった。…… [そのことは] 広く行きわたっていた次の見方を大きく助長した。その見方とは、解放はキリスト教社会の側からの好意であって、権利ではないこと、むしろそれは将来に期待される貢献にたいする前払いないしは社会的に正しい立居振舞にたいする報償であるというものである」(同上)。つまり、「解放」において求められていたのは、同化を基礎にした統合であった(同化しないユダヤ人は排除するとの論理に帰着する)。また、ドイツでは、宗教分裂・抗争の歴史があり、いわばキリスト教徒が「解放」されていなかったという事情も念頭に置かなければならない。

「国家ばかりでなく、ユダヤ人組織もまた、“正常化過程”を推進する意味からユダヤ人をより一層手工業と農業に従事させることに最大の努力を傾けた」(同上)。しかし、それは、経済が順調な時に意味をもったに過ぎない。1873年に始まった大不況は、後発ドイツの急速な工業化・資本主義化の矛盾を一挙に表面化した。「リベラルで資本主義的な経済・社会秩序の形成は全く矛盾に満ちた仕方のためらいがちに行なわれたにすぎず、……農業的社会体制の変動により、自治体の改革、営業の自由、移転の自由によって投げられた社会構造上の諸問題は恐慌勃発の時点にはまだ全然解決されていなかったのであった。他方、……工業化過程の急速さとともに、“社会的コスト”もまた増大し、転換しつつある社会の移行問題は先鋭化した。……不安とペシミズムが蔓延し、全般的不満が世論を支配した。……政治の領域では恐慌は表面現象においてのみリベラルであるにすぎない

社会を直撃した。経済恐慌を自由主義に対立する政治的旋回のために成功裡に利用することが可能だったのは、ひとえにこうした事情のゆえであった。この旋回はナショナリズムの機能転換に支えられていた。ドイツでもナショナリズムは元来は身分的・封建的社会に対する闘争における市民的解放の手段であったが、……同時に最初から外部の敵にたいする反発という性格を帯びていた。ついで市民革命の挫折は民族の物質的進歩にとってのナショナリズムの意義を前面に押しだし、国民運動とリベラルな運動との分離を促進した。プロイセン邦の力と利害による国民国家の実現に伴い、ナショナリズムは最後に内政上のプログラムになった。保守勢力に取り込まれてそれは国家イデオロギーに、すなわちいわゆる“帝国の敵”に対する闘争手段、リベラルな市民的要求に対する武器になった」(同)。同時期の、南部カトリックとの「文化闘争」、社会主義者への弾圧を想起せよ。

「この恐慌の時期にユダヤ人に“贖罪の羊”の機能が押しつけられた」(同上) ことについて、「次の点が強調されて然るべきである。それは、解放後もなお存在しているユダヤ人という集団に特有なメルクマールが恐慌のさなかに激しく告発された資本主義社会の特性に否認しがたい近似性を呈していたことである」(同)。1873年から1890年までの間に、500種類以上の「ユダヤ人問題」に関する書物が出版されたらしい。そのなかの一冊、すなわち、1879年にドイツ人ジャーナリストのヴィルヘルム・マルが出版した『ゲルマン民族 [ゲルマントゥーム] に対するユダヤ民族 [ユーデントーム] の勝利』が、「アンティゼミティスムス」という造語を初めて用いたとされている。この本は、そ

の年のうちに12回も版を重ねたという。
「それ〔マルがアンティゼミティスムスを用いる〕以前はユダヤ人を敵視する見解や行動は反ユダヤ主義と呼ばれていた」¹。あのオイゲン・デューリングも一冊をものにし、反ユダヤ主義を煽ったイデオログの一人であることも付記しておく。「近代反ユダヤ主義の意味での“ユダヤ人問題”とはもはやユダヤ人の解放に向けての問題ではなく、……“ユダヤ人からの解放”の要求なのである。……近代反ユダヤ主義はその自己理解においてはまずもってユダヤ人の影響力と支配要求にたいする防衛運動である」²。

「1870年代後期のアンティゼミティスムスにとって目新しい点……の一つは、……既に解放され、同化されたユダヤ人に向けられたものであったということである。第二は、この時期人種の帰属、即ち『血統』が宗教的帰属より重要な意味を持つものとして立ち現われたことであり、人種を一種の自然法と見做す観念が反ユダヤ主義の方向で先鋭化しつつ、一般に広まり、その結果『ユダヤ人問題』は『人種問題』であると定義され得ようになったことである。更には、アンティゼミティスムスが多少なりとも自立した一つの政治運動として、独自の政党を創設しつつ、出現してきたことである。そして最後の点は、この時期初めて、いわゆる反セム主義的『世界観』が生まれてきたことである。それは単なる反ユダヤ・プログラム以上のもので、ユダヤ人の中に一般的な社会問題を理解

し、解決する鍵を見つけ出したと信じたのである」³。

以下、諸点を補足すると、「国民主義はより自然と思われている範疇である『民族』にその根拠を求め、民族主義は全く自然に属すると思われている『人種』の範疇にその基礎づけを仰ぎようとする」⁴。人種概念は、民族概念にまさるとも劣らないほどあいまいなものである（説明略）。また、トライチュケらを巻き込んだいわゆるベルリン反ユダヤ主義論争を契機に、アンティゼミティスムスという語はジャーナリズムの世界で市民権を獲得し、さらには、反ユダヤ主義の諸組織の設立と「反ユダヤ主義者請願」のための署名運動（26万人）へと続いたのであった。最後の「世界観」について、リュールプは次のように述べている。

それは、「“ユダヤ人問題”の解決によってアクチュアルな問題の一切を解決しうると信じるのである。それは市民社会の理解しえない発展傾向にたいして説明モデルを提供し、そうすることで同時に現代の経済的・政治的・文化的危機の解決の可能性を示唆する。……しかもその場合、世界が“善”と“悪”とに分割されるばかりでなく、もっぱら、“悪”の破壊と否定によって“善”が実現されると考えている」⁵。

東方のユダヤ人社会では、ユダヤ教正統派が力を持ち、また、ハシディズム（ユダヤ教敬虔主義）が影響力を広げ、生活様式もドイツのユダヤ人とは大きく異なっていた。

1 『ポーランドのユダヤ人』 ティフ編著 みすず書房 2006/7

2 「市民社会の“ユダヤ人問題”と近代反ユダヤ主義の成立」 リュールプ 愛知教育大学『社会科学論集』所収

3 リュールプ 日独歴史学シンポジウム報告 『歴史学研究』582号所収

4 『ナショナリティの脱構築』 「序編」 酒井直樹 柏書房 1996/2

5 「市民社会の“ユダヤ人問題”と近代反ユダヤ主義の成立」 リュールプ 愛知教育大学『社会科学論集』所収

「1822年にプロイセン領ポーゼン [ポズナン。旧ポーランド領] を旅した詩人ハインリヒ・ハイネは、……『……ポーランド・ユダヤ人』の姿に『ひどい吐き気を催し』たことを告白している」¹。ハイネは1825年に改宗。「ユダヤ啓蒙主義者マスキリームは、……東欧では、ユダヤ人の『民族』としての復権の唱導者となった」²。大きくは人口増加と生活苦のため、直接的には1881年のポグロムを契機として、ロシアから大量のユダヤ人が西方に向かう。これが、ドイツ語圏以西における反ユダヤ主義を激化させることになった。「『東方ユダヤ人』と呼ばれたアシュケナジのユダヤ教徒は、……セファルディとは本来異質であり、総じて同化されがたいとみなされ、フランス革命期においても、アシュケナジが大半を占めるアルザスのユダヤ教徒は、南フランスやパリのすでに同化したユダヤ系市民から彼らの解放を妨げる存在として嫌悪の念をもってみられていた」³。ドレフュス事件（1894年）は、このような情勢を背景としている。ちなみに、ドレフュスはアルザス出身である（ただし、この要素が事件にどれほど影響したかは不明）。

シオニズムの説明は、一般に、ドレフュス事件に衝撃を受けたヘルツルを中心になされる。ヘルツルは、1860年にブダペストで生まれた。両親はいわゆる同化ユダヤ人で、ヘ

ルツルは、「ドイツ語の環境で過ごし、典型的な西欧ユダヤ人と見なされていた」⁴。ヘルツルは、ドレフュス事件時のフランスに、特派員として居あわせたのであった。ヘルツルは、1896年に『ユダヤ人国家（デア・ユードンシュタート）』を著わし、翌年、世界シオニスト機構を立ち上げた。これらの功績をもって、ヘルツルは「シオニズムの父」と呼ばれている。「シオニズムという言葉は、1892年1月23日夜にウィーンで開かれた討論集会で、ナタン・ビルンバウムにより初めて公けに用いられた」⁵。ビルンバウムが1885年に創刊した雑誌『自己解放』において、初めて使用したとの記述もある⁶。「ウィーンではすでに1871年、ユダヤ教会役員会が、聖書からシオンにかかわる箇所の削除を決定していた。……このような現状に反対して、当時19歳の学生ナタン・ビルンバウムは、1882年ユダヤ人ブルシェンシャフト [学生組合組織] 『カディマー（前進あるいは東へを意味するヘブライ語）』を組織して、ユダヤ民族主義運動を起こした。ウィーンの反ユダヤ主義運動の尖兵がドイツ人学生たちのブルシェンシャフトであったのと同様に、ユダヤ民族主義運動の尖兵もユダヤ人学生のブルシェンシャフトだった」⁷。それはともかく、鶴見太郎は、ヘルツルを「父」とするシオニズム観を、オリエンタリズムだと

1 『同化と解放』 植村邦彦 平凡社 1993/5

2 『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

3 『現代世界と民族』 江口朴郎編 山川出版社 1987/8

4 「シオニズムをめぐるオリエンタリズムとカウンター／アンチ・オリエンタリズム」 鶴見太郎 『相関社会科学』 第16号所収

5 『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』 ラカー 第三書館 1994/11

6 『ユダヤ民族 [ピープル] 史』 ⑤⑥ エティンゲル

7 『反ユダヤ主義』 村山雅人 講談社選書メチエ 1995/8

断じている。

「シオニズムが組織的に開始されたのは、ウクライナを中心にボグロムが発生した1881年頃のロシア帝国においてであった。また、シオニスト指導者に限っても、過半数はロシア帝国出生者であり、西欧ユダヤ人と見なされたユダヤ人は2割程度である……。実際に移住したユダヤ人に関して言えば、多くがいわゆる東方ユダヤ人であり、1928年までの間にパレスチナに移住したドイツ・ユダヤ人はわずか1000人から2000人程度だったという」¹。

だが、鶴見が強調するのは、上記の「人口的」事実そのものではなく、次の二点である。すなわち、第一に、「ロシア帝国とシオニズムとの政治社会構造的な意味連関関係」²であり、第二に、「東方シオニズム」と「西欧シオニズム」との関係である。「一般に、とりわけ『西欧～』に対しては『東欧～』とされることも多いが、人口の中心がロシア帝国領にあったことから現在の『東欧』のイメージとのずれを防ぐため、またドイツにおいて彼らがオストユーデン（イースタン・ユーズ）と呼ばれていたことを受けて、本項では基本的には『東方～』に統一する」（同）。「東方」とはドイツ語圏より東であり、「西欧」とはドイツ語圏以西（北米を含む）。なお、「伝統的なユダヤ教のメシアニズムにおいては人間の手でパレスチナに帰還することが認められていなかったこと、経済的な観点からは『未開の地』と思われていたパレスチナよりも西欧や北米に移住する

方がはるかに合理的だったこと」³は、前提的知識として確認しておいていただきたい。

鶴見が強調する第一の点について。初めに鶴見は、1881年ボグロムより前の時期を考察している。まず、「単にこの地域 [ロシア帝国] にユダヤ人がまとまって居住していただけでなく、……地域によっては、とりわけ都市部において、人口的にはマジョリティを形成しており、特に北西部（リトアニア・ベラルーシ）では全ての県の都市部でユダヤ人が最多数派を形成していた」（同上）ことを指摘した上で、「西欧が国民国家ないしその形成過程にある社会だったのに対してロシア帝国が文字通り（将来像においても）帝国だったということ」（同）に注目する。「帝政ロシアは『民族の牢獄』とレーニンが表現したようなイメージに合致するロシア版普遍主義を振り回した帝国では必ずしもなかった。とりわけ、エスニック・ロシア人（『大口ロシア人』）よりも地理的（地政学的）に『西』に位置していたユダヤ人を含む諸民族に対してはそうした願望はあっても現実的ではないことは、……エスニック・ロシア人自身が自覚していた。また、そもそもロシア帝国はその統治能力に見合う以上の領土を獲得していたのであり、……獲得した先の支配層（ローカル・エリート）の協力が必須であった。このため、彼らを政府に組み込むにあたって、第三のローマを自認するにもかかわらず正教への改宗さえ強制せず、例えば現地の役人でムスリムがいることもしばしばであっ

¹ 「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

² 「シオニズムをめぐるオリエンタリズムとカウンター／アンチ・オリエンタリズム」 鶴見太郎 『相関社会科学』第16号所収

³ 「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収 ツル①)

た」(同)。¹

鶴見は、「帝国としてのシステムの同定の困難さという意味での『分かりにくさ』がロシア帝国につきまとう」²ことに注目する。鶴見によれば、シオニズムは帝国社会の解釈の一つであった(ユダヤ人ブントや社会民主主義者もまた、それぞれの解釈をもっていたことになる)。鶴見は、ロシア帝国の「曖昧な特質」を、二点にわたって指摘している。

一つ目は、ロシア帝国が、「多民族帝国」というよりも、「多次元帝国」であったことである。「つまり、『民族』が基本的な統治単位になっていたわけでは必ずしもなく、統治単位そのものが多様だったのである(身分や宗派など)。その意味でロシア帝国は、アウスグライヒ以降民族範疇化が概ね完了しそれが制度化されていたハプスブルク帝国ともまた違った構造を持っていた」(同上)。例えば、ベラルーシ人は「ロシア人」

とされながら、カトリックのベラルーシ人はポーランド人と同一視されていた。「『ナショナルリティ』が帝国政治社会に意味を持ち始めるのは1905年革命後にドゥーマが開設されてからであり」、「シオニズムまではユダヤ人は『ネーション』について真剣に考えることがあまりなかった」(同)。「ロシア帝国の『曖昧さ』についての二つ目は、『ロシア化』の度合い、ないしは抑圧の度合いの多様性である」(同)。

「1835年から1917年までユダヤ人は法的には『土地固有臣民……』と『外国人……』の間である『異族人……』に分類されていた(『異族人』という法的範疇は1822年から存在していた)。ユダヤ人の他にすでに『異族人』に分類されていたのは、シベリアや中央アジアなど東方の、野蛮と見なされていたムスリムや遊牧民などであった」(同上)。しかし、ユダヤ人が人種主義

¹ 松里公孝「19世紀から20世紀初頭にかけての右岸ウクライナにおけるポーランド・ファクター」(『スラヴ研究』45号所収)は、大ロシア人を頂点にして他の民族を平面にすえる「円錐状の帝国構造認識」を批判し、「大ロシア人との文化距離を横軸とし、政治文化の水準(あるいは、国家性の発達の度合い)を縦軸とする」「樹形的な帝国のコスモロジー」を対置した(縦軸においては、ポーランド人、バルト・ドイツ人、ユダヤ人が大ロシア人よりも上位にある)。松里は、「『民族の牢獄』論、つまり円錐状の帝国構造認識は、1905年革命に前後して、被支配民族の統一戦線を形成しようとする民族運動指導者の実践的な関心を動機として広汎に普及したように思われる」と述べている。この論文では、その他、当時の「ロシア化(オブルセーニエ)」は大ロシア化ではなく東スラヴ化を意味していたこと(脱ポーランド化、脱ユダヤ化。政府は「ロシア化」ではなく「ロシア的要素を強める」という表現を好んだ)、ポーランド人は、王国の再興を目指す政治的民族であったこと、ウクライナ人が「ロシア人」とは別のエトノスなのか(ポーランド側の主張)、それとも「ロシア人」の一分岐なのか(ロシア側の主張)という「イデオロギー闘争は、……当時者であるウクライナ人の頭越しに(ウクライナ民族運動が生まれるはるか以前に)発生したものである」こと、右岸ウクライナは19世紀の中葉から後半にかけて大ロシア人に「発見」されたこと(2世紀以上に及ぶポーランドの支配にもかかわらず、東スラヴ的な特徴を保持していることが調査の結果明らかになった)、等々、興味深い指摘がある。また、宇山智彦「『個別主義の帝国』ロシアの中央アジア政策」(『スラヴ研究』53号所収)は、イスラム諸民族に対するロシア政府の政策が一元的なものではなかったことを、資料を用いて明らかにしている。

² 「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

的に規定されていたわけではない（ワーナーマンによれば、エスニック・ロシア人は、むしろ混血性を誇る傾向にあったという）。

「『血統』の論理で改宗ユダヤ人に若干の法的制限を課す法律が制定されたのは1912年になってからであり、それ以降もさらにその種の別の法律が制定されることはなかった」（同）。

「シオニストなどによって後年『同化主義者』のレッテルを貼られたユダヤ人も、……ユダヤ人としてのアイデンティティを保持し、同胞の『解放』を模索していた側面が少なからずあった……。〔ゴードンによれば、〕『同化』は言語や習慣などの『客観的指標』においても帰属意識といった『主観的指標』においても同化しているのに対し、『文化的統合〔アカルチュレイション〕』では『客観的指標』での同化が見られるにもかかわらず、『主観的指標』では同化が見られないという相違がある。……『同化』という用語は、同化主義ユダヤ人のことを、ユダヤ人としてあるべき状態ではないと考えるユダヤ・ナショナリストが非難する時に用いる用語でもあった〔が〕……少なくともロシア帝国のユダヤ人に関して言えば、彼らは実際にはこの『文化的統合』を志向していた」（同上）。また、定住地域のユダヤ人にとって「同化のモデルとなるような民族が帝国内にはいなかった」（同）。1863年に、「ロシア・ユダヤ人啓蒙振興協会」がペテルブルクで設立されているが、「以上に見た帝国の枠組みは、全帝國的・全ヨーロッパ的な視野を持つようになったマスクリームにユダヤ人としてのアイデンティティを保持しながら対等な『ロシア臣民』として帝国に統合されてい

くことを期待させた」（同）。エスニック・ロシア人とは区別された、「第三の項」としてのロシア帝国が想定されていたのである。

リュールプは、「1880年代のポグロムに見られるように、政府から容認され支持されたロシア帝国の暴力的なアンティゼミティスムはなお前近代的な反ユダヤ人敵愾心の伝統の域を超えるものではなかった。（というのは、ロシアに住むユダヤ人の法的同権は1917年の革命によって初めて決着したからである）」と述べている（前出報告）。1881年のポグロムは、新ロシア（エカテリノスラフ、タウリーダ、ヘルソン、ベッサラビアの4県）を中心に、おもにウクライナ南部で発生した。

新ロシアは、18世紀後半のいわゆる南下政策によってロシアが併合した領土であり（旧ポーランド領ではない）、エカテリーナ2世は、新ロシアへのユダヤ人の移住を認めた（もちろん、ロシア人、ウクライナ人が多く植民している）。1835年、旧ポーランド領であった北西部6県と南西部3県、左岸（ドニエプル川東岸）2県、新ロシアの15県を定住地域としたが（ポーランド王国を含める場合もあるが、ここでは除外する）、当時の定住地域のユダヤ人の90%が旧ポーランド領に集中していた（先に示した、ユダヤ人の経済的・社会的・宗教的特徴は、この地域のもの）。しかし、「ロシアに併合された旧ポーランド領のユダヤ人にとって、黒海に面する新ロシアはフロンティアであった」¹。19世紀後半に新ロシアのユダヤ人は急増し、オデッサを擁するヘルソン県は、「ユダヤ人の密集度にかんして……旧ポーランド領との差はほとんどなくなっていた」（同）。

¹ 「地域問題としての『ユダヤ人問題』」 高尾千津子 『ロシア史研究』76号所収

1794年に建設されたオデッサは、穀物の積出港として急速に発展し（19世紀にはロシア第3の都市になる）、ウクライナは「ヨーロッパのパン籠」への道を歩み出す（20世紀初頭には、全世界の大麦の43%、小麦の20%、とうもろこしの10%はウクライナで生産された）。「オデッサはユダヤ人に市会参加を許したロシア唯一の都市である」（同上）り、ガリツィアから移住した「ドイツ化したユダヤ人」（同）が商人として活躍した。そこでは、「ユダヤ教的伝統と『因習』からの自由」（同）があり、「伝統的なユダヤ人コミュニティというものが存在しなかったオデッサで、彼らは独自のコミュニティを作り上げることができ……オデッサはロシアの世俗的ユダヤ文化の中心地とな」（同）だったのである。

「定住地域のなかでも新ロシアには他に見られないもう一つの特徴があった。それはユダヤ人農業入植地の存在である。……政府がユダヤ人をステップに定着させようとした動機には、おそらく新ロシアの開発という実利追求以上のものがあつた。それは『有害な』ユダヤ人の職業を農民化することによって有益化するという、『ユダヤ人問題』の解決への意欲であつた」（同上）。ユダヤ人入植地には、「模範的経営」を期待されたドイツ人も居住した。「当時の入植地に関する文献は、ユダヤ人入植地の経済状況を周辺のドイツ人入植地に比べれば貧しいが、一般の農民よりは豊かであつたと異口同音に記している」（同）。ちなみに、トロツキーはヘルソン県の富農の出身。しかし、「19世紀前半

の数々の奨励策にもかかわらず、農業はロシア・ユダヤ人の社会経済構成に根本的な変化をもたらすことはなかつた。19世紀後半になるとロシアは入植事業に関心を失」（同）う。「19世紀末新ロシアにおけるユダヤ人入植地人口は3万」（同）にすぎなかつた。

「[1881年の]ポグロムを発生地から分類すると、都市が10.4%に対し、小市……及び村……は、その9倍近い86.3%になる」¹。ポグロムは、ツァーリ暗殺から1ヶ月後の復活祭の週に発生した。この時期は、ユダヤ教徒にとっては過越（すぎこし）祭にあたる。「発生直前において、ユダヤ人虐殺命令が政府から出たとの噂が広まって」（同）おり、「小さな争いをきっかけにして……暴動が発生した。特に都市においては昼間、村においては夜間に暴動が起き、その際、民衆はユダヤ人虐殺の政府命令を信じていた」（同）。

黒川は、「都市型ポグロム」の「発生原因」として、「ウクライナ人とユダヤ人との……両下層民の職を求める争い」と、「対立を激化させたものとして」の「急激な穀価騰貴」をあげている。「ポグロム発生期におけるウクライナ民衆の状況には、1861年の農民解放令以後の土地不足状態が関与していると考えられる」、「1879年の調査によると、ウクライナにおいて農民の45%は、土地不足に苦しんでいた」（同）。その結果、都市への出稼ぎ労働者が急増したのであつた。「都市に住むウクライナ人は少なく、彼らはロシア語を話すようになり、ロシア化した。……都市と農村では民族、言語、習慣が

¹『ロシア社会とユダヤ人』 黒川知文 ヨルダン社 1996/12

違い、別の国のようであった」¹。また、鉄道労働者も出稼ぎ労働者であった。「主要なポグロム発生地は鉄道沿いである」²。他方、都市に住むユダヤ人は、過密状態で生活し、かつ多くは貧しかった。

ただし、攻撃対象がユダヤ人に限定されていたことから、黒川は、「ポグロム以前に存在するウクライナ民衆によるユダヤ人に対する敵対心、それも伝統的に保持されてきたもの」（同上）を分析する必要を説いている。

他方、「ポグロム発生時期におけるウクライナ農民の満足度調査」（同上）によると、「定住地域15県において、現状を良いとする農民が48.1%、とても良いとする者が23.9%もあり、不満な者はいない。それに対して、定住地域以外の10県においては、現状を良いとする者は13.8%、とても良いとする者は0.5%にすぎず、不満を感じる者は19.4%もいたことがわかる」（同）。先の「土地不足」状態と矛盾するようであるが、その関連は不明。また、「前者〔都市型ポグロム〕に触発されて、後者〔農村型ポグロム〕は発生したと指摘できる」（同）。従って、「農村型ポグロム」においても、「伝統的に民衆の中に横たわる反ユダヤ感情」（同）を考慮しなければならない。

このようにして黒川は、「反ユダヤ感情」の歴史を説明するのであるが、簡単に言えば、「ポーランド分割以前のロシアにおいては、……皇帝とロシア正教会による宗教的反ユダヤ主義による政策が取られていたにすぎない」（同上）こと、ポーランド分割からツァーリ暗殺までの時期の政策は基本的に「同

化」であり、「19世紀の後半において、スラヴ主義などの台頭により、国内において反ユダヤ主義的傾向が強まった」（同）ということである。

黒川は取り上げていないが、当時、すでに反ユダヤ主義的出版物が出回っていたことを付記しておく。「スラヴ主義のイデオログ、イヴァン・アクサコフは、1862年からユダヤ人解放に反対して立ち上がり」³、1867年には、「真の問題はユダヤ人を解放することではなく、ユダヤ人からロシア民衆を解放することなのだ」等と論説で述べていた。1869年には、改宗ユダヤ人ブラフマンが、『シオン長老（「賢人」との訳もある）の議定書（プロトコル）』につながる『カハル（自治組織）の書』と『地域的ならびに世界的なユダヤ人同胞組織』とを出版した。「1879年、半ば官報としての性格をもつ『ノーヴォエ・ヴレーミャ [新時代]』紙がヴィルヘルム・マルの有名な風刺文書『ゲルマン世界に対するユダヤ世界の勝利』を大々的に引用し、そこに書かれているのと同じ悲運がスラヴ人にも用意されているとの予測を打ち出している」（同）。

続いて黒川は、「文学作品に表現されたユダヤ人像」をとりあげ、「搾取者的ユダヤ人像」と「異人種的ユダヤ人像」とを考察している。そして次のように言う。「民衆の反ユダヤ感情は、アレンダ制〔ポーランド貴族から土地を借りて種々の経営活動を行い、そこからあがる収入を受け取る制度〕を営むユダヤ人から形成された『搾取者的ユダヤ人像』と共同体、宗教、言語と文化の異なるユダヤ

¹『物語ウクライナの歴史』 黒川祐次 中公新書 2002/8

²『ロシア社会とユダヤ人』 黒川知文 ヨルダン社 1996/12

³『反ユダヤ主義の歴史』 ポリアコフ 筑摩書房 2005/3

人から形成された『異人種的ユダヤ人像』から説明することができる。その場合、都市において発生したポグロムは、経済的利害状況がより多く直接関与し、両下層民の対立という形で展開した。他方、農村におけるポグロムは、経済的側面よりむしろ、旧来のユダヤ人に対する日常的な敵対感情が背景にあったと考えられる¹。図式的に言えば、「都市型ポグロム」では、経済的利害状況（「搾取者のユダヤ人像」と結びつく）が「主因」で、伝統的反ユダヤ感情（なぜか「異人種的ユダヤ人像」に限定して結びつけられている）が「従因」、「農村的ポグロム」ではこの逆であった、ということである。

最後に黒川は「宗教的背景」を考察しているが、ここでは次の点を指摘しておく。すなわち、ロシア正教にも、「広く共有された選民思想やそれと結びついた宗教的共同体の理念が存在したこと」（同上）である。「第三ローマ理念」は、そのことを示している。さらに、「ロシア民衆は、皇帝を神に代わってこの世界を支配する者とみなしていた。また、ロシア正教会の礼拝においても、礼拝の最初の部分の大連禱において、輔祭が『わが皇帝、皇后、皇太子、皇太子妃、及び皇族のために主に祈らん』と唱える。神にも等しい皇帝を、ユダヤ人は殺した。だから、新しい皇帝は『ユダヤ人を襲撃せよ』との命令を下したという噂は、皇帝崇拜と、特に復活祭の高揚した宗教的状況にあった民衆たちによって、事実として受け止められたのであろう」（同）。「ポグロムは、ロシア正教徒にとってはユダヤ教徒に対する信仰の戦いであった

と考えられる」（同）。

1881年のポグロムにおいては、ユダヤ人の自衛がほとんどみられなかったようであるが、「ユダヤ人の自衛は暴徒を刺激するという理由で当局から禁じられたため、代表団が皇帝に直訴して治安の確保を訴えざるをえない状況であった」²との記述もある。

1884年まで断続的に続いたポグロムと、1882年の臨時条例（いわゆる「5月法」。「ユダヤ人＝搾取者」説に依拠し、ユダヤ人を農民から隔離するもの）を直接的きっかけとして、第1次アリヤー（ヘブライ語で「上る」という意味。パレスチナへの移住を指す）が始まった。代表的な組織としては、ビールー（イザヤ書2章5節「ヤコブの家よ、来れ、我ら行かん」の頭文字をとったもの）がある。当時、「シオニズム」という語はなく、パレスチノフィルストヴォ（親パレスチナ主義）が使われており、「パレスチナ派」はホヴェヴェ・ツィオン（シオンを愛する者たち）、その運動はヒッパド・ツィオン（シオンへの愛）と総称されていた（これとは別に「アメリカ派」があるが、省略）。

「1881年ポグロムは、進歩的国内世論の側からのユダヤ人への冷淡な対応、革命的ナロードニキの側からのポグロムを肯定する態度をも伴っており、ユダヤ人インテリ層（リベラル派にせよ革命派にせよ）に与えた衝撃は深刻であった」³。例えば、プレハーノフらと労働解放団を創設した（ユダヤ人ナロードニクからマルクス主義へと転換した）ヂェイチは、次のように回想している。「それまでロシアの革命運動に参加してきた多く

¹『ロシア社会とユダヤ人』 黒川知文 ヨルダン社 1996/12

²『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

³「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

のユダヤ人は、この運動から離れ、自らの同胞をいかに救済するかという——中には遠大で空想的な——プランを立て始めた」（¹からの孫引き）。それまでも、宗教的なパレスチナへの移住や、また、モーゼス・ヘス『ローマとエルサレム』（1862年。シオニズムの先駆的著作とされている）などもあった。「19世紀中葉、再びユダヤ人国家の問題が取り上げられるようになったのは、……オスマン帝国の弱体化の結果としてであった」²。しかし、組織的運動としてのシオニズムは、第1次アリヤーに端を発するとされている。

「伝統的社会と『啓蒙』との葛藤の中を遍歴した文筆家モシェ・レイブ・リリエンブルム（1843～1910）は1881年10月に論文『一般ユダヤ人問題露パレスチナ』を発表し、また同化推進論者であったピンスケル〔1821～91〕はそこから転換して、翌年にパンフレット『自主解放論』を発表した」³。ピンスケルの『自力解放〔アウトエマンツィパツィオン〕！——ロシアの同胞からの警鐘』は、ベルリンにおいてドイツ語で出版された、シオニズムにとって記念碑的な著作である（期待に反して、ドイツでは反響がなかったが）。ピンスケルによれば、「ユダヤ（人）恐怖症」は幽霊に対する恐怖に似ており、「迷信に対しては、神が闘っても無駄である」。「ユダヤ民族〔ユードィッシュ・folk〕は自らの祖国〔ファーターラント〕を持ち合わせていない。母国〔ムッ

ターラント〕はたくさん持っているが。中心地もなければ重心も、政府も代表団もない。いたるところに存在しているが、どこのも場所でも家にはいない。諸ネーションはユダヤネーション〔ユードィッシェン・ナツィオン〕を相手とする必要はなく、常に単なるユダヤの民〔ユードン〕を相手とすればよいのである」（⁴からの孫引き。〔〕はママ）。「ピンスケルはユダヤ人の像を定義して、その反セム主義の分析を結んだ。『生ける者にとり、ユダヤ人は死者である。土着民にとっては異邦人やさすらい人、資産家にとっては乞食、貧者にとっては搾取者や百万長者、愛国者にとっては国のない者である。すべての階級にとり、憎むべき競争相手なのだ』」⁵。

ピンスケルとリリエンブルムはオデッサを拠点として活動し、1884年、上部シュレジェンのカトヴィッツでホヴェヴェ・ツィオンの第1回大会が開かれた（大部分の参加者がロシアとルーマニアから来たが、ドイツとイギリスからも出席者があったというから、国際的会議である）。「この運動は……パレスチナ移住に勢いをつけることも出来なければ、既存の定住地……を援助する能力さえ極度に限定されていた。大部分の入植地は、有名な慈善家エドモン・ド・ロツシルド〔ロートシルト、英国ではロスチャイルド〕の保護下にあり、ホヴェヴェ・ツィオンは彼と衝突することを恐れた。運動内部でも、種々の町々の協会の間、正統派と啓蒙主義者の間に摩擦があった。……“オデッサ委員会”の活動は、

¹「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

²『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』 ラカー 第三書館 1994/11

³「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

⁴「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

⁵『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』 ラカー 第三書館 1994/11

西欧のユダヤ人諸組織同様、次第に慈善的性格を帯びていった。この停滞期に、著名なハシディズム信者の家柄の出身である若い啓蒙主義者がオデッサの運動に参加した。後にアハド・ハアム（“民衆の一人”）として知られたアシェル・ギンツベルク（1856～1927）である¹。

「ハアムはブネイ・モシェ [モーセの息子たち] と呼ばれる、小さな半ば陰謀的『精鋭集団』を創設した。……後のロシア・シオニズムの指導者の多くは、一度はこのグループに所属した」²。スピנקルやリリエンブルムは、パレスチナへの植民そのものに意義を見ていた。これに対して、実際にパレスチナを検分したハアムは、それまで追求されていた方法を批判した。「植民地化は早急ではなく、現実的な感覚で、適当な規模で行なわれる限りでのみ成功を収めるであろう、と彼は主張した。パレスチナには、これらすべての要因が欠落しており、大量のユダヤ人を吸収できないであろう。パレスチナは、ユダヤ民族の政治的、経済的な根拠地ではなく、文化、精神の中心地となるべきである」（同）。文化的シオニズムの創始者と呼ばれるハアムはまたヘブライ語の復活を提唱した。

「ユダヤ・ネーション [ナロード] が家のない状態をやめ、正常な諸ネーション [ナロード] の名簿に編入されれば、ペルシア人などに対するのと同様に、その一員として尊敬の態度で接してもらえるようになるだろう」との引用を行い、鶴見は次のように述べている。「リリエンブルムの用語法に注目してみ

ると、彼はユダヤ人の現在ネーション [ナロード] でないとは言っていないのである。……ネーションではない集団がネーションになるということではなく、すでにネーションではあるにしても『異常』な状態にあるそれが、『正常』なネーションになるという論理である。彼にとって残る作業は、同じネーションであることをユダヤ人以外にも認めてもらうことだけなのである。……シオニズムはユダヤ人の一部がパレスチナに移住することを唱えていたものの、その目的（少なくともその一つ）はロシア帝国でのユダヤ人の地位向上だったのであり、そのためにネーションとしての認知を得るための『自己呈示』だったのである」³。 [] はママ）。

他方、リリエンブルムは、「『人種』を用いた『ユダヤ人』規定」（同上）も行っていた。鶴見によればこれは、ユダヤ人の外に対しても内に対しても、「同化が不可能であることを伝えるメッセージ」（同）なのであった。リリエンブルムは次のように述べている。「同化というのは、自分ではなく他人に似せるために自らに固有のものを軽視するという志向のことを言うのであり、自らの固有性を守りながら、他者よりも悪い状態にならないようにする志向のことを言うのではない。もしそうでないなら [同化が後者のことまでも意味するなら]、ユダヤ人が他者のようになるといけないという理由でユダヤ人のための一般教育に反対する者に同調しなければならないことになってしまう」（鶴見太郎「ロシア帝国とシオニズム」からの孫引き。 [] はママ）、と。「立てられていた問いは

1 『ユダヤ民族 [ピープル] 史』⑤⑥ エティンゲル

2 『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』 ラカー 第三書館 1994/11

3 「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

単に『ユダヤ人の同化をいかにして食い止めるか』ではなく、『ロシア帝国でユダヤ人の同化をいかにして食い止めるか』だったのである¹。

以上から、鶴見は以下のように結論づけている。「ロシア帝国における初期のシオニズム [は] ……これまで考えられてきたようにユダヤ人が締め出されたからシオニズムが起こったのではなく、ユダヤ人の締め出しを感じさせる傾向があったことが関係しながらも、それだけではなく、ユダヤ人であっても、ネーションとして『ユダヤ人』を確立すれば、ユダヤ人でありながら平等に組み込まれるように感じられたことがシオニズムを生んだのである。パレスチナを目指していながら思考の中心にはロシア帝国があり、ロシア帝国での生存闘争の一環としてシオニズムが動いていた、つまりシオニズムには『参入のための退出（エグソダス・フォー・アカルチュレーション）』（筆者）とでも言う側面が大きく含まれていたのである。帝国という政治体そのものは領域的に拡散していたマイノリティであるユダヤ人にとって積極的な側面があったのであり、そうした側面とシオニズムは少なからず連関していた。……初期のロシア・シオニズムに関して言えることは、パレスチナがユダヤ人がロシア帝国で暮らしていく上での担保とされる側面が強く、可能な限りユダヤ人がパレスチナに集まるべきとする今日のイスラエルで主流のシオニズ

ムとは距離があるということである。しかも、パレスチナは基本的には拠点（の一つ）として想起されていたのであり、……近代的な意味での主権国家は必ずしも想定されていなかった」（同上）。説明がかなり長くなったが、これが鶴見の第一の強調点である。ここで対象になっているのは、「ロシア・シオニズム世俗派」であるが、「もう一つ、やがて力を持っていったのがユダヤ社会の困苦の中での民衆のユダヤ教離れを懸念したラビたちによるシオニズム（ロシア・シオニズム宗教派）であり、基本的にはラビ・ユダヤ教社会を保存した状態で安住できる場所に『転居』することが考えられていた」²。

鶴見の強調する第二の点について。「第1回ドゥーマ（1906年）に議員として出席し、ユダヤ人の帝国での権利獲得に声を挙げたことのあるレヴィン [ハアムの影響を大きく受けていた] は、西欧ユダヤ人の間ではシオニズムと別のところで市民権への闘争が行われており、それゆえ西欧シオニストにとって居住国内の問題とシオニズムは基本的に連動していなかったが、ロシア・シオニストにとっては連動しており、それは居住地でのユダヤ人の解放への闘争でもあったと回想している」³。この一文に示されているのは、西欧シオニストとロシア・シオニストの本質的相違である。「当時の西欧シオニズムはユダヤ的なものに一義的には関心を持たず、西欧に流入して反ユダヤ主義激化の原因にもなり

¹ 「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

² 「シオニズムをめぐるオリエンタリズムとカウンター／アンチ・オリエンタリズム」 鶴見太郎 『相関社会科学』第16号所収

³ 「ロシア帝国とシオニズム」 鶴見太郎 『スラヴ研究』54号所収

かねない東方ユダヤ人を西欧シオニストが救済するといった慈善事業的なパナナリストティックな視点に立っていた」¹。

ヘルツルの『ユダヤ人国家（デア・ユーデンシュタート）』の内容紹介は省くが、次の諸点は記憶されておいてよい。「諸権力が、ユダヤ民族に一つの新しい国の統治権を与える用意があることを示すならば、……二つの地域が考慮の対象となる。つまりパレスチナとアルゼンチンだ。「ヨーロッパのために我々はその他〔パレスチナ〕でアジアに対する防壁の一部を作り、野蛮に対する文化の前哨の任務を果たすであろう」。「我々がいま用いている、歪められ抑圧された汚い言葉、これらのゲットー語を使う悪習を我々はやめるだろう」。かといって、ヘルツルはヘブライ語に通じていたわけでもなかった。ちなみに、シオニズムの名付け親であるビルンバウムは、「ヘブライ語と共にイディッシュをもシオニストの未来に有用と考えていた」²がゆえにシオニズムと対立し、「この〔第1回世界シオニスト〕会議以降、ビルンバウムの評論には、イディッシュとその文化を積極的にアピールする姿勢が見られるようになる」（同）。

「西欧ユダヤ人ヘルツルの登場はロシアにおけるシオニズムの行き詰まりを打破するものとして基本的には歓迎されていた。ロシア帝国の中での『ローカルな』運動だったシオニズム運動を、『進歩』の先端を行き、今の

言葉で言えば『グローバル・スタンダード』だった西欧世界の同化ユダヤ人が認めたことは、ロシア・シオニストにとって少なからず自信とな」³ったという。

1897年8月、第1回世界シオニスト会議が開催された。採択されたいわゆるバーゼル綱領は、「シオニズムはユダヤ民族のために、公けに承認され、法によって保証された、ユダヤ民族のためのパレスチナの郷土を、確保するよう努める」と宣言し、ユダヤ人農工労働者によるパレスチナ入植の奨励、ユダヤ人の統合と組織化、ユダヤ人としての自覚と民族意識の強化、諸政府の同意の獲得、を基本方針としていた。エティンゲルは、「ヘルツルの三原則」として、次のように述べている。「第一は外交活動の強調である。『第二の原則』として、「列強諸国の怒りを招いたり、シオニストの計画に列強が反対の立場を取ったりすることがないように、ヘルツルはシオニスト達に、これら諸国の内的政治問題に介入することを避けるように要求した。……第三の原則は文化活動をなおざりにしたことであった」⁴。

鶴見は、ロシア・シオニズム世俗派と西欧シオニストとの対立について、以下のように述べている。「西欧シオニストには、『ユダヤ的なもの』にあまりに関心なかったことのほかに、次のような問題があった。まず、ヘルツルは、ロシア・シオニズムのそれまでの漸進的な入植活動を否定して西欧人としての

¹ 「シオニズムをめぐるオリエンタリズムとカウンター／アンチ・オリエンタリズム」 鶴見太郎 『相関社会科学』第16号所収

² 「ユダヤ人の『文化的自治』における言語」 佐々木茂人のネット論文

³ 「シオニズムをめぐるオリエンタリズムとカウンター／アンチ・オリエンタリズム」 鶴見太郎 『相関社会科学』第16号所収

⁴ 『ユダヤ民族〔ピープル〕史』⑤⑥ エティンゲル

自らの手法を前面に押し出した [上記『第一の原則』]。……そして、ヘルツルらは東方ユダヤ人社会内部の多様性は無頓着であり、一様に伝統的で自らとは異なる存在として捉えていた。……マスキリームが始めたシオニズムは伝統的ラビ権力に対する対抗という意味も持っていた。ところがロシア・ユダヤ社会における『近代的』な要素に関知しなかったヘルツルらは、オリエンタリスティックな観点から、東方ユダヤ人大衆をシオニズムに動員しうる『真正な東方ユダヤ人の代表』としてむしろ『宗教派』を重んじたのである。……ワイツマン [初代イスラエル大統領] からロシア系の若手が『民主派』を結成 (1901年) してヘルツルらの『独裁』に対抗する動きが多少見られたにしても、それでもシオニズムを強力な運動に育てるという観点から、ヘルツルとの協調路線は辛うじて保たれていた……。だがそもそも、西欧ユダヤ人ヘルツルの人気を考えると、ロシア系が大きく出ることなどそもそもできなかったのである。……オリエンタリズムはまずは文字通りオリエンタに投影されたものではあるが、翻ってそれはヨーロッパ内部も『東西』の尺度によって階梯を形成することになる……。したがって、ロシア・シオニストが伝統と対抗して実質的には『西欧』である『近代』を志向し、そして西欧ユダヤ人と交流した瞬間に、彼らは『西欧』が先進的とされるヒエラルキーを持ったシステムに接続されてしまい、彼らが『東方』と見なされている以上、このシステムの内部では西欧ユダヤ人に従属せざるをえなくなるのである¹⁾。

ところが、いわゆるウガンダ論争 (1903

～05年) は、この構図の転換をもたらした。「オスマン帝国からのパレスチナの自治獲得の認可が依然として下りない中で迎えた1903年8月の第6回シオニスト会議……において、ヘルツルはイギリス政府が提供を申し出た東アフリカの領土 (ケニアであるが、誤って『ウガンダ』と呼ばれることが多かった) に、暫定的ではあってもユダヤ人国家を建設する提案を行った。……東アフリカに調査団を派遣するか否かという初歩的な段階を巡って採決が行われ、比較的僅差で賛成が反対を上回った。しかしロシア・シオニスト『世俗派』はまさにヘルツルがユダヤ的なもの (パレスチナ) を無視したとして猛反発したのである。……『宗教派』……は、ヘルツル支持に回った……。したがって、『ウガンダ』論争は発端においては『東西対立』であったわけではなく、西欧シオニスト、『世俗派』、『宗教派』の『三角関係のもつれ』だったのであり、それが直後から『東西対立』へと読み替えられていったのである。……ワイツマンらが考案した『プログラム』とは、まさに、『カウンター・オリエンタリズム』 (対抗ないし防衛のためのオリエンタリズム) とでも言いうる対抗文化だった……。そのからくりはこうである。『近代世界』における『東西』のヒエラルキーでは『西』に優位に立つことができないが、一般にユダヤ的なものから疎遠になっていた西欧ユダヤ人に対して、数の上では優位にあった東方ユダヤ人がシオニズムを、『ユダヤ』を強調した文化、つまり特殊主義に基づく対抗文化で染めてしまえばそこに西欧ユダヤ人が優位に立てる余地はなくなる。……ヘルツルは『ウガン

¹⁾ 「シオニズムをめぐるオリエンタリズムとカウンター／アンチ・オリエンタリズム」 鶴見太郎 『相関社会科学』第16号所収

ダ』論争勃発のちょうど翌年に急逝し、ロシア系の覇権は決定的なものとなった。……『ウガンダ』論争以降、『東西』のヒエラルキーの逆説的な効果として、シオニズムが少なからず『ユダヤ』の内容を問う特殊主義に全体として変遷していたことは確かである。だが、ロシア・シオニズムが、……オリエンタリズムに対してアンチ・オリエンタリズムではなく、カウンター・オリエンタリズムで対抗したことは、根底においてはこのヒエラルキーを強く是認していたということでもある。それゆえに、ロシア系が覇権を手中に収めたことによってもはや『東方』として気張る必要性が薄れ、かつパレスチナにおいて彼ら以上に『東方』であることについてヨーロッパ全域で了解のあったアラブ人の存在を前にした時、『ユダヤ』を強調する文化は維持しつつも『東方』を脱色することで、……シオニストは遠慮なく『西洋』を体現する存在として振舞うこととなった、ということなのではないだろうか」（同上）。

以上が、シオニズムにおける「ロシア・ファクター」に注目した鶴見の主張である。「なお、民衆の苦悩からの早急な脱出を第一に考える社会主義シオニストもロシア系が多かったが東アフリカ案支持に回った」（同上）。ここで時計の針を少しもどす。「社会主義シオニズムの父」と呼ばれるスィルキンは、「1898年に『ユダヤ人問題と社会主義ユダヤ国家』という論文を発表して、パレスチナに社会主義によるユダヤ人の国家を創立することを要求した。……1901年に『ユダ

ヤ人青年に訴える』を書いて、この目的を達成するためにはユダヤ人大衆の社会民主主義的組織を設立しなければならないと主張した」¹。「第5回世界シオニスト大会（1901年）を前にして……ミンスクでシオニスト労働者諸サークルの大会が行なわれ、『ポアレイ・ツィオン』（＝シオンの労働者）と総称されるグループの活動が開始された」²。社会主義シオニズムの形成も、東方の特徴といえる。ついでに引用しておく、「ズバートフ組合である『ユダヤ人独立労働者党……』が1901年7月、ほかならぬブントの拠点ミンスクに結成された。この党はブントの『政治化』に対抗することを目的としていた」（同）。「ポアレイ・ツィオン運動は次々と意見を異にする分派を生み出した。……1903年のキエフ大会の後で設立された“ヴォズロズデニエ（再生）グループ”が、ポアレイ・ツィオンのイデオロギー形成に重要な役割を果たし[た]……。それは、民族的、文化的自治を要求し、ロシアにおけるユダヤ民族の中央代表団設立を主張した」³。

また、非シオニズム系のユダヤ・ナショナリストとして、リトヴァ出身の著名な歴史家ドゥブノフ（1860～1941年）も忘れることはできない。「ロシア語のユダヤ月刊誌『ヴォスホート [昇ること、東]』における『新旧のユダヤ民族に関する手紙』と題した連載（1897～1906年）でドゥブノフは独自のナショナリズム論を展開した」⁴。ドゥブノフは、ユダヤ人を「精神的なナーツィヤ」と規定し、「ディアスポラにおける自治」を唱え

1 『ユダヤ民族 [ピープル] 史』⑤⑥ エティンゲル

2 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

3 『ユダヤ民族 [ピープル] 史』⑤⑥ エティンゲル

4 「ロシア帝国とシオニズム」鶴見太郎『スラヴ研究』54号所収

た。「連載の第7弾、『民族的プログラムの基礎としての自治主義』（1901年）と題した論考で、彼はユダヤ史を次のように説明する。まず『テーゼ』として中世の『孤立 [オボソープレンノスチ]』があり、その『アンチ・テーゼ』として近代の西欧における『同化』があり、そしてそれらの『ジーン・テーゼ』として『自治主義』（文化的な自治を意味している）が来る」（同）。鶴見によれば、「ドゥブノフも実は『帝国』の思想を語っていた」（同）という。

ドゥブノフは、共通点があるハアドとよく議論をしたらしい。「ドゥブノフは、シオニズムがユダヤ人が他のネーションのようになることを志向しており、それはすなわち以前の内的な同化に代わる外的な同化である、つまり、目に見える偶像を欲する異教徒のナショナリズムであると批判していた」（同上）。先のリリエンブルムの引用（本章202頁右段第2パラグラフ）は、これに反論したものである。ドゥブノフのシオニズム批判は、必ずしも一貫したものではなかったが、引用しておこう。「政治的シオニズムは、宗教的カバリスト [神秘主義者] の精神が、共同体指導者の政治的精神へと変化したメシアニズムの新しい姿にすぎない。「私は、政治的シオニズムに対して反発したにもかかわらず、たとえば、国家建設といった、その積極的側面や実際の側面については決して反対しなかった。しかし、その消極的側面について、すなわち、離散ユダヤ人を否定することに反対するのである」（1からの孫引き）。

「この時期 [20世紀初頭か?] に出揃うユダヤ人社会の政治諸勢力の多くに共通しているのは民族自治の要求である」²とすれば、ドゥブノフの影響は大きかったと考えられる。それは後述するとして、ディアスポラについて説明しておく。「実は近代に入るまで、当のユダヤ人社会に『ディアスポラ』なる言葉が存在しなかった」³。「ディアスポラ」は古代ギリシャ語を語源とするが「元来は、風などによって植物が種を撒き散らして実を結ぶというように、自然現象を表す言葉であり、それが転じて、古代ギリシャ人による地中海沿岸地域への入植活動を示すようになったといわれる。……これに対して、『ディアスポラ』がユダヤ人のケースに初めて当てはめられたのは、紀元前250年前後に成立したいわゆる『70人訳聖書』……においてである。このとき、アレキサンドリアのユダヤ人学者たちは、ヘブライ語聖書をギリシャ語に翻訳した際に、民族の離散を意味する訳語に『ディアスポラ』を当てた。……ここで『ディアスポラ』に、神罰としての民族離散というユダヤ教に固有の神学的ニュアンスが加わった。……だが、西暦70年にエルサレムの第二神殿がローマ軍に破壊された後、ユダヤ教の中心地がパレスチナからバビロニアへと移るのと並行して、ユダヤ人の使用言語がギリシャ語からアラム語に移行すると、ユダヤ人社会では、『ディアスポラ』というギリシャ語の語彙に代わって、もっぱら『ガルト』……や『ゴラー』というヘブライ語の単語が使われるようになった」（同）。

1 『ロシア社会とユダヤ人』 黒川知文 ヨルダン社 1996/12

2 「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

3 「追放（ガルト）から離散（ディアスポラ）へ」 赤尾光春 『ディアスポラから世界を読む』第1章 明石書店 2009/7

「実のところ、『ディアスポラ』という言葉を持してきたのは、ユダヤ教ではなく、ギリシャ語を典礼言語とするキリスト教世界であった。……『ディアスポラ』は、キリスト教世界においても中世を通じて長らく使われなくなるが、……宗教改革期以降に生まれたさまざまな宗派集団の離散状況を示す文脈で使われるようになったようである。……『ディアスポラ』がユダヤ人の事例に対して初めて適用されたのは、……1881年に刊行された『ブリタニカ百科事典』13巻……の『イスラエル』……の項目においてである。……1889年にイギリスで創刊された学術雑誌『ジューイッシュ・クォーターリー・レビュー』の論文題目リストを検討すると、ユダヤ人の離散を示す言葉が、19世紀末から20世紀初頭にかけて、『ガルト』の訳語と思われる“イグザイル”から“ディアスポラ”へと推移していることも確認できた。……近代的な用語としての『ディアスポラ』は、『ガルト』に見られる、ユダヤ民族の追放という神学的なニュアンスをとみなわない、ユダヤ人の離散状態を客観的に表す社会的な概念として再登場したということだ。また、『ディアスポラ』がユダヤ人の離散に特化されていったのが、19世紀末という、ヨーロッパ諸国においてナショナリズム思想と反ユダヤ主義が社会全体に蔓延していく時期と重なっていることも偶然ではあるまい。[1881年かどういう年かは既述した]……こうした用語上の変化は、ヨーロッパのユダヤ人が、難民化した東方ユダヤ人の到来とともに、新たに勃発しつつあった国民国家の枠組みに収まりきれない『他者』の代表格として、急速に視覚化されていった過程とも無関係ではなからう」(同上)。

「シオニストたちをこの前例のない企て[パレスチナにおけるユダヤ人国家建設]に駆り立てたのは、歴史的『郷土』への『帰還』願望そのものというよりは、ユダヤ人がガルトの状態にある限り反セム主義は永久に消滅しないという醒めた確信の方であった。この確信はさらに、およそガルトに関わる一切を否定的に捉え、そこからの脱却を至上命令とする徹底した思想的態度を生んだ……。この意味で、ユダヤ人の離散状態を神話的な追放(ガルト)から、脱神話化された離散(ディアスポラ)として再解釈した近代以降の認識論的転換は、パレスチナへのユダヤ人の物理的な移民を促進し、そこに列強の後ろ盾で主権国家を確立しさえすればユダヤ人の離散そのものを解消できるという、シオニズム運動の思想的下地を準備したといえるのである」(同上)。ちなみに、「イスラエルの建国以来、否定的なニュアンスを帯びた『ガルト』……は、ユダヤ人が政治的自治ないし独立を失っていた、西暦70年から1948年まで[ママ]時代の離散状況を指すようになり、『ユダヤ人国家』が存在した古代と現代におけるユダヤ人の離散には、より価値中立的な『トゥフツォート』(……ふつう“ディアスポラ”と訳される)という言葉が当てはめられるようになった」(同)。

これまでシオニズムの説明に大きなスペースを割いてきたのは、ユダヤ人ブントはシオニズムとの対抗の中で形成・発展したからである。すなわち、シオニズムを知らずして、ブントの独自性を理解することはできない。ブントは、第1回世界シオニスト会議の1ヶ月後に結成された。「シオニスト組織の活動に対して、ブントが脅威を感じはじめたのは、『ポアレイ・ツィオン』……と総称され

るシオニスト左派の動きがはじまった1901年であった。この年のブント第4回大会ではシオニスト非難決議が採択されているが、この頃から、ブントは組織を維持するためにも民族問題綱領を明確化することを迫られることになった¹。

「激化する民族対立を背景にオーストリアのマルクス主義者が民族自治論を唱え始めていたとき、ロシアにおいてはポグロムとシオニズムの台頭に衝撃を受けたユダヤ人思想家が同じく『文化的民族自治』論を展開していた。……主にロシア・東欧の地域のユダヤ人がこの時期に展開した『文化的民族自治』論は、ユダヤ史の文脈では『ディアスポラ・ナショナリズム』と呼ばれる思潮をなしている。これは、離散状態を見出し、それをユダヤ人の民族性として称揚するものであり、シオニズムと相対するもう一つのユダヤ民族主義として評価がなされている。……またディアスポラ・ナショナリズムにおいて、ユダヤ民族の紐帯としてのイディッシュ・イディッシュ文化が重要な位置を占めていることも、注目に値する。19世紀後半のイディッシュ文化の興隆を背景に、東欧のユダヤ知識人の中には『イディッシュズム』……と呼ばれる思想・運動が生まれていた」（西村木綿、社会思想史学会第34回大会報告）。ロシアにおけるイディッシュの代表的な例としては、『屋根の上のバイオリン弾き』の原作であるアレクサンドロフの『牛乳屋デヴィエ』。

「ブントの民族理解の理論的源流は、オーストロ・マルクス主義者の思想であるということが、しばしば主張される。……[しかしながら] ブントの主張の理論的核は、カウ

ツキーの1898年の論文『オーストリアの民族闘争と国法』から引き出された」（ジェイコブズ『マルクス以後の社会主義者と「ユダヤ人問題」』、²からの孫引き）。実際、スイスに拠点があったブント国外委員会の機関誌『ユダヤ人労働者』の編集長ミルは、同誌第6号（1899年3月）において、カウツキーの論文「オーストリアの民族闘争と国法」に依拠してポーランド社会党（PPS）を批判している。また、同誌第8号（1899年12月）には、カウツキー論文のイディッシュによる要約が掲載された。ミルは次のように回想しているという。「その論文は我々にとつとも強烈な印象を与えた。……実際には、彼は属人原則にもまた満足していなかったのだが、その点については我々はほとんど気にしていなかった。我々は領土的解決に反対する彼のあらゆる議論を利用した。苦勞して探し求めていたものがついに見つかったのだ、と思われた」（前出西村報告からの孫引き）。また、「ブントの活動家たちがこの時期レンナーの民族理論を知らなかった」（西村報告）とも回想しているらしい。

『ユダヤ人労働者』第8号に掲載された、オーストリアにおける社会民主労働(者)党（SPO）ブリュン大会のレポートは興味深い。「社会民主主義者が民族問題に対して出した答えには、二つの偉大な思想が表明されていた。第一にそれは、諸民族は平等な権利をもっており、プロレタリアートは自らの文化や言語、文学が発展することに関心があるのでということを示した。第二にそれは、領土と民族とをはっきりと区別した。そして、領土を有する民族のみが民族に数えら

1 「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

2 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

れ、民族的権利を主張することができるとは考えなかった。社会民主主義者の決議に従えば、民族とは国家であるとの古い原則の代わりに、民族とは文化であるということが原則となったのだ」（西村報告からの孫引き）。

「第二」の点は、「ブリュン綱領の奇妙な読み変え」（西村報告）であり、カウツキー民族理論からの逸脱である。西村は、その「源泉」を、『ユダヤ人労働者』第6号に掲載されたジトロフスキーの論文「シオニズムか社会主義か？」に見ている。ジトロフスキーは、次のように主張した。

「古い世界を支配していた原則はこうだった。民族、それは国家である！ それゆえあらゆる民族は自らの土地、自らの国家を得ようと努めた。しかし、新しい世界の原則となるのはこうである。民族、それは文化であり、教養である！ それゆえ、ユダヤ民族は政治的・法的には全民族の間に広く分散して住んでいながら、なおユダヤ人であり続け、隣人たちと平和に生き、彼らと同等の権利をもつことができるのである」（西村報告からの孫引き）。

「ジトロフスキーはロシア生まれのユダヤ人社会主義者であり、ブント以前に、社会主義の実現とユダヤ民族の存続の道を模索しはじめていた」（西村報告）というが、ほとんど不明。ジトロフスキーは、1897年に『共産党宣言』をイディッシュに訳したらしい。パンフレット『なぜイディッシュなのか』（1897年執筆で出版は1900年のようだ）のなかで、「彼 [ジトロフスキー] は現代ユダヤ文化内でイディッシュが占める位置について自分の考えを述べている。彼自身の言葉

によれば、あまりに『非現実的で反動的』と思われるシオニストのテーゼに反駁し、ユダヤ民族の再生は生産労働の世界にもっと積極的に参加し、ディアスポラに教育センターや文化施設を増やすことでなされてゆく、と主張する。この社会厚生の方法の一つは、大多数のユダヤ民衆の大多数の言語であるイディッシュによる文学を創造することである」（『イディッシュ語』ボームガルテン）。「ジトロフスキーは短期間、ブント派の新聞雑誌に寄稿していた」（『マルクス主義者とユダヤ問題』トラヴェルソ）との記述もあり、後にセイミストになったようだ。

ブントの形成過程（本章第1節〈2〉）を考えるならば、ユダヤ人労働者が使用していたイディッシュに注目するのは当然であったと言える。「ブントは“イディッシュの国”のユダヤプロレタリア階級の党だった」（同上）ことを確認することが、ブント評価の際

の前提とならなければならない。¹

「メデムとジトロフスキーに典型的な、ユダヤ民族と“イディッシュ文化”との同一化は、ドゥブノフにより『言語的国粹主義〔原語不明〕』の形として批判された」。「社会主義（と、当然ブント派）のスローガン『万国の労働者よ、団結せよ！』に、ドゥブノフは別の、民族主義的なスローガンを対置した。『すべての階級、党派のユダヤ人よ、団結せよ！』」²。しかし、ブントは「ユダヤ民族＝イディッシュ」の立場から、シオニズムを批判した。手元に資料がないので、以下の引用をしておく。

「初期には、ブントの批判はシオニズムの『ユートピア的、反動的』性格を指摘するだけで、何の新しさも示さなかった。1902年、『イディッシャー・アルベーター〔ユダヤ人労働者〕』はこの運動を、民族を『所有

物』（領土の管理）と考えた『ブルジョア心理』の表れとして、少しは深く分析しようとした。ブントの第5回大会（ジュネーブ、1904年）はシオニズムを、一方では大資本との競争と、他方ではキリスト教徒のプチブルジョワ階級に挟まれた、ユダヤの中小ブルジョワ階級の運動と定義づけた。そのイデオロギーはプロレタリア階級に有害な民族主義の形として告発されたが、それはパレスチナという目標が彼らをロシア帝政——ユダヤ人抑圧の真の原因——との闘いからそらせ、彼らに『ゲッターの真理』を吹き込むだけだったからである。第6回大会（チューリッヒ、1905年）はシオニズム批判の総仕上げで、その領土要求の『ユートピア的・冒険的』性格のため、『プチブル・イデオロギー特有の民族主義的解釈』として決定的に断罪された。シオニズムは労働者階級に誤った目標を

¹ 本章38頁に引用したブリュン綱領では、「ケルパー」も「フェルバント（発音的にはフェアバントが正しいようだ）」も「団体」と訳されているが、太田仁樹は両者を区別して、フェアバントを「連合」と訳している（「民族性原理と民族的自治」『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』50号所収）。レンナーとバウアーはしばしばひとくくりにされるが、バウアーの属人主義は、属地主義を補完するものとして位置づけられた（本章28頁中ほど）。従ってバウアーは、ブリュン綱領を基本的には承認する。これに対して、国家と民族との境界の一致を説く民族性原理に民族間対立の原因を見たレンナーは、属人主義に基づく連邦案を提唱した。「ブリュン綱領がナショナリズムに対する『譲歩による押さえ込み』を企図したものであったのに対し、レンナーの構想はナショナリズムの理念的核心の解体を狙ったものであった」（同）。ただし、1902年の大著『国家をめぐる諸民族の闘争』では、ブリュン綱領に直接は言及していない。

ブントの民族理論にはパルブスの影響も指摘されているが、資料不足のため論じることができない。ディアスポラ・ナショナリズムに関して言えば、アーレントは、「全く土地も国家も持たないままで二千年にわたり民族としてのアイデンティティを守り続けてきた民族」である「ユダヤ人はそもそも国家なるものは不要であり、極度に発展した種族意識にとっては共通の言語さえ不可欠ではないということを示していた」（『全体主義の起源』）と述べている（ただし、彼女は第3次中東戦争でのイスラエルの勝利を喜んだと伝えられている）。また、ボヤーリン兄弟のシオニズム批判は未読。なお、周知のように、ロマニ（ロマ、シンティ）もまたナチスによる絶滅政策の対象とされた。あるロマニの、「我々は戦争をしたことはなかった。なぜならば、我々は領土を求めたことがないからである」という趣旨の発言を読んだ記憶があるが、文献が見つからない。

² 『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

与え、現実にユダヤ民族が存在している所、つまりディアスポラにおけるユダヤ問題の解決のための闘いに障害をもたらしたというのである」（同上）。ブントにとっては、「ここで今」が原則だった。相田はブントのシオニズム批判を5点にまとめ――上記を補足するものとしては、「ヘルツルのシオニズム運動がユダヤ人問題の解決策と見なすユダヤ人国家は、『人間社会の階級的性格』や私有財産制度をもち込む階級国家であり、そこでもユダヤ人プロレタリアートにとってのユダヤ人問題は解決されないままである」¹（――、「このような反シオニズムの立場をとる点で、ブントのユダヤ人問題把握とその民族化政策は、カウツキーらのマルクス主義正統派のユダヤ人問題把握に重畳するものとなっている」（同）と述べている。

「世紀の交までほとんど影をひそめていたポグロム事件が1903年4月6～7日に、ベッサラビア県の県都キシニョフ〔現Moldova共和国の首都〕で勃発した……。キシニョフ事件の場合、ポグロムの工作、地方紙による煽動、治安当局の態勢のすべてに、地元のみならず中央の内務官僚が直接に介入した形跡がある。……1881年のエリサヴェトグラートの事件、翌年のバルタの事件は正教徒の復活祭に起こされているが、この点も、『勅令』の噂の流布も、キシニョフの事件では繰り返されている。キシニョフ事件において、……もう一つ重視すべきは『祭儀殺人』のデ

マゴギーである。……治安当局の直接的介入は、以後1906年にかけて露骨になっていった。……二つの時期〔1881～84年と1903～1906年〕のポグロムの基本的性格について、ドゥブノフは、アレクサンドル3世の政府が民衆のスチヒーヤ〔自然発生性〕……を法的・経済的領域でのユダヤ人抑圧強化に利用したとすれば、ニコライ2世の政府はこれを政治闘争の道具として、すなわち解放運動の激化に際してスチヒーヤの圧力が専制との対決に向うのを民族相互の敵対の側に歪曲し、同時にロシアの民衆はユダヤ人に革命の復讐をしているという幻想をつくり出すために、利用したのだ、と指摘している。このような基本的な性格の変化との関連で重視すべきは、1903年以後は『ユダヤ人＝搾取者』説に代わって、あるいはその上に立って『ユダヤ人＝体制破壊者』説、『ユダヤ人＝陰謀集団』説が前面に登場してくることである。……1903年には……新聞『ズナーミャ』が世界で最初に、あの悪名高き捏造文書『シオンの長老の議定書』の原型、『ユダヤ人による世界制覇の綱領』を発表しており、第1次革命期にはこの種の文献が広く流布され、このデマゴギーが相当の影響力をもったと考えられるのである」²。³

「ドゥブノフ……らによって1905年3月に『在ロシア・ユダヤ民族完全同権達成連盟』が結成されたが、その結成大会で採択された決議は具体的方策として、現行規制諸法

¹『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

²「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

³ Moldovaは普通に考えれば「モルドヴァ」だと思うのだが、なぜかしら「モルドバ」との表記が多い。筆者の所有する地図帳に至っては、「ヴァンクーヴァー」などと表記し、隣国ルーマニアの地名は「モルドヴァ」なのに、当の共和国名は「モルドバ」なのだ。また、首都名はキシネウなのだが、ほとんどがロシア語名のキシニョフと表記。

規の撤廃、全分野での民族的・文化的自決
〔原語不明〕の自由（とくにユダヤ人コミュニ
ティの自治、言語と学校教育の自由）など
を挙げた。『同盟』はのちにカデット党の指
導者でもあるヴィナーヴェルを中心に市民的
同権を前面に押出す『ユダヤ民族グループ』
と、ドゥブノフを中心とする『ユダヤ民族
党』[Folkspartei イディッシュの読み方は
不明]』との両小グループに分裂した¹。

「『同盟』は、国会選挙に加わってユダヤ人
議員を誕生させることを目標にしていた面が
あり、国会開設による革命収拾に反対するブ
ントはこの超党派組織を批判した²。「第1
国会のユダヤ人議員は14人、うち11人がカ
デットに、3人がトルドヴィキ〔勤労者党。
ナロードニキ主義的民主主義者〕に属し」
（同）た。ラカーによれば、そのうちの8人
がシオニスト。なお「1905年、6千人のユ
ダヤ人が『ユダヤ市民宣言』に署名し
た³というが、そのイニシアティブは不
明。

「シオニスト主流も、革命を経過する中
で従来の路線に一定の修正を加え、1906年
11月のロシア・シオニスト大会……で民族的
権利・国家体制民主化を要求する決議を採択
したが、その後はふたたび消極姿勢をとり続
けた⁴。決議には「教育、衛生、相互扶
助、移民、宗教的礼拝等の分野における“民
族的自治”が含まれた。また特に安息日遵守

と、ユダヤ教の姻婚〔ママ〕法を守る権利を
要求した。しかしシオニストの最も革命的決
議は、次期の帝国議会（ドウマ）選挙に独立
政党、あるいは他の政党と連立して候補者を
立てるということであった。これはヘルツル
の方針からの決定的逸脱であった⁵。

他方、「ウガンダ危機、領土主義傾向の
強化、革命に続く広範な政治活動等のため
に、ポアレイ・ツィオン・サークルは湧きかえ
った。これらのグループの或るものは、独立
したユダヤ人の領土という考えを、少くとも
近い将来のこととしては、完全に放棄し、ロ
シアにおけるユダヤ人の自治達成にかけた。
……他のグループは領土主義の主張に非常に
影響されて『ユダヤ人大衆の利益はパレスチ
ナにない』という結論に達し、従って『シオ
ニズムとパレスチナの間に関係があること』
を認めなかった。シオニスト機構及びパレス
チナとの関係を保持していたのは、ポアレ
イ・ツィオンの少数グループに過ぎなかつ
た。このような騒乱と論争の中から、1904
～6年にかけて、……三つの社会主義、民族
主義政党が結成された」（同上）。これらの
シオニスト系社会主義者ないしは社会主義シ
オニスト「の特徴の一つは、『ホヴェヴェ・
ツィオン』の流れを汲む『勤労者化』推進に
よる『非生産的』ユダヤ人社会の『構造替
え』という発想であった〔労働シオニズムと
も呼ばれる〕。このような発想は西欧系の

1 「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

2 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之 『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

3 『葛藤の一世紀--ロシア・ユダヤ人の運命』 ギテルマン サイマル出版会 1997/4

4 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之 『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

5 『ユダヤ民族〔ピープル〕史』⑤⑥ エティンゲル

『政治主義的』シオニズムと異質のものであった」¹。

本章60頁では、ユダヤ人社会主義労働者党（SERP）＝セルブについて簡単に論及したが、彼らは、「再生（ヴォズロズデニエ）」グループの思想を継承したものである。彼らは、民族議会（セイム）を通じた自治を主張して、セイミストと呼ばれた。テリトリアリスト（領土主義ないし地域主義）と呼ばれたSSは、「シオニズムの本領は『ユダヤの地・文化・伝統の復活』にではなく『社会経済的内容』にある」（同上）とも主張した。彼らによると、ロシアにおいても、移民先の先進国においても、ユダヤ人の状況を変えることはできない。「それらの国々でユダヤ人は基本産業ではなく、消費と商業に関係した周辺の経済活動に吸収されるからである。ユダヤ人が自分自身の経済の枠組を基礎から築き上げる時にのみ、望ましい社会的発展を保証することが出来る。従って“ユダヤ領土機構”（ITO）と協力して適当な領土を探し求める必要がある。SSは、広範な労働組合活動をしている労働者諸サークルにかなりの影響力を振った。そのため、SSとブントの関係は緊張し、本当になぐり合いを起すこともあった。彼らはシオニズムと自治主義に対して活発に論争し、これらの考え方を“ブルジョア・ユートピア”とみなした」²。

ユダヤ人社会民主労働者党ポアレイ・ツィオンの指導者ボロホフは、「1881年6月21日にウクライナのゾロトノシという所で生まれた。……ロシア社会民主労働者党に1900年に加入したが、翌年の5月には早くも除名

されている。……1905年11月にはポアレイ・ツィオンに加盟して、やがてその指導者として頭角を現してゆく。そのかたわらボロホフは、マルクス主義をシオニズムと折衷させながら、ユダヤ民族共産主義ともいふべき独特な理論を体系化しようとしたことで知られている」³。「<ボロホフ主義>は、イスラエルのシオニズム社会主義系の各政党の政治綱領の基礎を形づくったといってもよい。……ベン・グリオン [イスラエル初代首相。しばしば初代大統領とされるが、正確には初代大統領の前の臨時代行だったようである] もベン・ツヴィ [第2代大統領] も1919年まではポアレイ・ツィオンの有力活動家であった」（同）。

ボロホフ主義を簡単に説明するのは難しい（何より1次資料がない）。ボロホフは、「生産諸条件」という概念を理論の中心にすえた。「ボロホフは、相対的に独自の『生産諸条件』における区別に応じて人びとが分けられる集団のことを、『有機的組織体』と名づけている。ここには、部族と家族はもとより人民や民族と呼ばれるカテゴリーも含まれる。……ボロホフによれば、……ある民族の生産力の発展が『生産諸条件』と折りあわずに、後者の状態と対立する時に民族問題がおきる。……同じ生産諸条件の下で発展した社会集団である『人民』にたいして、『民族』とはそのメンバーたちが血族関係の意識を通じて結びつけられる社会集団のことである。……生産諸関係のなかに人びとが占める位置と生活は、かれらのあいだに『階級的連帯』をもたらず。同じように、まったく同じ『生

¹ 「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

² 『ユダヤ民族 [ピープル] 史』⑤⑥ エティンゲル

³ 「ユダヤ人問題とシオニズム社会主義」 山内昌之 『ソ連研究』11号所収

産諸条件』の下での生活は、その社会についての民族意識と民族的な血族関係の感情をひきおこす」（同上）。

では、「生産諸条件」とは何か？ 「人びとの『有機的構成体』を特徴づける条件には、二つの種類がある。領土や天然資源といった『物質的生産諸条件』と、言語や慣習のような『精神的生産諸条件』がその二つである。……『物質的生産諸条件』のなかでも、もっとも活力に富んでいて重要なのは領土であり、それは他のすべての生産諸条件の基礎になっている」（同上）。ボロホフは、領土との関係に応じて、「大土地所有者」「大ブルジョア」「中産階級」「知識人」「プロレタリアート」のそれぞれのナショナリズムを区別した。トラヴェルソは、これを次のように評している。「民族の代替不能な『物質的基礎』と見なされた領土への執着は、カウツキーと……スターリンが共有するものだった。……ボロホフの考え方は、……結局は、グルジアのポリシェビキ〔正確にはポリシェビクであろう〕と『ディ・ノイエ・ツァイト』の編集長と同様、民族現象の規範的定義に帰着していたのである」¹。

しかしながら、「手工業的で前工業的なユダヤ労働階級の内在的な弱点〔軽工業的な消費財生産への集中〕への意識は、メデムやブント派よりもボロホフにおいてはるかに先鋭だった」（同上）。「大企業からの排除と内在的弱点……はブント派がつねに無視するか、過小評価した基本的問題だった」（同）。ボロホフは、被抑圧民族のナショナリズムの特異性に気づいていた。領土や民族性を保持する手段が奪われている場合には、

「生産諸条件」は“異常”にならざるをえず、階級闘争もまた“異常”となる。従って、「抑圧された民族の『進歩的階級』、つまり組織された革命的プロレタリアートは、ある民族に正常化された『生産諸条件』を保証し、自らにも労働と階級闘争の正常な場所を確保できる」²ことになる。

その最適な領土こそパレスチナであり、ボロホフは、パレスチナを「エレッツ・イスラエル（イスラエルの地）」と呼んだ。「ボロホフは、ユダヤ人入植民がパレスチナの生産力発展を引き受ける結果として、アラブ住民が経済と文化の両面でユダヤ人に同化するだろう、という展望を提示した」（同上）のであった。

1904年から第2次アリヤーが始まる。「20年にわたるパレスチナのユダヤ人農業入植〔第1次アリヤー〕は、経済的見地からは限られた成功を収めたに過ぎず、民族的、文化的見地からは完全な失敗であった。……パレスチナの民族再生計画に決定的変化をもたらしたのは第2次移民（アリヤー）の移住者たちであった。……この移民（アリヤー）のメンバーは定住圏（イシューヴ）を拡大しただけではなく、その性格、機構、願望を全く変質させた。……第2次移民（アリヤー）の特徴は、それが民族再生の理想に命を賭ける覚悟をした理想主義的青年によって構成されていたことであった。……これらの青年は大部分ロシア出身者で、多かれ少なかれ革命当時のロシアで流行していた社会主義的理想の影響を受けていた。パレスチナにおいて彼らが設立した主要な社会的枠組は、労働者の諸政党とそれに関連した諸組織であった」

1 『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

2 「ユダヤ人問題とシオニズム社会主義」 山内昌之 『ソ連研究』11号所収

(同上)。ユダヤ人入植者とアラブ住民との対立が、激しくなる方向に進んでいったことは、いうまでもない。

1908年8月30～9月4日、ビルンバウム、ジトロフスキーらの主導のもとに、チェルノヴィッツで言語会議が開かれた。「会議の究極的な目的は、イディッシュの政治的地位とその社会、文化、経済生活における認識をもっと改善することにあった。論争は互いに一歩も引かない二つの派の対立で紛糾した。一方には聖なる言語がユダヤ人国家の存立を全うする唯一の手段であるとするヘブライストがいた。……反対の陣営には、とくにヘブライ語を『死語』とまでみなすブント主義者がいた。イディッシュが『ユダヤ民族の唯一の民族語(ラング・ナショナル)』というわけである。……講演者たちは一つの妥協策を採択した。それは、イディッシュは『民族語(ラ・ラング・ナショナル)』としてではなく、『ユダヤ民族語の一つ(ユヌ・ラング・ナショナル)』と宣言するというものであった。イディッシュのための認知と権利獲得、イディッシュによる文化、芸術の普及、ユダヤ民族とその言語、すなわちイディッシュにおける文化の統合化などの目標が定められた」¹。フランス語のルビは、著者がフランス人だからであろう(だとすると、名前はボムガルタンだと思うが)。

シオニスト社会主義者は、「ブントとならんで、ポグロムに対する自衛組織の形成と抵抗において際立った役割を演じ、ユダヤ人大衆に根をもつ有力な政党となった」²。つ

まり、「1905年以後ブントのかつての突出した位置は失われ、それに代わって諸党派の複雑な競合関係が現われるのである」³。

「1905年後、反ユダヤ主義は大衆運動に変貌した。……ロシア正教会が農民に広めた、宗教を原因とする伝統的反ユダヤ主義と違って、近代の大衆的な反ユダヤ主義は同化と対立した。それはロシア化にではなく、ユダヤ人排除に向けられた民族主義であり、このことは、ロシアでさえ、反ユダヤ主義が人種主義的色彩を帯びることを証明していた。メデムは次のような説明をしている。『他では、民族の抑圧はある特定の民族集団を非民族化し、これを支配民族に統合し、その特性を除去する傾向にある。ユダヤ人の場合は異なっている。反ユダヤ主義はたんにユダヤ人を同化しようとしただけでなく、直接、反同化の方向に向けられたのである』。……帝政ロシアはユダヤ人にロシア文化を課そうとはしなかったが、彼らに彼ら自身の文化を展開させなかった。……つまり、『彼らはロシア人になることもユダヤ人であることもできなかった』。このロシア反ユダヤ主義の特徴は、メデムには、労働運動の衝撃下、『近代的な文化的民族』としてのユダヤ共同体の発展に対する帝政ロシアの答と解釈された」⁴。

1905年革命以後のブントの活動を紹介した日本語文献は、かなり探したがみつからない。1906年の『ノイエ・ツァイト』に掲載されたレーニン、A. 論文「『ユダヤ人労働者総同盟』の原則的立場」は、次のように述べ

¹ 『イディッシュ語』 ボームガルテン 白水社文庫クセジュ 1996/11

² 「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

³ 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之 『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

⁴ 『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

た。「『ブント』は、民族問題を考察する場合にも、国際的社會民主黨の原則とプロレタリアートの階級的立場に忠実に立脚する。……ブントは、社會主義社會においてだけ民族問題の最終的解決が生まれることを十分に意識している。けれども、この社會主義を實現するための階級闘争の發展を民族主義的要素の妨害から守るためには、すでに資本主義國家の内部で民族闘争と民族紛争を最小限のものにする諸民族の共生の形態が創出されていなければならない。その際、ブルジョア諸政黨によって賛美されている民族的-地域的自決は、民族問題の解決策とは見なすことができない。それは、せいぜい自分たちの民族を抑圧している國家体からの政治的分離によってひとつの民族國家になることが可能となる当の諸民族だけがその対象となるにすぎないからである。……資本主義國家では、民族闘争は民族文化の問題においてきわめて純粹に現れる。……このような観点から、『ブント』は文化的民族自治を自らの綱領に掲げるのである」¹。この後に、「連邦主義的基礎に基づいた民族別組織化の黨構成」に関するくだりが続く。

また、メデムは、「ロシアのユダヤ人層の近代的な文化運動は、最近15年間にユダヤ人大衆を捉えた大きな社会的かつ政治的運動の精神的所産にほかならない。……ロシアのユダヤ人層の母語は、『ジャルゴン』と輕蔑されてきたものからますます民族語に發展している。今やゲットーの住民は、近代的な文化民族〔クルトゥーアナツィオン〕となっているのである」（「ロシアにおける近代的

反セム主義」1911年、²からの孫引）と述べている。

ギテルマンは、教育活動をあげ、「ブントがユダヤ人労働者に心理的に不足しているものを補ううえで採った方法は、労働者には尊嚴意識と結束力があり、しかも協力的な集團に帰属しているという安心感を与えられることだった」³と述べた上で、次のように記している。「ブントは、文化的、社会的機会を提供し、二者択一のユダヤ人のアイデンティティと社會生活とを導き出しながら、一種のカウンターカルチャー（反体制文化）にますますなっていくた。とくに、政治活動が激しく弾圧された1905年、革命が失敗に終わった後、ブントは主にイディッシュでの文化活動へ向かった。音楽、文学、演劇のクラブを組織し、出版活動を拡大し、宗教に関係しないイディッシュの學校の計画を立て、イディッシュの作家を激励し、黨員のために宗教上の傳統から副次的に生まれる活気に満ちた文化生活を創り出そうと努力した」（同上）。

また、エティンゲルは、以下のように述べている。「反動政治が始まると、ブントの活動も、他の革命主義諸政黨の活動と同様に大いに抑えられた。活動的メンバーの一部はアメリカ合衆国へ移住し、他はイディッシュによる文化活動に専念した。1910年のルヴォヴ〔ママ。現ウクライナのリヴィウ、波語名ルヴフ、露語名リヴォフ、独語名レンベルク〕の第8回ブント大会は、民族の自治を達成する以前にも、ユダヤ人の言語としてのイディッシュの権利闘争を呼びかけた。また世俗化推進闘争の一部として、社會一般の生活

¹ 「カウツキー民族理論の基本的特質」 相田慎一 『専修經濟学論集』第32巻第3号所収からの孫引き 省略符ママ

² 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

³ 『葛藤の一世紀--ロシア・ユダヤ人の運命』 ギテルマン サイマル出版會 1997/4

に参加することも決定した。更に、（イスラム教徒は金曜日、ユダヤ教徒は土曜日、キリスト教徒は日曜日というように）、各人が自分の休息日を選ぶ権利を国民に与えるよう政府に要求した¹。

「その他の諸問題についてのカウツキーの見解に鋭い批判を行った、また結局は鋭い批判を行うに至った多数のマルクス主義者すらも、カウツキーはユダヤ人問題の権威であるという考えを抱き続けた²。ジェイコブズ論文のテーマは、カウツキーがユダヤ人社会主義者とりわけブントの運動を一貫して支持したのはなぜなのか、ということである。ジェイコブズは、次のような例をあげている。

「1901年にカウツキーは、『ブント』の『労働者の声……』の第25号記念号のための祝辞を書」(同上)いた。この祝辞については後述。「1904年の社会主義インターナショナル・アムステルダム大会で、カウツキーはインターナショナルの執行委員会・社会主義ビューローのメンバーとして、『ブント』の投票権をめぐるロシア代表団の紛糾した議席争いを裁定するのを助けた。この争いの過程の中でカウツキーは、『私は(“ブント”に)きわめて深い共感を感じているばかりか、“ブント”の原則的見解をも支持している』と書いた。カウツキーはまた、1906年の『ブント』第7回大会への祝辞や1914年5月の『時代……』(『ブント』の機関誌)への別の公的支持の手紙を送って、自らの『ブント』支持を表明したのであった」(同)。「カウツキーは、『ノイエ・ツァイト』に

『ブント』の指導者の論文を定期的に掲載することによって、『ブント』が国際的な社会主義運動に意見表明するための通路を与えていた」(同)。「カウツキーは、1937年に『ブント』の創立40年記念のために書いた彼の論文の中でも、『ブント』支持の立場を明確に表明したのであった」(同)。

【注「第二インターナショナルは、……正式の名称もこれといった規約もない存在であった」³。「第二インターナショナルの場合、表決方式もあらかじめ規定されていたのではない。チューリヒにおける第3回大会(1893)で、表決は個人別に行なうことを原則とし、重要な問題の場合、一国の動議があれば民族別に行なう(決定は多数決)と定められた……。ところが、1896年のロンドン大会(第4回)では、フランス代表団が二派に分裂したり、ボヘミアがオーストリア-ハンガリー代表団から独立を要求したりする事態が生じた。そうした状況を反映して、1900年パリ大会、1904年アムステルダム大会では、一国二表決権方針が採用された。……BSI[国際社会主義ビューロー]は一国二名の代表から成り、1900年に設置されてから、インターナショナルの意思決定の上で徐々に重要な存在になりつつあった」(同)。「アムステルダム大会では、前回のパリ大会から同党[ロシア社会民主労働党]およびエスエ

1『ユダヤ民族[ピープル]史』⑤⑥ エティンゲル

2「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

3「社会主義・民族・代表権」 西川正雄 『思想』1974年12月号所収

ルと並んで代表を送っていたブントが、独自の一票とBSIへの代表権を要求した（いずれも否決）」（同）。アムステルダム大会において、「カウツキーは、……エスエル支持の投票を行い、そして自分は政治的にはエスエルよりも『ブント』により近い関係にあるけれども、『私は、同情や反感にしたがって投票するような権利を持っていない。私は、インターナショナルの規則を順守する方向で投票しなければならない』と書くことによって自分の立場を説明した」¹。「アムステルダム大会では、『一国一社会主義政党』の原則が決議された。……なればこそ、……ポリシェビキとメンシェビキの分裂に対してBSIが両者の統一に腐心し……たのであった」²。

「ブントは、ルクセンブルク〔国名〕がBSIに代表権を有しているのに自らの代表権が拒否されていることにたいそう不満だったらしい」（同上）。第8回BSI会議（1906年11月）において、エスエル代表のルバノーヴィチは、「ロシアではブント・ラトヴィア人・ポーランド社会民主党……がロシア社会民主党に参加し、エスエルの方も一本化している、と述べ、努力伯仲のこの二つの政党がそれぞれ中心になって平等の下位支部を作ることが現実に適している、と主張した」（同）。これに

対して、「ブントの代表……は、ルバノーヴィチの見解に異論を唱え、ブントはロシア社会民主党に参加はしても、組織としての独立性を失っていない、と述べ、代表権を要求した」（同）。

表決方式は、シュツットガルト大会（1907年8月）で決定された。すなわち、「表決方式に比例制が導入された……。しかも、『一国一党』でなく、『一支部』という、それ自体はインターナショナルの理念に沿った概念が用いられ、更に下位支部という表現まで許されて、支部内さらに諸組織に対する票の配分がなされ得ることになった。こうして実際の組織の分裂が容認された」（同上）。票の配分は、ロシアが20票（社会民主党10、エスエル7、労働組合3）で、その他にポーランド10票（ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）4、ポーランド社会党（PPS）6）、フィンランド8票である。】

しからば、「『ブント』に対するカウツキーの一貫した支持」³は、いかなる理論的根拠に基づくものか？ 「カウツキーは、マルクスの時代にはもとより、エンゲルスの時代にもまったく存在していなかったユダヤ人問題の諸側面に直面したのであった。このような新しい諸側面のひとつは、民族綱領を掲げ、大衆的基盤をもつユダヤ人マルクス主義運動、すなわち……『ブント』……が登場し

¹ 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

² 「社会主義・民族・代表権」 西川正雄 『思想』1974年12月号所収

³ 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

たことであった。……エンゲルスの死去の時期まで出現することのなかったユダヤ人問題の別の現象は、大衆的政治運動としてのシオニズムの登場であった」（同）。

また、カウツキーがユダヤ人問題に取り組む際、「絶対に留意しなければならない三つの理論的前提があった」¹として、マルクスの『ユダヤ人問題によせて』、エンゲルスの反セム主義＝「没落しつつある社会層の反作用」論、ベーベル、ベルンシュタインの反セム主義＝「愚か者の社会主義」論を挙げるのは首肯しえよう。ちなみに、「エンゲルスは、ロンドンに居住している東欧ユダヤ人の中で活動する彼の支持者たちを激励し、ユダヤ人社会主義者の活動を高く評価したばかりでなしに、彼等のために論文を書くことさえしたのであった」²。エンゲルスは、マルクスの四女エリノアの影響でユダヤ人に関心をもったといわれている。

「カウツキーの名で発表されたものとしては最初のユダヤ人論であり、かつ大物マルクス主義理論化の一人による、反セム主義運動に対する最初の公然たる攻撃であった」³という、論文「反セム主義」（1885年）においてカウツキーは、「『反セム主義運動の本質とは何か』と問い、それは階級闘争の最初のそして萌芽的な形態であると答えた。彼によれば、社会は、新興階級、支配階級そして衰退階級という三種類の階級に分類される。反セム主義は、この三つの階級の中の最後の階級と結び付いている。しかしながら、反セム主義は、衰退階級が存在しているすべての

地域に登場するものではない」⁴。カウツキーは以下のように主張した。

「ユダヤ人層がなお民族的（ナツィオナール）にその他の住民から区別されているところでだけ、衰退しつつある階級の不安や絶望が、ユダヤ人迫害を生むものとなる。西欧におけるように、ユダヤ人層がその他の住民の中に埋没しているところでは、だれもひとつの人種に対する階級闘争を行なおうなどとは考えない。そうしたことの前提条件は、特殊な人種としてのユダヤ人が一般に存在していることである。したがって、疑いもなく、東欧では依然としてその点が妥当するのである。そこではなおユダヤ人の解放は、実現されていない。むしろ何百年にもわたる閉鎖性と近親結婚とのために、東欧のユダヤ人層の中に彼等の周囲と厳格に区別される特有性が発展しているのである。そのことに、歴史的状況のために商業と金貸しが東欧ユダヤ人の人種的特性となっているという事情も加わるのである」（相田慎一『言語としての民族』からの孫引き）。

ここでは、「人種（ラッセ、英語ではレイス）」の用語が論争的であるが、黒滝の理解するように、引用の後半部分を意味していると捉えるべきであろう。ちなみに、『コリンズ・イングリッシュ・ディクショナリー』によれば、「レイス」には「同じ興味、特性などによって分けられる人々のグループ」の語義もあり（『ウェブスターズ・エッセンショナル・イングリッシュ・ディクショナリー』も同様）、「ザ・レイス・オヴ・オーサーズ」

1 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

2 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

3 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

4 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

（「作家仲間」というところか）が例として挙げられている。日本語としての「人種」にも、「人を地位、職業、環境などによる生活習慣や気質のちがいによって分けたもの」（小学館『国語大辞典』）との語義もある。

「社会民主党が反セム主義に対してどのような態度を取るべきかという点については、カウツキーに迷いがなかった。……反セム主義は社会主義の前段階などではなく、反対に、社会主義の『最も危険な敵』であるというのが、この[『反セム主義』]論文におけるカウツキーの結論なのであった」¹。ちなみに、エンゲルスの『反セム主義について』は1890年。

1887年の論文「近代のナツィオナリテート」（本章40頁右段末参照）で、カウツキーは注目すべき主張をしている。「『セム人』なる者は、特定の民族（ナツィオン）でもなく特定の人種（ラッセ）でもなく、言語学者たちの一発明である。すなわちその言語が……いわゆるセム語という一定の特徴を持った言語の科（ファミリー）に属するあらゆる民に与えられた、一つの属名（ガットウングナーメ）である。さてしかし、そのセム語は、千差万別の出自を持つ諸々の民に受け入れられ、今日ではもう誰も、どの民がかつどの程度までセム族と名づけられる部族（シュタム）に属しているかを、確定することはできない。それ故、セム『人種（ラッセ）』に関しては、我々は完全に暗中模索である。ユダヤ人の来歴についてもまた、完全

に解明されている状態では全くない」（黒滝正昭「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」からの孫引き）。

1890年の論文「ダス・ユードントゥーム（黒滝は『ユダヤ人層』、相田は『ユダヤ教徒』と訳している）」においてカウツキーは、「他の『民族対立』『人種対立』とは異なる『ユダヤ人問題』の独特の根の深さと広がり」の根本にメスを入れた²。³

「『ユダヤ人は敵だ』と反セム主義者たちが叫ぶと、広範な階層の中にかくも急速に彼らの支持者が生じ得たということは、広範な人民階層の中に現実にユダヤ人層に対する根深い対立が存在しているということ、そしてそれは、既に反セム主義が現れる以前に存在していたということを証明している』……。この『アーリア人』のユダヤ人に対する嫌悪は、既にローマ帝国の初めから存在し、しかも『単に古いのみならず、それは普遍的でもある。我々はそれを、時折全ヨーロッパ諸国において見出すし、オリエントにおいても見出す』『その普遍性においてこの嫌悪は、唯一独特の現象である。これほど普遍的に憎まれ、迫害されたであろう民（フォルク）は、ユダヤ人の外に存在しない』（同上）。その原因は、ユダヤ人の特性なのか、とカウツキーは問い、以下のように答える。

「反セム主義者が指摘するユダヤ人の特性[営業感覚、まとめり、排他性、保守性など]は、『ユダヤ人だけに特有なものではなく、土地の痩せた山国に住み、多産である民

1 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

2 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

3 タイトルのユードントゥームを、黒滝はJudentum、相田はJudenthumと表記している。前者の方が新しい綴りらしいが、タイトルは後者と思われる。なお、後者は手元の辞書にはない。

族（フォルク）に特徴的なものである』。移民や出稼ぎに出たスコットランド人やスイス人も、『“ユダヤ的”と評判の悪いこのような特性』を示してきたし、また示している」¹。

「カウツキーの主張によれば、過剰人口のために古代ユダヤ人が移民を強いられた時、移民者たちはいつか必ず自らの祖国に帰国しようと考えていた。そのために、彼等は非農業的職業を選択した。……かくして、……ユダヤ人たちは、パレスチナの外部で貿易民になった。こうした傾向は、ユダヤ国家の征服と従属化によって一層促進されたのであった。……その他のあらゆる民族の都市住民が同一民族の農民の絶えざる影響の下にあって、この農民から絶えず補充されていたのに対し、ユダヤ人は、紀元2世紀頃には自分自身の民族の農民から補充を受ける可能性をなくした純粋な都市民となっていたのである。……『我々には“アーリア人”と“セム人”の間の架橋不可能な人種対立のように見えるところのものは、実際には、特殊な状況によって極端化されたところの、農民と都市民の間の対立なのである』」²。

カウツキーは言う、「ユダヤ人であるということは、中世においては、単に特定の民族（ナツィオン）の成員であることを意味しただけではなく、特定の職業の成員であることをも意味した。ユダヤ人であることは、高利貸であることを意味したし、その逆も成り立った」（黒滝正昭「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」からの孫引

き）、と。

「この論文でのカウツキーの結論は、現代の資本主義がその階級対立の中でも最も陰しい対立である『資本家とプロレタリアの階級対立』をも『ユダヤ人層』の中に浸透させ始めて、団結・紐帯を誇ったJudenthumとしての存在を吹き飛ばす方向に向かっている、ということである」³。

「同時にカウツキーは、反セム主義が急速に消滅するとは考えられないという点をも強調した。そして彼は、『ノイエ・ツァイト』掲載の彼の書評 [1893年] の中で次のように主張した。宗教的相違や民族的相違が社会的相違と結合しない場合には、近代的生産様式はこうした相違を解消させる傾向に向かう。だが反対に、宗教的相違や民族的相違が社会的相違と重畳するような場合には、近代的生産様式はこうした相違を強める傾向に向かう、と [ここは重要な論点だと思うが、原典不明]。……反セム主義は、プチ・ブルジョア層や農民層が『近代社会の粹組の内部にとどまろう』と考え続けているかぎり、存在し続けるだろう。したがって、反セム主義運動は、最後の勝利を獲得する見込みがないにしても、今日の社会から完全に消失することはないだろう、と」⁴。

1899年、「ドレフュスを完全に支持する側に回った」（同上）ジョレスは、「多数の人々にアンケートを出した。……質問事項の一つは、次のような内容であった。『社会主義的な労働者階級は、様々なブルジョア諸党派間の対立の中で、階級闘争の原則を放棄し

1 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

2 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

3 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

4 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

ないで、政治的自由を救出し、ドレフュス事件におけるように人間性の擁護の立場に味方することができるのか。』このアンケートに答えた全員がこの質問に『イエス』と答えた。だが、……例えば、[ウィルヘルム・]リークネヒトは、社会主義者はドレフュス事件に関与してはならないと主張した。……カウツキーは、……ジョレスの取った立場を支持した。彼は、……このフランス社会主義の指導者を賛美する論説をも書いたのであった」(同)。

前に触れたように、1901年、カウツキーはブントの機関紙『労働者の声』25号発刊記念の祝辞を送った。「これは『ジャスティス』紙のロシア通信員が送ってきた記事」¹に「恐らく全文が英訳で掲げられている。この表題[『ア・パラリア・アマンガ・プロウレテアリアンズ(プロレタリアたちの中のパーリア)』]は、……『労働者の声』編集者によるものと思われる」(同)。英語を見るとホッとします。カウツキーは、インドにおいて、万人から軽蔑され、排斥される最底辺の社会階層が「パーリア」と呼ばれる、それは、野蛮なアジアでだけ見られるのではなく、文明化されたヨーロッパにも存在する、とした上で、ロシアについて述べた。

「アジア的専制君主の野蛮さとヨーロッパ的資本主義体制(レジーム)の飽くなきマネー渴望とを兼ね備えたロシア政府支配下のロシア国民、その中で更に他国のプロレタリアたちが持っている権利も一切剥奪されているロシアのプロレタリアたち、最後にそのロシアのプロレタリアたちの中でも更にひどく抑圧され、搾取され、迫害を受けているプロレタリアたちのグループ即ちロシアのユダ

ヤ人プロレタリアたちという三重の階層・序列関係を、『パーリア』の中に更に『パーリア』があるという関係として、最底辺のロシア・ユダヤ人プロレタリアたちを『パーリア中のパーリア』と呼んでいる」(同上)。

続けてカウツキーは、以下のように述べる。「ロシア人であることはしんどい(ディフィカルト)。プロレタリアであること、特にロシアのプロレタリアであることは、もっとしんどい。迫害され、辱められる人種(レイス)に属するユダヤ人であることは、しんどい。しかし、ロシアのプロレタリアであると同時にユダヤ人であることは、耐えがたいほど苦しむことを意味し、すべての侮辱とすべての苦痛にさらされることを意味する」(黒滝正昭「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」にある英文を拙訳)。ここでの「人種」が「パーリア」と重なっていることは、理解しやすい。

「しかし、それだからこそ、ロシアのユダヤ人プロレタリアートが他の誰よりも激しく闘いながら、成功を収めているということ、すなわち彼等が、このような激しい闘争を必要としているにもかかわらず、退化から身を防ぎ、国際的社会民主主義運動においてはもとより、ロシアの国内政治においてもすでに強力な要因になるほどに自らの運動を発展させているということは、より一層信じがたいことであり、またより一層崇高なことなのである」(ジェイコブズ「マルクス主義と反セム主義」からの孫引き)、カウツキーは、このようにブントを讃えた。

1903年におけるカウツキーの「キシニョフの虐殺(マサカー)とユダヤ人問題」は、「西欧と東欧のユダヤ人問題の根本的相違に

¹ 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

かなり立ち入って論じた重要な論文である」¹。この論文は、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の指導者ヴァルシャフスキの依頼に応えたものであった。「ヴァルシャフスキは、……キシニョフのポグロムと同様のポグロムがポーランドにおいても起こりうることをカウツキーに訴えた。彼はまた、……『ブント』との党派闘争の過程で自己の立場を強化するという目的のために、このカウツキー論文を利用したいからであることを率直に認めた。ヴァルシャフスキは、『ブント』はますます民族的となり、ますますユダヤ人の分離主義的党組織の形成を唱導する方向に向かいつつあると主張し、我々は最近の大虐殺が『ブント』をさらに分離主義的方向に追いやるのではないかと恐れていると書いた」²。「『ノイエ・ツァイト』にドイツ語で掲載された『キシニョフの虐殺とユダヤ人問題』は、ローザ……の仲間たちによってポーランド語に翻訳され、また『イスクラ』誌 [ママ] 上でもロシア語で公表された。……この論文がイディッシュに翻訳された形跡もなければ、この論文のポーランド語訳やロシア語訳が『ブント』によって配布された形跡もない」（同）。時あたかも、ロシア全体党第2回大会の直前であった。カウツキー論文は、レーニン『党内におけるブントの地位』と同じ性格をも持っていたのであり、レーニンも引用している（本章24頁左段始め）。筆者は、カウツキー論文が訳載された『イスクラ』第42号（1903年6月15日付）のコピーをゲットしたが、悲しいかな、和訳する能力がない。

論文の内容に入る。「カウツキーは、『衰退しつつある人民諸階層の自暴自棄の闘争』が『貨幣・商業資本の代表としてのユダヤ人層』及び『インテリゲンチアの代表としてのユダヤ人層』に向けられる一種の階級闘争として今日の西欧の反セム主義を理解することは、誤りではないが不十分である、という……。『一体どういう訳で正にユダヤ人が、貨幣・商業資本及びインテリゲンチアの選り抜かれた代表者として現れることになったのか?』……こういう問題が残っているからである。『ユダヤ人層の特性というものは、見かけだけのものではなく、現実存在する。しかしながらそれが、ユダヤ人層の特性であるかどうかという問題に答えるためには、その前にそもそも人種とは何かということを実に知っていなければならないであろう。しかしながら我々は、この人種という概念（ベクリフ）を毛頭必要としないのである。何故ならその概念は、真の解答を与えてくれるものではなく、ただ新たな諸問題を繰り広げるだけだからである。ユダヤ人層の特性を明らかにするためには、彼らの歴史を探究することで十分である』」³。

「同一の境遇は、これら千差万別の人種からなる諸々の山地民（ゲビルグスフェルカー） [ユダヤ人、アルカディア人、スイス人、アルバニア人、スコットランド人、アルメニア人など] に同一の特性を発展させた。しかしユダヤ人が、こうした共通性に加えて他と異なる独自の特性を身につけたのは、他の種族（フォルクスシュタム）が経験したことの無い運命、即ち母胎（ムッターボーデ

¹ 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

² 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

³ 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

ン) から根絶やしにされたことによる。それ以来彼らは、植民地における移民として異郷で生き続ける外無くなった」(同上)。

「ユダヤ人は、故国の喪失以来、ひとつの民族(ナツィオン)であることをやめている。なぜなら、民族(ナツィオン)は領土なしには考えられないからである」(1からの孫引き)。「ほぼ2千年間、ほとんど専ら都市生活を送り、種族内に一人も農民がいない唯一の種族となった。……これに続く文章の中でカウツキーは、中世の経過の中で、当初は事実上の制限に過ぎなかったユダヤ人の職業と居住地が、法的に強制されるものに変化したこと、それによって住民大衆から隔離されて、ユダヤ人層の独自性が強められたのみならず、一連の新たな特徴が付け加わったと言う。『田舎の新鮮な農民の血との混血、これは他の都市住民を繰り返し肉体的にリフレッシュさせたが、同時にまた繰り返し精神的鈍重と後進性の要素で充たしたのであるが、これがユダヤ人には無いままであった。それによって彼らの肉体的力の発達は阻害されたが、それだけ一層彼らの知力と精力は強められた。彼らが今日なお、西ヨーロッパのように彼らと他の住民との間のあらゆる法的制限が廃止されているところでは、とりわけ資本家とインテリゲンチアにおいて、数多く成功しているのが見られるのは、何の不思議も無い。』……精神的能力の足りない他の民衆諸階層が……、資本によりあるいは自分の職業部門の過剰によって駆逐されて、その原因をもっぱらユダヤ人に求めるのも、何の不思議もない。これが西欧における反セム主義の歴史的構造である」²。

「しかし以上の説明は、ロシアの反セム主義を説明するには不十分だというのである。……『恐らくロシアの反セム主義を説明するためには、単にユダヤ人層の特殊性だけではなく、ロシア民衆の独特の状況をも視野に入れる必要があるであろう。』……その独特の状況とは、④原初的、伝統的諸関係の中で他の世界と切り離されている人間特有の感覚で、自分たちの考え方や言語が唯一自然なものと感じ、それと異なる者に嫌悪感を抱き、利害対立が無い場合でも敵対心を抱き、身内にはできない残忍なことも彼らに対しては平気です；⑤……一時的ではなく密接な経済的交流の中で暮らして居る隣人でありながら、風俗習慣、信仰、言語、顔形が異なる異邦人に対しては、経済対立の上に成り立っている社会においては、日常的に余儀なくされる付き合いの中での多様な摩擦から、繰り返し新たに不信や反感が生まれ、それらは容易に悪性の形態を採る、というものである……。以上は、東欧のユダヤ人に当てはまるだけではなく、オーストリアとトルコにおける民族対立のかなりの部分に当てはまり、合衆国の黒人に対する拒絶にも当てはまる」(同上)と、カウツキーは言う。

カウツキーは続ける。「どうしたらこの敵対を克服できるか？『最も根本的には、異質な性格を持っている住民部分がよそ者であることを止めること、即ち住民大衆と混血化[?]する(ズィヒ・フェアミッシェン[混じる])ことによってである。……しかしながらユダヤ人層の独自性は、何千年もの展開の産物であって、突然に他の住民大衆と同化され得る(ズィヒ・アシミリエーレン)もの

1『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

2「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

ではない。そうなるまでの間、ユダヤ人の独自性に対する反感に逆作用するにはただ一つ的手段あるのみ：それは住民大衆の啓蒙である。』……ただしこの啓蒙というのは、反セム主義に道徳的烙印を押して人民大衆に注ぐような意味に理解されてはならない。お説教と訓戒で人間の感情生活が変わることはあり得ない。『人間の感情生活を変えようと思う者は、人間の生活に新たな内容を与えねばならない。』……その『新たな内容』とは、伝統的なものを自然なものに見なしてきたそれまでの視野の限界を越える『革命的思考』であり、階級対立に根ざした反セム主義でないかぎり、『人民大衆の中に革命的思考を点火することのできる啓蒙のみが、大衆の中の反セム主義を克服できる』」（同上）。

カウツキーはさらに、「ユダヤ人は、専制政治の主として上空に集結する雷雨の、避雷針として利用されている。ユダヤ人への虐待、略奪、殴り殺しが、ロシア帝国内で許可される唯一の大衆運動である」。「ロシアのユダヤ人は、今日たった一人の真実の友を持っている：それは革命運動である」（黒滝正昭「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」からの孫引き）と述べ、また、シオニズムを批判した。「シオニズム運動は、ユダヤ人層をその他の住民から隔絶させ、これまで以上にユダヤ人層に異民族という烙印を押させるものとなる。シオニズム運動は、……ロシアの大地に何も求めないという姿勢を取る結果、人民大衆の反セム的感情だけを強化させる可能性をもつものでしかない。彼等は、自らの意に反して、これまで耐え忍んできたツアーの仕事を行うのである」（ジェイコブズ「マルクス主義と反セム主義」から

の孫引き）。

そして言う。「キシニョフの虐殺に直接責任を負うのはロシアの専制政治であるが、そのとくに崩壊すべきツァーリズムを倫理的、金融的に支えているのは、西ヨーロッパの諸政府……、大新聞及び金融貴族である。……ユダヤ人が支配する大新聞・金融貴族がツアーを再三援助するということは、『ディラッセングマインシャフト（人種共同体なるもの）が如何に意味を持たないか、ロシアのユダヤ人が西欧のユダヤ資本から期待できるものが如何にわずかであるか』……を示したものである。……『……しかしながら、あらゆる言語、あらゆる人種に属するプロレタリアたちの連帯は、真実であり現実である』」（同上）。

「このカウツキー論文は、直接的な表現をとってないにしても、自立的なユダヤ人の運動は、同化を阻止するものとなるが故に、望ましいものではないことを示唆していた」¹、カウツキーは、党組織問題についての「『ブント』の立場がユダヤ人労働者を非ユダヤ人労働者から孤立させるものではないかという恐れを抱いていた」（同）というのは、筆者には確かめえない。

「『ブント』の指導者であったシオン・ミル……は、……1903年の暮れに……カウツキーを訪問した際の事情を報告している。……カウツキーは、様々なユダヤ人政治運動の相違を知っており、彼と同じ見解のグループだけを支持するとともに、ユダヤ人社会主義者とその諸問題になみなみならぬ強い関心を示したと、ミルは証言している」（同上）。

1906年のブント7回大会に宛てたカウツ

¹ 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

キーの手紙（8月31日付）には、次のように書かれていた。「[オーストラリア人がひとつの民族であるかどうかという問題に答えることは難しい。] だが、ユダヤ人 [ザ・ジューズ] が独自の民族を形成しているのかどうかという問題に答えることの方が、はるかに難しい。確かなことは、ユダヤ人は、我々がここで述べたような民族（ネイション）ではないということである。[領土を持たない。それに加えて、階級構成が異なる。その上、共通の言語がない。] ……他の観点に立つならば [フロム・ジ・アザー・サイド]、ユダヤ人層 [Jewry ジュアリ] は自らの特有な文化をもったひとつの異なった社会的統一体 [ソサイアタル・ユーニティ] であり、彼等がその居住地の東欧の諸民族から区別されるということは、紛れもない事実である。ユダヤ人 [ジュアリ] はその他のあらゆる民族から区別される異なった型の民族を形成していると言うことと、ユダヤ人 [ジュアリ] はその他の民族の観点（センス）からすればすでにひとつの民族であることを止めていると言うこととは、大した違いがないのである」（¹からの孫引き）。カウツキーは、「東欧の諸民族から区別された存在」でありながら、「『民族』とは言い難いのがユダヤ人だという、この問題の困難さを一貫して説いている」²。

いよいよ、1908年の「ナツィオナリテートとインテルナツィオナリテート」。この論文において、ユダヤ人問題を論じたところは、本章31頁3つ目のパラグラフに引用したが、その後、次の二文が続いている。「それはただ、モスクワの官僚制やルーマニアの

大貴族制の破廉恥な経済のもとにおいてのみ成功しうるものである。民族の本質を認識するために、ユダヤ人に言及してみても何物ももたらさない」。

この引用の含意が、これまで見てきたカウツキーの主張の延長であることは、明らかである。すなわち、「エルサレムの破壊」後にユダヤ人は民族（ナツィオン）であることを止め、「キリスト教の台頭」後は「特殊な人種」＝「特殊な職業集団」になった。これは「カースト」と呼んだ方がよく、中世のユダヤ人と、「特殊な民族だと感じられる」今日の東欧のユダヤ人（「彼ら自身の言語、すなわちヘブライ語ではなく、墮落したドイツ語、イディッシュを話して」いる）にあてはまる（「ドイツ語を話すユダヤ人は、ドイツ民族」、「フランス語を話すユダヤ人はフランス人」）。

一方、次のような一節がある。「ロシアはたくさんの少数民族 [ナツィオナリテート] をかかえた中央集権的の巨大国家であるが、その中核、人口の圧倒的多数をなしているのは、ロシア人であり、他の諸民族 [ナツィオネン] は概して帝国の周辺に住んでいる。ヨーロッパ・ロシアの人口のうち、8400万人がロシア人であり、それに対して、800万人のポーランド人、500万人のユダヤ人、300万人のリトヴァ人、ほぼ同じ数のフィン人、200万人のドイツ人、100万人ずつのルーマニア人とアルメニア人等々が向きあっている。ロシアは、これらの民族 [ナツィオネン] にかかなりの自治 [アウトノミー] を与えることができるであろう。ともかく、彼らが一つの纏まった地域に住み、中心国から切り

¹ 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

² 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

離されていて、その存在にいささかの脅威も与えない限り、自治は可能である」。

ここでは、ロシアのユダヤ人が「諸民族」の一つとしてあげられているが、このことは、カウツキーがロシアのユダヤ人を「民族」と規定していることを意味するのか、ということが論争的であり、相田は肯定的に答える。それに対して黒滝は、「正反対の……規定」が、「本当に一個同一の著作の中で述べられているとするなら、その著者は支離滅裂であるとしか言いようがないであろう」¹と批判している（つまり、そんな著作は検討に値しない）。黒滝は慎重な表現をしているが、周辺に住んでいるマイノリティという意味でユダヤ人にも共通性があるとともに、「自治を与えることができる」という点でも共通性がある、と読むことができるのではないか。つまり、ユダヤ人の自治要求も支持している、と。カウツキーは、単純な「民族自決」＝「民族国家形成」論者ではなかった（本章41頁参照）。

1908年末、カウツキーは労働シオニストのインタビューに答えて、「私は本来ユダヤ人の植民に反対していないけれども、シオニストの運動が『ブント』の活動を妨害することを恐れている」と述べている。

相田がカウツキーの「ユダヤ人問題把握の集大成」²と位置づける『人種とユダヤ人層（新しい綴りのユードントゥーム）』（初版1914年）を、レーニンが読まなかったと思われる。諸文献に依拠して、簡単に紹介しておく。

カウツキーは、「世界の様々な地域のユダヤ人の髪の毛の色、鼻の形そして頭骸骨の形についての科学的データを示しながら、専らユダヤ人に特有で、しかも人種的なものと考えられている身体的特徴といったものを明確には定義できないことを論証した。……そして彼は、ユダヤ教からの改宗者の人数や異宗間結婚者の人数の着実な増加を示す数字を提出しながら、次のように結論づけたのであった」³。

「ただゲッターにおいてのみ、即ちその周囲からの強制された隔離と政治的圧迫、法的無権利状態と敵意の下でのみ、ユダヤ人層〔多分ユードントゥーム。相田訳は『ユダヤ教徒』〕は、他の民（フェルカー）の真っ只中で存続しているのである。その周囲と結合されるなら、ユダヤ人層は解体する。ユダヤ人が自由な人間、平等な人間としてみなされ、取り扱われる所では、ユダヤ人層〔相田訳では『ユダヤ人問題』〕は消滅する」⁴。黒滝は、次のように述べている。

「人が名づけるところの『ユダヤ民族』なるものは、ユダヤ人の密集した共同居住によってのみ維持され得る。ロシアのユダヤ人大衆が集中している職業は、大半はそのようなぎゅうぎゅう詰には耐えられない。今日ユダヤ人ナショナリティーの見かけを作り出している、小空間への無理やりのぎゅうぎゅう詰めこそが、ユダヤ人の貧困をも作り出しているのである。（1914, S.92f.）これで見ると、東欧のゲッターと『カースト』がユダヤ人の密集した共同居住の原因となり、それは

¹ 「カール・カウツキーのユダヤ人問題把握について」 黒滝正昭 東北大研究年報『経済学』第62巻第4号所収

² 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

³ 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

⁴ 「カール・カウツキーのユダヤ人論」 黒滝正昭 宮城学院女子大『人文社会科学論叢』10号所収からの孫引き

また『ユダヤ民族』の外観と『民族的生活』を可能にしているのであって、その逆ではない。即ちゲットーと『カースト』なしに成り立つ本来の民族とは似て非なる存在であるというのが、カウツキーの見解であろう」（上掲論文）。

カウツキーはまた、次のようにも述べている。「ロシアのユダヤ人の活発な民族的生活の作品と手段とは、ユダヤ人の自由をめぐる闘争が前進するかぎり、ますます成長し、ますます強力になるだろう。だが、このユダヤ民族（ネイション）と命名されている存在は、勝利したならば滅亡する以外にはないのである」（1からの孫引き）。「なぜなら、『ユダヤ人層は、革命の勝利の後には、移住の自由を利用してロシア全土に分散することになり、それとともに東欧のユダヤ人の同化が始まるだろう』からである。……彼は、それにつづけて『……ユダヤ教徒がわれわれのもとになお存在しているかぎり、われわれは中世を完全には抜け出していないのである。したがって、ユダヤ教徒が早く消滅すればするほど、そのことはそれだけいっそう社会とユダヤ教徒にとってより良いことなのである』という文章で『人種とユダヤ人層』を終えているのである」²。

なお、相田は、「近代的な反セム主義に

ついでの新見」（同上）として、①そのイデオロギー的基礎が「以前の宗教的主張から……人種理論に変化している」（同）こと、②その性格が「愚か者の反社会主義」に変化したこと、③「東欧ユダヤ人に対する西方ユダヤ人内部の反セム主義の形成とユダヤ人層の分裂」、という三点の認識をあげている。また、「1921年に出版された……改訂版には、第一次世界大戦後のシオニズムを扱った特別な1章が挿入された。カウツキーは、1920年代の中葉に、英語版の出版準備のためにこの著作を更に改訂した。カウツキーは、これらの諸版においてシオニズムを『反動的運動』と特徴づけた」³ということも、付記しておく。

以上、カウツキーのユダヤ人問題論を見てきたが、ジェイコブズは、次のように総括している。「カウツキーの立場は、『ブント』の活動に対する一貫した支持、『ブント』の民族綱領に対する戦術的支持、そしてユダヤ人社会主義者たちがユダヤ人プロレタリアートを孤立させていると彼が見なした際の穏やかな諫言とをその軸心として回転していたといえるのかもしれない」（同上）⁴。

再び、チェイチの回想を引く。「われわれにとって、実のところ勤労ユダヤ人は全く存在しなかった。われわれは彼らをロシア化し

1 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

2 『言語としての民族』 相田慎一 お茶の水書房 2002/3

3 「マルクス主義と反セム主義」 ジェイコブズ 『専修大学北海道短期大学紀要』第32号に訳載

4 余談になるが、筆者は「カウツキーは哲学が苦手だったのではないか」と書いた（本章135頁左段第4パラグラフ）。これに関する本人の弁を見つけた。1898年にプレハーノフに宛てた手紙で、カウツキーは次のように述べている。「正直なところ私にとっては、新カント主義はどうでもいいことです。哲学は私の得意とするところではありません。弁証法的唯物論の立場に立っていれば、マルクスとエンゲルスの経済的歴史的立場は必要とあらば、新カント主義と結合することもできると思います」（「アントン・パネクークとカール・カウツキー」山本秀行『思想』1977年3月号所収）。

た者の眼で、つまり、既にフランス・イギリス・ドイツで行なわれた通りにユダヤ人は土着住民に完全に同化しなければならない、と見ていた。国際社会主義の支持者として、われわれは、ロシア内にある諸民族の言語での、特にイディッシュでの宣伝など、そもそも否定していた。われわれは決して《通俗語（ジャルゴン）》を言語として認めなかったし、われわれの多くは、私もその一人だが、それを全く知らなかった」（1からの孫引き）。

ブレハーノフは、1905年に、ブントを「船酔いをしているシオニスト」と呼んだ。また、後にトロツキーは、次のように述べている。「若い頃、私はどちらかと言えば、さまざまな国のユダヤ人が同化されていくだろうし、ユダヤ人問題がしたがってほぼ自動的に消滅するだろうという予測に傾いていました。過去4半世紀の歴史の発展は、この展望を裏づけてくれませんでした。衰退しつつある資本主義は至るところで激化する民族主義を解き放っており、その一部をなしているのが反ユダヤ主義です。ユダヤ人問題は、ヨーロッパで資本主義が最も高度に発展した国、ドイツで最も大きく立ち現れました。他方、さまざまな諸国のユダヤ人たちは自分たちの新聞を作り、現代文化に適合する手段としてイディッシュを発展させました。したがって、ユダヤ民族が来るべき一時期全体にわたって自らを維持するだろうという事実を考慮に入れなければなりません」（1937年、メキシコ在住のユダヤ人通信員とのインタビュー）。

レーニンには、シオニズムを理論的に批判

した著作はほとんどない（このことは、1917年バルフォア宣言、ロシア革命・内戦・ポグロムまでのマルクス主義者一般にあてはまる）。管見の限り、最も詳しいのは、本章23頁右段第2パラグラフで引用した部分である。ここでレーニンは、シオニズムとブントを串ざしで批判したのであった。なお、レーニンはルナンをも引用しているが、このルナンは、本章148頁左段で言及したルナンと同一人物。

【注「第2回党大会出席者57名のうち、ユダヤ人が25名を占めたが、中でもメンシェビキとなった17名のうち実に15名がユダヤ人だった……。ボリシェビキには4名しかいなかった」²という。

同大会での決議「党内におけるブントの地位」を紹介しておく（『トロツキー研究』30号からの孫引き）——
(a)ユダヤ人プロレタリアートとその周囲で暮らしているプロレタリアートとの最も密接な統一は、政治的・経済的解放のためのユダヤ人の闘争のために無条件に必要である。(b)このような最も密接な統一だけが、あらゆる排外主義と反ユダヤ主義に対する闘争において社会民主党の成功を保障する。(c)このような統一は、言語の特殊性と生活諸条件によって作り出されたユダヤ人住民の間でのアジテーションという部分的課題にかかわるあらゆる場面で、ユダヤ人労働運動の自立性を排除するものではない。以上の点を考慮に入れて、ロシア社会

1 「反ユダヤ主義とロシア・ユダヤ人社会」 原暉之 『思想』1977年12月号所収

2 「メンシェビキ論」 高橋馨 菊地昌典編『ロシア革命論』所収 田畑書店 1977

民主労働党第2回大会は、次のような深い確信を表明する。ユダヤ人プロレタリアートとロシア人プロレタリアートとの組織的関係を連邦制原理にもとづいて再構成することは、さまざまな人種の自覚的プロレタリアのより全面的な組織的接近にとって重大な障害になるであろう。それは不可避免的に、ロシアのすべてのプロレタリアートの利益に、とりわけユダヤ人プロレタリアートの利益に巨大な損失を与えるだろう。したがって大会は、ロシア社会民主労働党とブントとの連邦制的関係のあらゆる可能性を、無条件に許しがたい原則としてきっぱりと拒否し、以下のように主張する。ブントは単一のロシア社会民主労働党の中で自治的な構成部分としての地位を占め、その自治の範囲は党全体の規約を作成する際に決定される。以上のことを踏まえて、大会は、ブントの代表者によって提案された「規約」を全党の規約の一部として討議する。そしてその討議を議事日程の第7番目に回すこととし、次の議事に移る。

次のようなエピソードがあったという。

「時と場所は、第一次世界大戦がまじかにせまったベルギーのリュージュ〔レーニン全集年譜によると14年2月2日〕。亡命中のレーニンがこの地で講演した時のある出会いである。レーニンの講演がおわると、聴衆のなかにいたひとりのユダヤ人青年が立ちあがって『シオニズム社会主義』について質問した。未来のロシア革命の指導者は、笑いながら、

客気あふれるこの人物をさとしてしている。『君はあれもこれも一緒に欲ばって手にいれようとしている。しかし、二つの椅子に同時に腰かけることはできない』。こうたしなめたレーニンは、つづけて辛辣に評した。――問題なのは君が同時に二つの椅子にすわれないことではない。君が二つの椅子にはさまれたうつろな空間にすわろうとするのが問題なのだ¹。この青年こそ、ボロホフであった。

レーニンは、民族連合党の構想を拒否し、単一党の原則を堅持したこと、民族主義に通じる「民族文化」の理念化を批判し、民族別学校の制度化に反対したことは正当であるし、ユダヤ人ブントがロシア全体党に属している限り、組織上の分離主義と党綱領の歪曲とを批判したことは、当然であった。しかしながら、レーニンのブント批判には、以下のような問題点・限界が含まれている。

「バウアーもカウツキーも、ユダヤ人のための民族的自治を承認していないし、カウツキーなどは……直接に、東ヨーロッパ（ガリツィアとロシア）のユダヤ人は、カーストであって民族〔ナーツィヤ〕ではないと声明している」（ラトヴィア党のための政綱草案）、「文化的民族的自治の妥協的スローガンを容認または擁護するヨーロッパの社会民主主義者でさえ、このスローガンがユダヤ人にとってまったく実現性がないことを認めている（O・バウアーとK・カウツキー）。『ガリツィアとロシアのユダヤ人は、民族というよりもむしろカーストである。……』」（『民族問題に関するテーゼ』）、「文明世界のユダヤ人は一つの民族ではない、彼らは最も多く同化している、とK・カウツキーとO・バウアーは言っている。ガリツィアとロシ

¹『スルタンガリエフの夢』 山内昌之 東京大学出版会 1986/12

アのユダヤ人は民族ではない。彼らは、……ここではまだカーストである。これが、ユダヤ人の歴史を争う余地のないほど知り、先にあげた諸事実を考慮に入れている人々の、争う余地のない判断である」（『批判的覚書』）、——レーニンはこのように繰り返した。

『民族問題ノート』にあたってみると、レーニンが目を通したユダヤ人問題に関する文献は、1908年のバウアーとカウツキーのものを除けば、メデム「ロシアにおける民族問題の問題提起によせて」1912年（摘要を作ったようであるが、失われている）、編著『近代国家における民族運動の諸形態、オーストリア＝ハンガリー、ロシア、ドイツ』1910年の諸論文——メデム「民族性とプロレタリアート」、アッシャー（ビルンバウム）「ユダヤ人」（これも摘要を作ったようであるが、失われている）、パスマニク「シオニズム」——、シャッツ『民族問題によせて』1910年（メモの中に、ルッピン『現代のユダヤ人』1904年、ヘーマン『ユダヤ民属 [ママ] 史』1908年、ブルーツクス「ロシアのユダヤ人の職業別構成」1908年が出てくるが、シャッツの著書に出ているものか、レーニンが別個に読んだものかは不明）のようである（内容はいずれも不明）。

つまり、ロシアにおけるユダヤ人の状態、ロシアにおけるユダヤ人運動の歴史、シオニズムとブントの相克などについてのレーニンの知識は、かなり限られたものであったと思われる。すなわち、「ブントの民族理論は、ブリュン綱領の単なる模倣ではなく、……ポーランド社会党（PPS）との論争、シオニズ

ム、カール・カウツキーの民族理論の影響などが複雑に絡まりあいながら、当時のヨーロッパの社会主義運動全体の枠組みの中で、なおかつブント独自の経験を通して、発展したものの¹であることを、レーニンが十分に知っていたとは言い難い。

【注 上記西村論文によれば、ミルは、すでに1899年12月のブント第3回大会において、2年後の第4回大会（本章21頁左段参照）で決議された内容を提案していた。「この提案は、大会においてたった2人の支持を得たのみで、およそ20名の参加者のほとんどは彼に反対した。反対者は、そのような要求がプロレタリアートの注意を階級意識から民族的利益へと逸らすものであり、独裁政権を打倒し政治的自由を得るという差し迫った課題を遂行すべき力を、民族的要求のために誤用すべきではないと主張した」（同上）。第3回大会は、「民族問題については、『ユダヤ人労働者』誌に『ディスカッション』欄を設け、個人の責任において続けて議論する」（同論文からの孫引き）との決議をあげたという。

先に言及した『ユダヤ人労働者』第6号は、およそ2年間のブランクの後に発刊されたものであり、「ミルはこの2年間に『重要な、根本的な変化があった』と回想している」（上記論文）。また、ポーランド社会党（PPS）は1898年12月に、イディッシュによる機関誌『労働者』を創刊

1 「リトアニア・ポーランド・ロシアのユダヤ人労働者総同盟『ブンド』における民族理論の発展」西村木綿 京大『社会システム研究』第12号所収

したが、既述したようにミルは、『ユダヤ人労働者』第6号においてこれを批判した。】

すでに見たように、カウツキーは、根底に「同化」論があったとしても、ユダヤ人問題を深く研究し、ロシアのユダヤ人に対しては、内容を示した上で「カースト」と規定したのであった（しかも、ブントの運動を支持していた）。これは、「民族＝言語共同体」とするカウツキーにとっては、一貫性を持っていた。イディッシュは「墮落したドイツ語」でしかないのであるから。従ってロシアのユダヤ人を、いわば身分、地域、職業の「三位一体」を体現する中世の遺物＝「カースト」と捉えたのである。それに対してレーニンも、カウツキーの結果的命題を教条として繰り返しているにすぎない。これが、第一の問題点である。

重ねて強調してきたように、民族問題へのアプローチにおいて、民族の規範的定義から始めないことがレーニンの特徴＝優位性なのであった。だが、ユダヤ人問題においては、この基本的アプローチから逸脱している（「民族ではない」という言い方は、民族カテゴリーを肯定的前提にしているわけであるから）。「カースト」規定を受け入れることは、カウツキーの民族定義（ひいては民族理論全体）を受け入れることになる。『民族問題ノート』を見ると、レーニンは、カウツキー理論全体（といっても、1908年論文であるが）を受け入れているように思える。にもかかわらず、その旨を言明しなければ、政治主義的にカウツキーの権威を利用したとみなされても、やむをえない。

なお、「チューリヒにおける講演 [13年7月9日] のさいの討論のメモ」に、「K・カウ

ツキーは意見を変えた」とあり、訳注には、サファールフの回想として、次のような引用がある。「イリイチにたいして、ブントのリーダー、リーブニクが反論をくわえた。……レーニンは、ユダヤ人問題でカウツキーを引用した（ユダヤ人問題とは、ゲットー、政治的無権利などを生みだしたのだことだ）という）が、カウツキーは見解を変えてしまったのだから、この引用は正しくない。……」リーブニクが何を根拠として、「カウツキーは意見を変えた」と述べたのか、不明。

他方、本章162頁右段の⑩のように、ユダヤ人を「民族」と呼んでもいる。このことと、先の「カースト」というカテゴリー化との関係は、「文明世界 [西欧] におけるユダヤ人は一つの民族ではない、彼らはもっとも多く同化している」（『批判的覚書』）のに対して、「おくれた半野蛮国」＝ガリツィア、ロシアでは、ユダヤ人が「暴力でもってカーストの状態にしばりつけられている」（同）ということ、従って、後者では民族問題として現象している、ということであろうか。

レーニンは、次のように述べている。「インターナショナリズムの名において、ブルジョア『文化』に抗して、自国の大口ロシア人の地主およびブルジョアと闘争すること、プリシケヴィチ派やストルーヴェ派の特殊性に『即応』しながら闘争すること、——これが君の任務であって、民族文化のスローガンを宣伝し容認することが君の任務なのではない。同じことは、最も抑圧され迫害されている民族 [ナツィヤ]、ユダヤ人にもあてはまる。ユダヤ民族文化は、ラビとブルジョアのスローガンであり、我々の敵のスローガンである。しかし、ユダヤ文化とユダヤ人 [集

合名詞、文庫訳は『ユダヤ社会』]の全歴史とのうちには、それとは別の要素がある。……そこ[文明世界]では、ユダヤ文化の偉大な世界的・進歩的な特徴……が、明瞭に現れたのである。ユダヤ『民族文化』というスローガンに直接・間接に掲げるものは……ユダヤ人[集合名詞]のあいだの古いもの、カースト的なものの支持者であり、ラビとブルジョアの助力者である」(同上)。

「民族文化」一般については、すでに検討した(本章175~177頁)。ここでのレーニンの主張は、カウツキーの説明(本章50頁左段第4パラグラフ)に、「ラビとブルジョア」を挿入したものである。だが、この挿入およびラビとブルジョアの並置は、理解しがたい。まず、ユダヤ教は、正統派にしても改革派にしても、ユダヤ人を民族とはみなさない。タルムード(聖典)には、神がイスラエルの民に課した三つの誓約が記されているという。①「イスラエルの民は城壁に登ってはならない」(ユダヤ人は、ガルトの身を解き放って、集団でイスラエルの地に入ってはならない)、②「世界の諸民族[¹訳では『国民』]に反抗してはならない」(ユダヤ人は異教徒の意志に反した行ないをしてはならない)、③「イスラエルの民は終末を啓示してはならない」(救世主の到来を自ら告げてはならない)——²訳注。

ボヤーリン兄弟によれば、ローマ的キリスト教的な「『男性的』反抗」ではなく、ローマ的キリスト教的世界では、「女々しい」と蔑まれる「『女性的』回避」が、ラビ・ユダヤ教の特徴である。従って、支配者への反抗

や殉教は、ユダヤ教徒にとって、ローマ的キリスト教的価値観への降服になる。シオニズムは、まさにこの降服と捉えられるのである。

「カーストという名称の方が」適切とカウツキーが述べた、「ユダヤ人が中世に演じ……[た]役割」として、例えば、シャイロックを考えてみよう。「法廷に立ったシャイロックは、『私は法を要求する』……と繰り返すのみで、一切の寛恕……の勧告を拒否する。……シャイロックの『不可謬の法に対する巖の如く堅い信仰』は元来『律法(トラー)』に対する信仰である。ユダヤの民の祖先はこの律法に遵うことをヤハウエ[YHWH、『エホバ』は俗訳]に誓った……。いかなる迫害の中でもこれを守り抜くことが、彼等を『大いなる民』とする所以なのである。それ故、シャイロックの悲劇は、ゲットーの中でユダヤ民族を支配しているこの律法への信仰を、ゲットーの外の法に向けたところにある。ゲットーの外の法は、ユダヤ人を市民として認めない立法者によってつくられ、いかなる口実にせよ、結局はユダヤ人を敗訴させようと決意している裁判官によって運用されていることを、彼はここに思い知らされたのである」³。

ユダヤ人が「カースト」の状態を強制されたことについては、非ユダヤ人側に責任があり、ユダヤ人(ユダヤ教徒)の側にはない(これはレーニンも認めている)。レーニンは、ユダヤ教を「民族文化」とし、それに、「偉大な世界的・進歩的な特徴」を持つ「ユダヤ文化」(いわば、「非ユダヤ的ユダヤ

¹『ユダヤ教の歴史』 市川裕 山川出版社 2009/11

²『ディアスポラの力』 ボヤーリン兄弟 平凡社 2008/6

³「シャイロックとケルゼン」 長尾龍一 『現代思想』1977年11月号所収

人」の文化)を対置した。これは、ボヤーリン兄弟による『パウロの手紙』解釈を想起させる。

「アイデンティティを確立するうえで、字義どおりアブラハムの直系であるという身体上の親族関係こそが最重要視されている伝統的なユダヤ文化全般に対して、パウロは、精神上の親族関係こそがアイデンティティの徴であると説いた。次に、パウロ以外のユダヤ人集団のすべてが、ユダヤ人アイデンティティの実践として、ユダヤ人社会に代々受け継がれてきた<律法>の遵守に固執したのに対して、パウロは、キリスト教徒としてのアイデンティティを確立する際の指標として、たとえば洗礼といった、刷新された『より善き』行ないの実践を訴えた。しかも、パウロによるこの二つの刷新の動きは精神と肉体という序列的な二元論に決定的に基づいており、肉体の側に関わるものの価値はいずれも、陰に陽に貶められた」¹。

もちろん、レーニンはこの理屈を考えたわけではなく、単に、いささか差別的に「古いもの」の比喩として「ラビ」を用いたのである(遺憾ながら、レーニンには、このような差別的比喩が散見される。例えば、野蛮を示す「アジア的」など)²。

では、「ブルジョア」の方はどうか。レーニンの念頭にあったのは、ジノビエフが論じた事情(本章74頁左段)と思われる。レーニン自身、「ユダヤ人のすべてのブルジョア政党が『文化的民族的自治制』を採択した」

(『批判的覚書』)ということ、いくつかの著作で繰り返している。シオニズムに関しては、「ブルジョア的」というのは当てよう。あるいは、「支配的思想は支配者階級の思想である」との命題が、頭にあったかもしれない(この命題から、「労働者は差別しない」なる結論を導き出した人々を我々は知っている)。いずれにせよ、「ラビの文化」と「ブルジョアの文化」は、並置しうるものではない。レーニンが、その双方を、具体的・歴史的に検討したとは言いがたいのである。

ところで、ユダヤ人ブントが強調した「民族文化」とは、イディッシュ(文化)であり、それがユダヤ人(プロレタリアート)の実体を成すと捉えていた。ここでレーニンによる「ユダヤ民族文化」の安易な規定は、より重要な意味を持つ。イディッシュ(文化)全体を、「ラビとブルジョアの文化」と呼ぶことはできない。レーニンはカウツキーに従って、イディッシュを「墮落したドイツ語」と理解していたかもしれないが、「方言であっても、それによって文学が書かれれば言語だと呼ばれることがある。ポルトガル語やオランダ語がそうであるように」(ソシュール)。

1492年、ネブリーハは、「カスティリヤ語文法」をイザベル女王に献上した。これが、唯一の言語とされていたラテン語以外の「俗語」に文法をあてがった最初である(ダントはすでに「俗語」で書いていたが)。つ

¹ 『ディアスポラの力』 ボヤーリン兄弟 平凡社 2008/6

² ステレオタイプ化に反対する次の言葉も参照。「ディアスポラ状態にあるラビたちもまた、古代末期を覆っていた文化によく精通しその不可欠な一部となると同時に、ユダヤ人の伝統文化をも刷新するという快挙を成し遂げた。……アイデンティティと同様、文化も不断に作り直される」(『ディアスポラの力』ボヤーリン兄弟)。

まり、この時から、ラテン語以外の言語が誕生した。イディッシュ（語）を母語とする人々にとって、イディッシュ（文化）の確立は、ネブリーハの偉業に類する意義を持った。おそらく、レーニンはイディッシュを研究していない。にもかかわらず、レーニンは、「民族文化」ということで、ブントの主張をいわば門前払いにしたのであった。このことは、ブントの全否定に等しい。これが第二の問題点である。

第三に問題にしなければならないのは、楽観的ともいえる「同化」論である。資本主義が「同化」作用を持つからといって、党がそれに倅差して「同化」政策を遂行すればいいということにはならない。「同化」一般については、すでに検討した（本章112頁）。ここでは、ユダヤ人の「同化」に問題をしぼる。レーニンは、ユダヤ人がなぜ「同化」という言葉に過敏なまでに反応するのか、その「心理」（本章171頁右段参照）を無視ないし軽視している。

レーニンは、カウツキーとバウアーを援用して、「文明世界のユダヤ人は……同化している」と述べた。しかし、「同化」の結果、ユダヤ人への差別・反ユダヤ主義が解消したのかどうかを問題にしていない。レーニンは、ドレフェス事件をどのように見たのであろうか。また、「ユダヤ人共和国（ユーデンレプリク）」と反ユダヤ主義者が呼んだワイマール共和国において、当時のベストセラー作家のヤーコブ・ワッサーマンは、次のように述べているという。

「身を引いて片隅で暮らそうとしても無駄なのだ。かれらはい、臆病者だ——あいつ

はやましい心があるから隠れ家に這いこんでいるんだ、と。それではと、かれらの間に出て行って、手を差しだしても無駄なのだ。かれらはい、どうして奴は、ユダヤ流の厚かましさをなれなれしくするんだ、と。また、戦友として、あるいは同胞としてかれらに信義を尽しても無駄だ。かれらはい、あいつは変節漢だ、あてにならない、と。かれらが隷従の鎖を解くのを手伝ってやっても無駄なのだ。かれらはい、奴はきつと何か得するのだらう、と……」¹。

他方、ロシアにおいては、「同化」を志向したのは、ほとんど知識人に限られていた。知識人であるが故に可能であったという面が大きい（本章59頁右段末参照）。彼らの多くは、改宗するものも多かったが、無信仰の立場に立とうとするものが多かった。このことは、ユダヤ人大衆と断絶していたことを意味する。ユダヤ人大衆は、改宗・「同化」ではなく、国外移住を選択するのが一般的であった。

「洗礼を受けた第二世代のキリスト教徒メデム」²は、「初期の頃とは違って、1881年以後『自分自身が以前ユダヤ人だったという事実をどれほど熱心に忘れようとしても、周りの人たちはそうさせてはくれなかった』と思い出を語っている」（同）。また、次のようにも述べている。「私は、いったいつはっきりと自分自身がユダヤ人と感じただらうか？ 私にはわからない。しかし、1901年の初め、秘密の政治活動に参加したために逮捕されて、警察に書類をわたされた時、私は『民族』の欄に『ユダヤ人』と書きました」（同）。メデムは、「ミンスクの貧しい

¹ 「ユダヤ的知性と現代」 荒川幾男 『現代思想』1977年11月号所収からの孫引き

² 『葛藤の一世紀--ロシア・ユダヤ人の運命』 ギテルマン サイマル出版会 1997/4

ユダヤ人地区を歩き回って深い感銘を受けた。次第に祖先の方向へ引き戻され、社会主義を通して彼らの解放を模索した」（同）という。

「メデムはどちらの傾向〔民族主義か同化か〕にも加担せず、歴史の答を待った。

『我々は中立である。（……）我々は同化には反対ではないが、同化主義、目的としての同化には反対である』〔『社会民主主義と民族問題』1904年〕。……メデムによると、民族——文化共同体への帰属——と民族主義——ある民族の他民族支配傾向——の間の区別が基本的なものだった。それに対し、同化主義は少数民族は消滅に向かうのだから、『適応の民族主義』でしかなかった。……1910年の論稿『民族主義か中立主義か』で、メデムはその理論をより弁証法的に、かつより宿命論的ではない方向で再定義した。……『二つの傾向〔同化と民族主義化〕が存在し、作用する。どちらが優勢なのか？ それは多数の、異なった経済的・政治的・文化的要素に依存し、またこうした要素の結合とそれらが展開する速さにも依存しており、その発達の速さを予想することは不可能である』。……ユダヤ人のはるかな未来に関する確かな予想……が不可能であるからといって、労働運動が、ユダヤ民族の現存在から生じる諸問題に答える務めを免れることにはな

らなかった。……彼はこう書いている。『ユダヤ民族は存在し、その民族生活は発展し、強まっている。（……）予言ではなく、事実が問題なのだ。民族的要求が開花し、我々の文化的生活の基底となっている』」（ト。（……）はママ）。これらは、レーニンの「同化か孤立〔オボソーブレンノスチ〕か？」（本章23頁右段第3パラグラフ）への、ブントの回答といえる。

先に見たブント第3回大会においてミルは、「議会においてユダヤ人労働者の大半が理解できないロシア語が用いられるのであれば、ユダヤ人プロレタリアートにとって平等な市民的権利が何の意味を持つだろうか¹と主張したという。ロシア党内において、イディシュを理解できる黨員は少なかったと思われる。また、本章29頁右段第2パラグラフで引用したリーベルの言葉は、党内に同化主義を嗅ぎ取ったものではなからうか。

分派闘争としての性格が、レーニンをして、ユダヤ人社会主義者の「心理」を軽視せしめたとすれば、残念なことであった。しかし、より重要なのは、レーニンが、反ユダヤ主義の変化、すなわち、宗教的なそれから人種主義的なそれへの変化を見落していたことである。「ショアー」を知っている我々は、この問題を看過しえない。前に記したように、ユダヤ人は「ロシア人になることもユダ

1 「リトアニア・ポーランド・ロシアのユダヤ人労働者総同盟『ブンド』における民族理論の発展」西村木綿 京大『社会システム研究』第12号所収

ヤ人であることもできなかった」という、「袋小路に陥った」¹のである。文化的差異の人種主義化は、ナチスに特有なものではない。今日、それは一層浸透しているようにも見える。²

レーニンは、ユダヤ人の民族自決権を承認するのか否かについて明言していない。テリトリーを持たないユダヤ人にとって、分離の自由は意味がないと判断していた可能性がある（これが、「カースト」規定にこだわった理由かもしれない）。

レーニンが書いた『民族同権法案』は、『プラウダ』の後継紙『プーチ・プラウドイ』48号（1914年3月28日）に発表された。それは、「ユダヤ人の権利の一切の制限、一般に出身あるいはなんらかの民族 [ナツィオナーリノスチ] への所属に基づく一切の制限の廃止に関する法案」を、国会に提出することを決定したことを報告したものである。レーニンは、その意義を次のように述べた。

「この法案は、ユダヤ人、ポーランド人等々、あらゆる民族 [ナツィヤ] に対するあらゆる民族的制限の廃止を目的にしている。だが、それは、ユダヤ人に対する制限を、特に詳しく立ちいって取り扱っている。……ロシア国内の民族 [ナツィオナーリノスチ] で、ユダヤ人ほどひどく抑圧され迫害されているものは、一つもないからである。反

セム主義は、有産階層の間にますます深い根をはっている。ユダヤ人労働者は、労働者として、またユダヤ人として、二重のくびきの下で苦しんでいる。ユダヤ人の迫害は、最近数年間に、まったく信じられないほど大規模になった。反ユダヤ・ポグロムとベイリス事件を思いおこすだけで十分である。このような事情のもとでは、組織されたマルクス主義者は、ユダヤ人問題にしかるべき注意を払わなければならない」。

この法案の内容は、タイトルが示す通り、「異族人 [イノローデツ]」の権利を制限する法律や法令（ユダヤ人だけでも「およそ100件」にのぼるといふ）の撤廃を目的としている。この法案と、先に見た『権利保護法案』（本章116頁の次に添付 本冊子未添付）とが、ユダヤ人問題に対するレーニンの具体的方策と見てよいのであろう。民族差別法の撤廃、民族的構成を考えた地方自治制、民族語の同権の三本柱である。

民族差別法の撤廃については、改めて述べるまでもない。地方自治制については、すでに検討した。本章182頁右段末での引用は、ディアスポラ民族を念頭においてるように読める。また、イディッシュを民族語であると明言してはいないが、本章181頁右段末の引用に、「ユダヤ語 [エヴレーイスコゴ・イズイーカ] ……を教える特別な教師を公費で雇う」とある。

なお、学校の民族別化に関する討論の

1 『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

2 ナチスによるユダヤ人絶滅政策は、しばしば「ホロコースト」と表現される。しかし、「『ホロコースト』という用語は『焼きつくす捧げ物』を指すギリシャ語表現を由来としており、供犠的なニュアンスを避けるべき、などの理由から『ショアー』 [ヘブライ語で『滅び』を意味する] という語が使われることが少なくない」（『ユダヤ教の歴史』 市川裕山川出版社 2009/11）。なお、シンティ、ロマの絶滅政策は、ロマニ語で「ポライモス」（食らい尽くす、絶滅させるの意）。

際、「朝鮮学校」に話題が及んだが、レーニンは民族学校全般を否定したとの誤解が一定の人に持たれていることに気づいた。それが誤解であることは、党綱領第8条（本章161頁左段末）を読めばわかる。レーニンは、教育（学校）に対する主管を、国家から民族団体（国家に承認された）へと移す制度を拒否し、民族語による教育（学校）は公費によってまかなうべきである、と主張したのである。当然にも、その国家政策が実現する前においては、民族語による教育を自主的に遂行することを否定することにはならないであろう。¹

先に指摘したレーニンの問題点は、歴史的限界と言えるのであろうか。例えば、細菌学においては最高の技術を持っていた野口英世が、遂にウイルスは発見できなかったように。第二インター＝カウツキーの民族問題理解は、ナショナリズムを領土を志向する運動と捉え、民族を領土を志向する集団として概念化していた。ところが、ブントの運動は、領土を志向しないナショナリズムであった。それは、アジア・アフリカの旧植民地が独立

した時代よりあとに登場したエスノナショナリズム、文化多元主義や多文化主義——これらの知識人的反映がバウアーの再評価——を、先取りしたもののように見える。これを、カウツキー的枠組で評価するのは難しい。周知のように、マルクスは『ユダヤ人問題によせて』で、「政治的解放」と「人間的解放」を区別した。しかし、マルクスのB・バウアー批判はこれで終わったのではない。続く『聖家族』でマルクスは、次のように述べている。「政治的解放と人間的解放の間に区別がなければならない。そこで、政治的解放の本質、すなわち完成された近代国家の本質を調べてみなければならない」。「完成された近代国家制度が、その基礎としてもっているのは、……政治的にはまだ特権に拘束されている生活の諸要素が自由にはなたれている発展した市民社会である」。

ブントは、感性的ではあるが、この問題（いわば社会革命）を考えていた（バウアーは社会主義社会まで）。それに対してレーニンにあっては、カウツキーが主張した資本主義の作用による単一民族国家論と同化＝民族

¹ 言語の同権に関連して一言しておく。本章71頁左段第2パラグラフで言及した「ろう文化宣言」は、次のように書き出されている。「『ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である』——これが、私たちの『ろう者』の定義である。これは、『ろう者』＝『耳の聞こえない者』、つまり『障害者』という病理的視点から、『ろう者』＝『日本手話を日常言語として用いる者』、つまり『言語的少数者』という社会的文化的視点への転換である」。ここで強調したいのは、手話とは、「ろう者」の間で自然に生まれ、かつ、「音韻構造があり、独自の文法体系と語彙体系がある」言語であるということである。「アメリカの大学生が言語学を学ぶ時に使う教科書のほとんどは、手話に関する記述に一章を割いているし」、アメリカ手話とイギリス手話はまるで違うらしい。

これに対して、多くの聴者が「手話」と思っているのは、シスコム（シマルテイニマス・コミュニケーションの略）であって、それは、「音声言語 [例えば日本語] を話しながら手話の単語を並べる」ものである。中途失聴者・難聴者の多くが用い、「手話通訳者」の多くが使用している（「日本語対应手話」と呼ぶようである）。

より詳しい研究が必要なのは言うまでもないが、言語の同権を主張する場合に、手話は考慮すべきであろう。なお、山本おさむのマンガ『わが指のオーケストラ』は一読の価値あり。

解消論を土台にし、問題解決の視野は、「政治的解放」（民族同権）にとどまっている（この問題は、後にもう一度考察する）。¹

念のために繰り返しておくが、ブントの文化的民族的自治制論へのレーニンの批判は、分派闘争としてまったく正当であった。分派闘争においては、原則が問われるからである。しかしながら、我々も何度か経験したように、分派闘争では分派闘争の論理が働く。レーニンの主張は、ユダヤ人プロレタリアートに訴え組織することよりも、ポリシェビキ党員に訴え内部を固めることに重点が置かれているような気がする。それはともかく、ユダヤ人の運動にとって、独自の組織が必要であることは言うまでもない。その組織と党との関係がどのようにあるべきかは、一義的には決められないであろう。ポリシェビキがユダヤ人の運動にどのような態度をとったのかを判断するためには、その指導者の主張のみ

ならず、ポリシェビキの活動をも検証しなければならない。ところが、筆者にはその術がない。かろうじて分かったことは、キシニョフのポグロムに対して、『イスクラ』39号（1903年5月1日付）に「キシニョフの諸事件」と題する論文が掲載されたこと、同42号（同年6月15日付）にカウツキーのキシニョフ論文が訳載されたこと、同50号（同年10月15日付）の冒頭論文が「警察のアンチセミティズム」と題していることである（いずれも内容を理解する語学力がない）。

最も重要な、1905年革命期については皆目分らない。「『ジード [ユダヤ人の蔑称] をやっつける……』だけでなく、『学生をやっつける……』 [大学が社会主義の演壇になっていた] ・『インテリをやっつける……』も黒百人組のスローガンであった。他方、対ポグロムのための自衛組織もユダヤ人だけのものではなく、特にこの年の秋

¹ 「1994年、キリヤス・ヨエル裁判においてアメリカ合衆国最高裁は、憲法修正第1条の国教樹立禁止条項に基づき、ユダヤ教敬虔派（ハシディズム）の児童だけに特別教育を施す分離校区の設立を定めたニューヨーク州法令を違憲とする逆転判決を下した」（『ディアスポラの力』 ボヤーリン兄弟 平凡社 2008/6）。キリヤス・ヨエルとは、1979年にサトマール・ハシディーム（ハシディズムの一流派の信徒。最大の信徒数を誇り、非妥協的反シオニズム・イデオロギーで知られるらしい）が創設した村の名称。米国法については無知だが、「比較的簡単に自治体を創設できてしまう」（同）という。憲法修正第1条は、「米議会は国教の樹立を許容する法を定めてはならない」というもの（特定宗教の優先も禁止するものと解釈されているらしい）。

米国においては、宗教問題に関する裁判が多いが（不学のため紹介不能）、そのほとんどは、国教樹立禁止条項と信教の自由との関係が争点になっている。また、人種的隔離に関する裁判も多い（これもまた紹介不能）。しかし、ボヤーリンは、それらの類推からキリヤス・ヨエル裁判を評価することに反対している。いわく、サトマール・ハシディームは、「彼らの祖先が神と交わしたと信じている契約を果たすことの方はずっと関心がある」にもかかわらず、「判事や憲法学者の語彙には、系譜原理といった概念が欠落している」。「キリヤス・ヨエル裁判は、憲法理論を基礎づけている二つの想定に対する挑戦となっている。第一に、政治参加は、政治的に中立な土地の境界に沿って決定されるという想定、第二に、諸権利の主体はつねに個人として特定されるという想定である」（同）。ここでは、「系譜的・ディアスポラの忠誠に基づいたアイデンティティ」（同）は、近代における「個人的・領域的自由」（同）の枠組では把握できないという主張を確認するにとどめたい。

に諸ソヴェトのイニシャティヴの下に武装行動隊が形成されるようになる」¹との記述、ポグロムに対する防衛隊が組織され、「『ソーヴァヤ・ジーズニ』〔ボリシェビキの機関紙〕、『ナチャーロ』〔トロツキーらの機関紙〕などの社会主義新聞印刷所の防衛にあたるなどした」²との記述から、ボリシェビキも防衛隊に参加したと思われる（ただし、ボリシェビキは当初はソヴェトに積極的ではなかった）³。

レーニンは、「ポグロムに対する唯一の防衛手段として民兵と自衛を組織するよう人民に呼びかけるべきである」（『反動派は武装闘争を始めている』）と述べ、「市民の生命と財産を守る唯一の手段となりうるものは、人民自身の武装だけである」ことを声明し、ポグロム組織者に対する人民裁判を訴えている（『ブルジョアジーの叱責とプロレタリアートの呼びかけ』）。ちなみに、「1905年革命のとき、サンクト・ペテルブルグで、彼〔トロツキー〕はユダヤ人労働運動（ブントおよびポアレイ・ツイオン）といっしょに黒百人組のポグロムに対する自衛グループの組織化に参加した」⁴。

1911年、キエフにおいて、「儀式殺人」のデッチ上げによって、ユダヤ人ベイリスが逮捕された。西欧では抗議運動が起きたが、ベイリスは2年間投獄のまま放置され、

1913年に裁判が開かれた。「陪審員席にいた農民——知識階級は検察官によって陪審員からすべてはずされていた——たちは『無罪』の判決を宣言した。……しかし、政府は1917年の革命の前日まで、ベイリスとユダヤ人全体を有罪に持ち込もうとしていた」⁵。このベイリス事件について、レーニンはついででしか言及していない。これに対してトロツキーは、1913年11月に、「ベイリス事件」と題する論文を『ノイエ・ツァイト』に発表した（同じ年、ルーマニアのユダヤ人問題を扱った論文も発表）。トロツキーは、ベイリス事件が「貴族的・君主制墮落と官僚的ギャング行為を暴露した」としている。トラヴェルソは、「トロツキーが主要なマルクス主義指導者の中でこの問題に介入した唯一の人だった」⁶としているが、同じ当人が、マルトフは「ベイリス裁判反対運動に徹底的に参加し」⁷たと述べている。なお、「1910年、ローザは、……反ユダヤ主義問題に関する一連の記事を書いた」（同）というが、資料がない。ローザは、反ユダヤ主義を「資本主義社会の階級闘争の産物」（同）と見ていたようである。『社会民主党の危機（ユニウスの小冊子）』（1915年4月執筆）においてローザは、「ポグロム〔選集訳では『血祭り』〕の雰囲気、キシニョフの空気が」と戦争初期のヨーロッパで吹き荒れた民

1 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」 原暉之『愛知県立大学外国学部紀要』8号所収

2 「1905年革命におけるソヴェトの形成」 広瀬健夫『ロシア革命の研究』所収 中央公論社 1968/11

3 余談になるが、『情況』2010年4月号に掲載された下斗米伸夫の「日露戦争と古儀式派」は、ソヴェトの起源について興味深い。

4 「トロツキーとユダヤ人問題」 トラヴェルソ『トロツキー研究』30号所収

5 『葛藤の一世紀--ロシア・ユダヤ人の運命』 ギテルマン サイマル出版会 1997/4

6 「トロツキーとユダヤ人問題」 トラヴェルソ『トロツキー研究』30号所収

7 『マルクス主義者とユダヤ問題』 トラヴェルソ 人文書院 2000/6

族主義の暴風を描写している。

〈補〉 「在日特権を許さない 市民の会」について

本項をしめくくるにあたって、最近跳梁している「在日特権を許さない市民の会」（在特会）について述べておく。在特会は、「2006年末結成。『行動する保守』を掲げてネットを中心に会員を増やし、現在8700人。東京の本部のほか全国25支部を構える」¹という。本年3月24日、対馬市議会は「『外国人参政権付与法案』に反対する意見書」を採択した。「意見書」のもとになったのは、在特会の陳情書であり、「反対決議の『推進力』となったのは、昨年12月に発足したばかりの日本会議長崎・対馬支部の存在で」²あるという。つまり、「日本最大の保守・右派団体で」（同）である日本会議と在特会が連携したのであった。また、関西においては、在特会による朝鮮初級学校などへの攻撃が繰り返されている。ここでは、在特会を批判する視点に限定して述べる（急遽書いたもので、粗雑だということは了承願いたい）。

秘密投票の普通選挙を根幹とする代議制民主主義は、投票者と政党の関係が不透明であり、恣意化するという困難を抱えている（制限選挙においては、政党がどの階級・階層の利益を代表しているかが、比較的分かりやすい）。当選した議員は、彼・彼女に投票した者からの拘束にしばられない。他方、議員が汚職などの罪を犯しても、その議員に投票した者の責任が問われることはない。つまり、責任関係が希薄化するとともに、自分の

利益が代表されていないという不満が積もる。その不満をいなく大衆の一部は、民主主義そのものの攻撃に至り（しばしば「言論の自由」「表現の自由」の旗印のもとに）、また、自ら行動を開始するに至る。在特会は、このような一部の大衆を代表している。読者はお気づきであろうが、このような現象は、ファシズム生成にとっての一条に他ならない。ファシズムは、単なる民主主義の否定ではなく、民主主義が生み出す民主主義の否定である。

さらに、インターネットを利用している点に、在特会の今日性がある。あるネットユーザーは、次のように述べている。「ネットでは双方向のやりとりで正しい意見が残る。新聞やテレビは、初めから結論ありき、だと感じる」（前出『朝日』連載）、と。「大衆社会化」「脱階級化」「脱イデオロギー化」と言う言説、「勝ち組・負け組」という言説が示す状況と、広まる閉塞感・危機感の中で、彼・彼女らは、マスコミからも疎外されている「サイレントピープル」だと感じているのである。無責任性を土台とした「言論の自由」が保障されているネット空間において、情緒的な主張（「日本はなめられている」など）と「他人の不幸は蜜の味」的な俗情によって排外主義を煽ってきたのが、いわゆる「ネット右翼」であった。それは、バラバラの個人が、普段話題にしづらい時局的政治を語り、一種の連帯感を味わう場となった。これに対して、在特会は、自らの暴力的行動を動画配信して同調者を集めている。この全国性と瞬時性に基づき、バラバラの個人が行動に参加することで、実際に「仲間」と出会う

¹『朝日新聞』2010年4月29日～5月3日連載「扇動社会」

²『週刊金曜日』2010年4月30日・5月7日合併号

のである。在特会は、より強いアイデンティティの形成を志向する右翼的無党派層の受け皿になっていると考えられる。

ルナンは、「過去における共有すべき栄光と悔悟の遺産」がナシオンを結び付け、「ナシオンの追憶に関しては、追悼は勝利以上に価値あるもの」と述べている（『ナシオンとは何か？』）。日本のナショナリストにとって、アジア太平洋戦争の敗北こそ、この「価値あるもの」に他ならない。しかし、現在の危機的状況の原因を、「戦後レジーム」に求めた安倍政権は、失敗した。いわゆる戦後民主主義こそ、戦後の主流ナショナリズムの基盤だったからである。戦後民主主義は、一方で一体的「国民」の物質的基礎を形成し、他方で米国との協調を通して大国化することを可能とした。これを揺るがしたのが、小泉政権であった（新自由主義政策による諸階層分断と格差拡大、極端な親米主義によるナショナリストの分裂）。

戦後民主主義は、米国の世界戦略の一環として、一方では天皇制度を温存するとともに、他方では、旧植民地人の切り捨てと琉球弧住民の売り渡しによって成立した。（いわゆる「戦後革命」の圧殺をバネとして）。日本政府は、旧植民地人に対し、追い出し（強制送還のみならず、「帰国事業」への好意的対応などを含む）と「同化」の政策を遂行してきたが、それらを拒否し、現在まで「在日」としての生活を維持してきた人々がいる（それらの人々を差別する法律・法令が施行されてきた）。戦後民主主義が破綻するに伴って、「在日」問題（と沖縄問題）が焦点化するの、いわば必然である。在特会の排外主義的行動は、このような事態に対する一つ

の回答なのだ。

在特会を含む右翼勢力は、民主党政権を「左翼政権」「社会主義政権」と呼んでいる。西村真悟は、自らのブログで、「東アジア共同体」「外国人参政権付与」「夫婦別姓法案」をとりあげ、「これらの論理が向かうところは、我が国の国家と国民と家族の解体であり、これこそ、コミンテルンが共産主義革命のために各国に指令した方針そのもの」とし、「コミンテルン指令を完成させようとする民主党政権」を非難している（この論法を用いるならば、明治天皇が発布した「教育勅語」は「忠孝」を強要した、「忠孝」を説いたのは儒家である、従って明治天皇は中国人の手先だ、ともいえよう。）ナショナリストにとって最悪のシナリオは、「外国人参政権付与法」成立後に、中国人が大挙して日本に移住してくることなのだ（「在日」の知人も、この点を指摘していた）。

「愛国主義者はならず者の最後の避難所」（サミュエル・ジョンソン）だという。今日のナショナリズムは、多様な現われ方をしている（例えば、『坂の上の雲』もその一つ。半沢英一『雲の先の修羅』¹参照）。

しかし、一般的に言えば、ナショナリズム（民族＝国民主義）は、内部に対して均質化を求め、外部を区別するという本質的特徴を持つ。その意味では、他のネイション（あるいは「非国民」も含む）に対する強迫観念を常に伴っている。日本におけるその極端な発現が、関東大震災時の朝鮮人虐殺であった（その構造は、ロシアのポグロムに酷似している）。この時代には、「50円50銭」が示すごとく、言語によって朝鮮人は区別されたことに留意しておく必要がある。しかし、

¹『雲の先の修羅』 半沢英一 東信堂 2009/11

今や大部分の在日朝鮮人は、日本語を生活語としている。

グローバル化が進行する中でのナショナリズムの高揚、これを大澤真幸は、「ナショナリズムの最後・後の波」¹と呼んでいる。いわば、ネイションが意味低化するに従って、エスニシティが発現しているのである（その一つの現われが、移民排斥運動）。在特会の運動も、単なる反動ではなく、世界的傾向の中で位置づけなければならない。

上記したように、ナショナリズムにおける強迫的な差別化衝動は、内的な均質化・平等化という理念（幻想）とメダルの両面の関係にある。ここでは、ネイションがゲマインシャフトとして観念される。身近な例をとろう。オリンピックやワールドカップにおいて、同じ時にまったく知らない者同士が、「ニッポン」と唱和する。そして、彼・彼女らは、同じ時に国内外の日本人が「ニッポン」と声援していることを知っている（あるいは、そう思っている）。その時、個々人は抽象化され、感情の同時共同性（一体感）が生まれる（錯覚なのだが）。この一体感が実体化されれば、一種のゲマインシャフト（擬制）として現象するのである。この構造は、マスメディアの発達なくしては、ありえなかった。とりあえず、「ぶちナショナリズム」（香山リカ）は、「ぐらんナショナリズム」と万里の長城によって区切られているわけではないことを、確認しよう。

個々人の抽象化は、外部に対しても働く（ステレオタイプ化）。この傾向は、グローバル化によって増進する。内的均質化・平等化という幻想の呪縛は、自分たちの生活条件

の悪化が——実は、資本主義とブルジョア政府によってもたらされているのであるが（資本家たちが労働者のために利潤の一部を与える余裕が少なくなり、また、政府が新自由主義的政策を遂行した）——、「外部の者」による受益の篡奪の結果であるかに感じさせる。

ナショナリズムの対極にあるかに装う多文化主義は、諸文化の平等な共存を唱える。しかし、それは、文化的差異を本質的なものとする理解と、諸文化の純粋性の保持を含意しており、レーニンが喝破したごとく、民族的隔壁の強化をもたらす。多文化主義者は、しばしば次のように言う、「マイノリティの民族性を尊重するのなら、我々の民族性も尊重せよ」と（「逆差別」論と似た言説）。多文化主義が想定した諸文化が共存しうる空間は、現実性を持っていないからして、「尊重」の規準は恣意的・主観的なものにしかない。

他方、「多文化主義が過度に平坦で均質な空間を想定したことの実践的な帰結は、セキュリティ水準の上昇への強迫的な要求である〔国家権力による情報管理、市民参加による監視カメラの設置、等〕。……多文化主義的な——理論上の——徹底した寛容は、実践上の徹底した不寛容と——つまり他者の排除と——セットになっているのである。隣人に対して寛容になるために、予め、許容しうる程度に隣人の多様度を圧縮しておくこと、これがセキュリティの強化の意味である」²。

「在日特権を許さない」ということは、「特権」を要求しない「在日」は「許す」という論理になる。しかしながら、上記したよう

1 『ナショナリズムの由来』 大澤真幸 講談社 2007/6

2 『ナショナリズムの由来』 大澤真幸 講談社 2007/6

に、「特権」「許す」は無規準であり、「多様度の圧縮」は極端へと向かう蓋然性を持つ。そして、国家の許容度と大衆の許容度とにズレが生じ、国家が寛容すぎると大衆が感じた時、大衆の一部は自ら「圧縮」の行動に移る。

もちろん、在特会のメンバーが、実際にはどのようなイデオロギーの持主であるかは、別の話である。ただ、民主党政権を「寛容すぎる」と捉えたことは、確かだろう。「なぜ話し合う余地がないかと言ったらね、民主党が政権取っちゃった。この時点で終わっちゃっている」（『週刊金曜日』本年3月12日号掲載の在特会会長桜井誠へのインタビュー）。

戦後民主主義の再編成は、思想的には、「平和」「自由」「平等」「民主主義」の意味転換＝解釈転換が伴っていた（その総体が新自由主義）。詳述はできないが、一方においては、「受動的な『専守防衛戦略』から能動的な『平和創造戦略』へ」（小沢一郎『日本改造計画』）という平和観であり、他方においては、いわゆる「市場原理主義」に照応した「自由」「平等」観（国家の関与の制限、「自己責任」論）である。「民主主義」は、多数決原理に矮小化された。

しかしながら、ナショナリズムの内容を創作するには、幾多の困難がある（だからして、「美しい日本」「たちあがれ日本」などの陳腐な言い方しかできない）。例えば佐伯啓思は、「戦後の徹底したアメリカ化（アメリカ的価値観の受容）を自ら進んで遂行してきた日本において『保守』を唱えることその

ものが大きな矛盾を含んでいる」、「日本の歴史的伝統を踏まえた価値とは何か、という問い……に対してあまりに単純で明快な答えを与えることはできないし、またそうすべきでもない」¹と述べている。

在特会は、ナショナリズムの内容においては、おそらく雑多の集団であろう。従って、「反日」なるものを見境なく攻撃するのであり、かつ一種の機動性を持っている。在特会の思考には、反ユダヤ主義者が「ユダヤ人からの解放」を唱えたのに似た論理構造——「反日」的なるものへの脅迫観念がある。在特会は、戦後民主主義において温存・再生産されたわが抑圧民族同胞＝日本人の差別意識に依拠し、「在日」の自由の拡大が日本民族の不自由の拡大であるかに、ねたみを煽っている。彼・彼女らの願望の意味するところは、一面では、戦後民主主義における日本民族の「特権」の護持・絶対化に他ならない（どんなに戦後民主主義を攻撃していても）。そうであれば、日本人労働者は、戦後民主主義の余韻から脱却しなければ、在特会と闘いえないのである。²

〈4〉レーニン『民族自決権について』——ローザ批判

レーニンの『民族自決権について』は、正面切ったローザ批判である。まず、時間を遡って、ローザの動向を見ておく。1903年、ローザは、『イスクラ』によって発行される予定のロシア語のパンフレットを準備していた。ロシア全体党第2回大会開催を見すえて、「ロシア社会民主党の読者に、ポーラン

¹ 「『保守』が『戦後』を超克するすべはあるのか」 佐伯啓思 『正論』2010年6月号

² 脱稿後に一読したので内容には触れられないが、『インパクション』2010年最新号は、「現代排外主義批判」を特集している。目を通しておいて損はない。

ドとロシアの社会主義運動の歴史のごく初期からの革命的な同盟の歴史を紹介し、さらにこのような同盟と協力が行なわれてきた思想的基盤を歴史的な発展のなかで示すはずであった。……しかしながら、『イスクラ』の編集局も『ザリヤー』の編集局もローザ・ルクセンブルクのパンフレット原稿を受けとらなかった。なぜなら原稿は完成にいたらなかったからである。おそらくその原因は、その数週間後に――ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の側の事情から――ポーランド社会民主党と全ロシアの党との統一問題自体がご破算になったためであろう¹。

1905年革命期にワルシャワに潜入したローザは、未完の原稿をベルリンから取り寄せた。「おそらく彼女はパンフレット原稿を完成させて、1906年4月にストックホルムで開催されたSDPRR〔ロシア社会民主労働党〕第4回（統一）大会のために発行するつもりであったのであろう」（同上）。しかし、本章33頁右段に記したように、ローザはパクられ、未完の手稿は官憲に押収された²。

1905年、ローザは、『ポーランド問題と社会主義運動。R・ルクセンブルク、K・カウツキー、F・メーリング、パルヴスその他の人々によるポーランド問題論説集』を刊行した（諸論文をポーランド語に訳して編纂したもので、レーニンの『我々の綱領における民族問題』も収録されている）。ローザは、この論説集に長大な「序文」を付けている³。

「序文」は、ポーランド社会党（PPS）のポーランド独立論をめぐる論争の総括であり、ローザ＝ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の立場を再確認するものであった（本章12～16頁参照）。

他方、「ルクセンブルクは、1904年末から党の綱領作成にとりかかることになった。そのため、綱領の草案『われわれは何を望むか』と題する論文を、党の機関誌『労働者評論』……第5～6号（1904～05年）に二回に分けて執筆した。基本線では、第2回党大会の決議とあまり変化はなく、諸民族の同権にもとづくポーランドの自治を要求し、具体的に全ロシア議会のもとでの自治的なポーランド議会（セイム）の設立を目指すとしている。……1905年11月の国内組織の会議で、この草案は採択された」。「1906年、彼女は、1904～05年の草案に自治に関する部分を加筆して、小冊子『われわれは何を望むか――ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）綱領へのコンメンタール』としてまとめた。全体の内容に変化はないが、ここでは、リトアニアの自治をはっきりと否定し、ポーランドだけの自治を強調している。そして、同年9月、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の第5回大会は、この綱領の線でこれまで承認していたリトアニアに対する自治を否定した。なぜ、ポーランドだけの自治なのか、民族同権とリトアニアに対する自治否定の論理とをどのように説明するのか、そもそも、ポーランドの自治とは何か。ルクセンブルクは、この時から、この

¹ ティフ『中京法学』第12巻第2号所収論文

² 「ポーランドとロシアの社会主義の相互関係」と題するローザの手稿は『中京法学』第12巻第2号および第13巻第1号に訳載

³ 『中京法学』第13巻第2号に訳載

問題の解明に乗り出すことになった」¹。

ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) 綱領および小冊子『コンメンター』は未邦訳。「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) [第5回] 党大会で承認された『ポーランド王国・リトヴァ社会民主党 (SDKPiL) 綱領摘要』にも、『ロシア帝国内のあらゆる民族の同権と自由な文化的発展、民族学校・民族語の使用の保障』と並んで、『ポーランドの自治』が明記されていた。……『……コメント [コンメンター]』は、……次のように主張した。『ツァー支配の打倒と政治的自由の獲得は、ポーランドのプロレタリアートにとってもロシアのプロレタリアートにとっても同様に第一の必要である。従って、政治闘争では、ポーランドの労働者はロシアの労働者と共に統一体を、同一の政治的綱領を持った政治的階級を構成する』。……しかしそれによって民族的差異・差別が解消すると考えていたのではなかった。『綱領へのコメント』はさらに続けて次のように述べている。『ポーランド民衆は、ロシア帝国において異民族の政府の下にある限り確かに異質な状態にある。しかしポーランドのプロレタリアートは、たとえ自己の民族政府を持ったとしても、引き続き搾取され抑圧される階級であり続ける。ちょうどロシアのプロレタリアートが彼らのロシア政府から引き続き搾取され抑圧されるように』²。

ヨギヘスへの手紙を見ると、「ポーランドの自治」については、迷っていたようだ。1905年10月26日付の手紙の「追伸」では、「万人のために何を具体的に要求する

か？」の一項目として、「ポーランドとリトアニアの国家的自治」があげられている。

ローザの『民族問題と自治』は、1908～1909年に発表された。この時期、ローザとレーニン＝ボリシェビキは蜜月状態にあった（本章33頁右段第2パラグラフ）。論文発表は、ポーランド語機関誌『社会民主主義評論』への連載の形をとっている。「第一章 諸国民の自決権」——第6号（1908年8月）。「第二章 国民国家とプロレタリアート」——第7号（同年9月）。「第三章 連邦制、中央集権、地方分立主義」——第8・9合併号（同年10・11月）。「第四章 中央集権制と自治」——第10号（同年12月）。

【注 訳者である加藤一夫は、次のように書いている。「わが国では、ルクセンブルクが使用しているポーランド語のナルト……に定訳がなく、民族、国民、国家、人民などの訳語がそのつどあてられ翻訳に際し慎重な考慮が必要となる。またナロドヴォシチ……についても同様の難しさがある。……本書では、ナルトを国家を構成する人間集団としての国民に、ナロドヴォシチと [ママ] 文化的属性を共有した人間集団としての民族（時として民族性）という用語をあて、これまでふつうに使用されてきた前者を民族（時には国民）、後者を民族集団ないし民族体（時には民族性）という用語を使用しなかった」（訳者解説）。これは少数意見で、多くの論者はナルトを文脈によって「国民」「民族」と訳

1 『アポリアとしての民族問題』 加藤一夫

2 「民族問題は人類のアポリアか？」 伊藤成彦 『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部 2001/10 所収

し分けている。】

ここで間が開く。「ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の第6回大会が1908年12月にプラハで開かれ、運動方針として、ツァーリ権力の打倒、ロシア民主共和国における国内自治、そして、それを実現するためのプロレタリアート独裁が決議された」¹——革命の性格規定に疑問があるが、検証できず。そして、「第五章 民族と自治」——第12号（1909年6月）。「第六章 ポーランド王国の自治」——第14・15合併号（同年9月）。²

1909年に入ってからヨギヘスへの手紙を見ると、ローザはポーランドの「自治」に悪戦苦闘している。また1909年にローザは、SPDのベルリン中央党学校における講義をまとめた『国民経済学入門』³を仕上げる作業に着手していた（作業は1918年まで続けられたが、結局未完）。

『民族問題と自治』の内容を紹介しておこう。第1章においては、「[ロシア党綱領]第9条は、個々の民族のプロレタリアートの利益と一致した民族問題の解決をもたらすような、一般的ではあるが具体的な公式によって置きかえられねばならない」ことが述べられている。その理由を、ローザの叙述に従って見ると、以下ようになる（「第一」「第二」……は、テキストのセクション・ナンバーに対応している）。

第一に、「『諸国民の自決権』とは、……あらゆる国でいつの時代にもあったブルジョア民族主義の陳腐なスローガン、『諸国民の自由と独立の権利』を言い換えたものでしかない。……われわれは、その原則を今日のどの社会主義政党の綱領のなかにも特に見出すということはない」。ブリュン綱領、第二インター・ロンドン大会決議を検討した上で、ローザは次のように言う。「『諸国民の自決権』という公式……は、プロレタリアートの日々の政策に何らの実践的指針を与えていないし、民族問題についても何ら実際的な解決法を与えていない。……『諸国民の自決権』という公式は、……民族問題における政治的かつ綱領的な指針ではなく、ある種の問題の回避でしかない」。

第二に、「あらゆる国、あらゆる時に一律に適用できるような『諸国民の権利』などというものは、『人権』とか『市民権』といった類いの形而上学的な空文句以外の何ものでもない。……マルクス主義は、それ[『民主主義』『市民的自由』『平等』など]をもっぱらある特定の歴史的諸関係の表現として、その物質的内容においても、したがってまた、その政治的価値においても、それ自体唯一『永遠の』真理である、絶えざる変化にさらされているカテゴリーとして検証し、取り扱う。「民族問題は、それぞれの国で、時とともにその性格を変えるので、その評価

¹『アポリアとしての民族問題』 加藤一夫

² この連載号数は、加藤一夫および伊藤成彦に依拠したものであった。ところが、邦訳本の凡例にある底本を見ると、第一章が第6号、第二章と第三章が第7号、第四章が第8・9合併号、第五章が第10号、第六章(1)が第12号、第六章(2)が第14・15合併号のように読める（頁数の分量もあてはまる）。これは、『民族問題ノート』に収録されているレーニンの評注の号数と一致する。一体どういうことなのか?!

³邦題『経済学入門』岩波文庫復刻版 一穂社 2005/2

もそれに応じて変化しなければならない」。

第三に、「社会民主党は、要求を出す際には完全に歴史的基盤に立ち、したがって、歴史的な可能性を考慮している」。「8時間労働日を法律によって一般的に導入する要求はブルジョア社会では実現の見込みがない、……にもかかわらず、誰も8時間労働日の要求をユートピアだとあえて呼ぼうとはしない。なぜなら、この要求は、まさにこのブルジョア社会そのものの進歩的な発展に完全に合致しているからである。これに対し、あらゆる人種集団や、あれこれの仕方で規定される『諸民族』に、実際的な『自決』の可能性をもたらそうとするのは、まさしく今日の社会の歴史的な発展の経過からみてユートピアである。近代国家……が、すべて例外なく、政治的にも人種的にも変転を繰り返した、あの長い歴史の帰結であり、民族という点から見ると極度に混じり合ったものだという真相が見てとれる。このような変転の歴史的な記録として残っているのが、あのおびたしい

[ママ。『広辞苑』によると、<近世初期頃までオビタタシと清音>] 人種的遺物であり、それらは今日のどの国家においても歴史的発展があらゆる民族を踏みつぶしながら進んでいることを実証している」。

「カウツキーは——われわれの知るかぎり、最近の社会主義文献 [『ナツィオナリテートとインテルナツィオナリテート』] の中で初めて——社会主義体制の下で民族的差異が全般に除去され、文明化した人類はひとつの民族に融合されるだろうという歴史的傾向をはっきりと定式化したのである。確かに、カウツキーも気づいているように、現時点の資本主義発展は、同時に、表面的にはこれと矛盾する現象をも引き起こしている。すなわ

ち、それは国民意識の覚醒と強化、また『近代の諸関係に最もよく適合し、その任務を最も容易に果すことができる』国家形態である国民国家の要求という現象である。しかし、この『最良の』国民国家というのは、理論的に展開したり擁護したりすることは簡単だが、現実にはそぐわない単なる抽象物ではない。……国際的文化が統合する方向に成長するところに見られるこの矛盾は、カウツキーが追求しているのとは別の側面、すなわち『国民国家』という理想に進む傾向のなかにではなく、むしろマルクスが示した諸国民の間の残忍な闘いのなかに、また——文明の広大な領域と重なりあって、またそれに逆らって——資本主義大国家を創出しようとする傾向のなかに存在するのである。近代の特徴を鮮明に表わし、資本主義発展とともにますます優勢となっている大国的発展は、すでに最初から、あらゆる弱小民族を政治的弱者にするよう運命づけている」。

「すべての『国民』に自決の可能性を保証しようとする考えは、……巨大な資本主義的発展から中世的な小国家へ、しかも、はるか15、16世紀以前の昔にもどることを望むに等しいものである。このような思いつきを他の側面からもユートピアであると断定する近代的発展のもうひとつの基本的な特徴は、資本主義的帝国主義である。……資本主義的搾取の要請に『最もうまく合致している』のは、カウツキーが主張しているような『国民国家』ではなく、征服国家なのである」。ローザは、英、仏、独、蘭、ベルギー、デンマーク、西、葡、米が領有する植民地人口の表を付している。

「これらの国 [ブラジル、アルゼンチンなど] は、とりわけ、自由に黒人を売買し、彼

らをプランテーションで搾取し、それに近隣のより弱体な植民地をすべて併合するという目的で、ヨーロッパの諸国から独立を獲得したのである。……だから、一見例外でしかないように見えるものでも、より注意深く分析してみると、結局は、近代の資本主義発展は、すべての民族の実際の独立とは決して一致することができないという結論を確認することになる。……現存の制度のもとで、この『権利』 [『諸国民の自決権』] の実現を望むことは、社会民主党がその存在の基盤にしている資本主義的発展の傾向に、まさに真向から対立するユートピアだということである。なぜなら、現存のあらゆる国家をすべて民族単位に分割し、それらを大小の国民国家の形に裁断することは、まったく見込みのない、歴史的に見て反動的な企てだからである」。

第四に、「『諸国民の権利』という公式は、……近代社会主義の基本的理論——階級社会の理論——を完全に無視している……。

『諸国民の自決権』について語る時、われわれは、『国民』という概念を、ひとつの全体として、統一的な社会的・政治的な単位として使用している。だが、『国民』についてのそのような概念は、まさにブルジョア・イデオロギーの範疇のひとつであって、……階級社会には、社会的・政治的に統一的な全体としての『国民』などは存在せず、反対に、おのおのの国民の中に、敵対的な利害と『諸権利』とを持った諸階級が存在している」。

「われわれは、近代社会の歴史の中に、『国民』運動とか、『国民的利益』のための闘争を見るが、通常それらは、ある程度まで他の階層の人々の利益を代表しえたブルジョアジーの支配層の階級運動であり、しかも、

それは、彼らが『国民的利益』という形で、歴史的発展の進歩的な形態を擁護する限りにおいて、また、労働する階級がまだ、このブルジョアジーによって指導されている『国民』大衆から、自立的な意識をもつ政治的な階級へと分離していない限りにおいてなされたことである。……社会発展の当時の段階にあっては、ブルジョアジーの革命の問題が、同時に、封建制の支配に対して、いまだブルジョアジーと共に政治的に一体化した大衆をなしていたあらゆる階層の人々の問題でもあった……。すでに、このような事情からして、『諸国民の権利』を用いて行動することが、民族問題で社会主義政党が立場を決める際の確実な物差しとはなりえないのは明らかである。……民族問題は、社会民主党にとっては、他のすべての社会的・政治的な問題と同様に、とりわけ階級利害の問題なのである」。

「『諸国民の自決権』は、『労働の権利』というものがむなしく響かなくなるような社会体制において初めて、空虚であることをやめるであろう。……社会主義体制は、——諸国民が、この体制の中で、一般に別個の独自の社会的有機体を構成する程度に応じて、あるいはカウツキーが指摘するように、ひとつの有機体へと融合する程度に応じて——統一した意思としての『国民』を実現し、そしてその国民の自由な自決の物質的な諸条件を実現する」。

「『諸国民の自決権』と、言論、出版、結社、集会の自由の権利といったあらゆる民主主義的要求との間に類似性があるなどというのは、すでにまったくの誤りである。……結社、集会、言論、出版などの権利とは、ブルジョア社会の、法的に形造られた成熟した

存在形態である。これに対して、『諸国民の自決権』は、ブルジョア社会においてはまったく実現不可能なものであって、社会主義体制という基盤の上でのみ実現可能な理念を形而上学的に定式化したものにすぎない。

「社会民主党は、諸国民の自決〔独訳版をもとにした丸山敬一訳では『自決権』〕を実現するためではなく、もっぱら勤労者階級、すなわち搾取され抑圧されている階級であるプロレタリアートの自決権〔丸山訳も同じ。よもや誤訳ではなかるうな！〕を実現するために生まれてきたのである」。

「『国民』が自決の『権利』をもつべきだとしてみよう。だが、『国民』とはいったい誰なのか。誰が『国民』とその意思を代弁できるのか。誰がそのような『権利』をもっているのか。実際に『国民』が何を欲しているのかをどのようにして知ることができるのか。……社会民主党は、国民の多数者の意思を、その要求、政策、綱領のなかへ反映させるというやり方ではなく、反対に、決して国民全体ではなく、もっぱらプロレタリアート階級〔ママ〕の自覚的意思の代弁者となることによって、多数者になるうとしているのである。今日、ドイツ国民は、その大多数が保守主義者、聖職者、自由主義思想家を選出し、自らの政治的な運命を彼らの手に委ねるというやり方で『自決している』と言える」。

第五に、「諸国民の自決権」という公式の現実への適用は、「政治的二元主義」をもたらす。つまり、「ロシア社会民主労働党はポーランド問題の解決をポーランド『国民』に委ねるが、ポーランドの社会主義者はそうしてはならず、全力をあげてプロレタリアートの利益と意思にもとづいてこの問題を解決

するよう努力しなければならない」という「奇妙な結論が引き出される」。「理念の上からも、また現実的にも共通で統一しているロシア全体の社会民主党は、二つの異なった立場に立つことになる。すなわち、全体としては『諸国民』の立場に立ち、その構成部分では個々の国民のプロレタリアートの立場に立つことになる」。

第2章では、まず、カウツキー言う所の「『近代的な国民理念の根源』をなす三つの要因」——「自らの商品生産のために国内の販売市場を確保しようとするブルジョアジーの願望」「政治的自由と民主主義への願望」「国民文学と国民教育の一般人民層への普及」——について検討している。「ここでは、ある特定の民族誌学的・文化的な集団としての民族が問題となっているのではない。……民族的独自性は、すでにこの〔ブルジョア的な〕段階以前に、何世紀にもわたってずっと存在していた。だがここでは、……いわゆる国民国家形成の衝動の一現象としての国民運動が問題なのであるから、この運動がブルジョア時代と結びついていることに関しては、疑問の余地はない」。

「しかし、カウツキーの定式を……近代の国民運動の物質的基盤とは、……『自国の』商品販売市場に対する産業ブルジョアジーの欲望に他ならないという意味でとらえるならば、それは誤りであろう。一言でいえば、資本主義は、その然るべき発展のためには販売市場ばかりでなく、近代資本主義国家の装置のすべてを必要としている。……ブルジョアジーの階級利害に合致した国民的欲求の特殊な形態とは、国家的独立である……。国民国家は、同時に、ブルジョアジーが……自民族の防禦と結束から、他の諸民族に対す

る征服と支配の政策へと転換する必然的な歴史的形態なのである。……今日の『国民』国家は、例外なくすべてこれに当てはまる」。

「ブルジョアジーの歴史的・階級的な使命、課題とは、近代的な『国民』国家の創出であり、これに対し、プロレタリアートの歴史的な任務は、社会主義制度を導入するために、プロレタリアート自らが意識ある階級として生を享けた資本主義の政治形態であるこの国家を廃絶することである」。

「カウツキーが挙げたあの『近代的な国民理念の三つの根源』のうち、階級としてのプロレタリアートにとって原則的に重要なのは、次の二つ、つまり、民主主義の諸制度と普通教育だけである。労働者階級にとって、その政治的、精神的な成熟のための条件として必要なのは、母語の権利と民族文化……の自由で無拘束な発展であり、正常な、民族的抑圧によっても歪められない普通教育……である」。

「近代国家の内容と本質を成しているのは、『民族』の自由でも独立でもなく、単にブルジョアジーの階級支配、関税政策、間接税、軍国主義、戦争、征服にすぎない」。

「『国民国家』は、今日では、非民族的な征服国家と同じく、ブルジョアジーの階級支配の道具であり、その形態なのである。そして、そのようなものとして『国民国家』は、まさに征服、戦争、抑圧に向かう傾向、つまり『非民族的なもの』のなる傾向を持っている」。

「民族問題は、ブルジョア階級にとっては、事の性質上、政治的独立という形態、すなわち国民国家の形態をとるようになる。……そしてそれだけに、民族問題の文化的な側面と民主主義的な側面が、したがってま

た、国民生活のこれらの側面の自由な発展を保障するような政治形態が、労働者階級の利害と原則的に一致することになる。……諸民族の市民的同権と民族的・文化的発展を保障する政治制度、これこそ、一般的な形をとったプロレタリアートの自然の階級綱領であり、それは、ブルジョア民族主義とは異なり、プロレタリアートの階級的立場から生ずるものである」。

続く§2では、かつてのローザの著書——『ポーランドの産業的発展』『ポーランド問題と社会主義運動』——を参照せよと述べながら、ドイツやイタリアとは異なり、「ポーランドでは、国民理念とブルジョア的発展の間に対抗関係が生じ、それが国民理念にユートピア的性格ばかりでなく、反動的な性格をも与えた」ことが主張されている。

第3章と第4章は、第1章、第2章と第5章、第6章とをつなぐ位置にある。はしょって紹介すると、「社会生活のあらゆる分野で、出来るだけ強力に中央集権化するというのが、資本主義の顕著な方向となっている。資本主義が進展すればするほど、中央集権化は、それだけ強くあらゆる障壁を突き破り、それぞれの大国の内部のみならず、国際立法によって資本主義世界全体にも一連の画一的な諸制度をもたらしている。……資本主義発展のこの中央集権化傾向は、未来の社会主義体制の主な基礎の一つである。……プロレタリアートが近代の階級闘争を遂行し、勝利するのに適した政治的枠組が大資本主義国家である。……資本主義発展の正嫡子である近代社会主義運動も、……顕著な中央集権化傾向を内包している。したがって、社会民主党は、どこの国でも、地方分立主義にも連邦主義にも断固反対するのである」、——これが

第3章。「ノルウェーのスウェーデンからの分離」に関する主張は、レーニンによる批判の際に見ることにする。

第4章は、「資本主義の全般的な中央集権化傾向にもとづき、それと同時に、ブルジョア社会の客観的発展そのものとその要請から、ブルジョア国家の中に地方自治が生まれてくる」と始まっている。どういうことか？

「ブルジョア経済は、国家の全域にわたって」「画一性」および「精密性や効率性をも必要とする。こうして、近代国家の中央集権主義は、必然的に官僚制と結びつく」。しかし、「ブルジョア経済は、それが公的機能によって運営される際には、もともと融通のきかない紋切り型の中央集権的官僚主義ではどうにもならないような繊細さと適応力を必要としている。すでに、ここから、近代国家の中央集権主義の矯正として、住民代表に委ねられる立法と並んで、地域自治が、自然の傾向として、中央集権主義と共にブルジョア社会に生まれてくる。……ところで、……この官僚制に関連した欠陥よりも重大なのが次のような別の事情である。資本主義経済は、……早急に満たす必要のある、まったく新たな一連の社会的要請を生み出した」。福祉、保健、普通教育、交通手段、安全保障。「国家の中央政府は、……一方では、問題が地域的であると同時に国家の全域にも関わるものであるから、前述の要請をすべて満たすことなど決して出来ない。また他方では、これらを実行する経費を、最初から当該の地域住民に負担させようとする傾向をはっきりと示している」。「資本主義は、……出来るだけ大きな国家領域を、またある程度世界全体をも均質化し、一個の経済的、社会的有機体に結びつける。だが同時に、資本主義は、このブ

ルジョア経済を完全なものにし、社会化する過程を進めるために、また、それに役立つように、国家領域を分化させ、新たな中心、様々な社会的有機体、例えば、地方とは区別される大都市などを創り出す。……この国家領域の分化と、新しい社会的中心地の形成とが、新たな社会的要請から生み出される近代的な地域自治の枠組を用意した。……近代的自治はすべて、決して国家中央集権主義の廃止ではなく、それへの補足にすぎない」。ここでの「自治」は、アウトノミヤではなくサモジョントらしい（セルフガヴァメントの意味だろうか？）。

§2では、フランス、イギリス、ドイツとオーストリア、そしてロシアの自治の歴史が検討され、「ロシア絶対主義の一世紀もの蛮行の末、今まさしくポーランド王国は、フランスで大革命が、いかなる歴史的遺物にもとらわれることなく、徹底的で民主的な自治改革を行なうための基礎として作り出した、あの白紙状態（タブララーサ）との、ある類似性を示している」と締めくくられる。

§3は、カウツキーの論文「パルティクラリズムと社会民主主義」の引用から始まり、彼の「基本思想」——「近代の国家中央集権主義を行政のそれと立法のそれに分けること、そして前者を否定し、後者を無条件に承認すること」——を批判する形で、論が進められている。「強力な中央政府とは、……絶対主義時代にだけでなく、その最高段階である全盛と衰退の時期のブルジョア社会そのものにも特有の制度である。……それゆえ、近代的自治は、それが最も広汎に適用された場合でさえ、国家の对外政策に関わるすべての権力装置のなかに、すでに、厳然たる一定の制限を見出している。他方、自治は、それ

自体、立法の中央集権化に対する制限となっている。……一定の立法の権能なしには、いかなる自治もありえないからである。一定の範囲で住民を拘束する法律を独自に発布する権限、それだけでなく、中央の立法機関によって発布された法律の施行の監視が、近代的で民主的な意味での自治のまさに精神と核を成し、また、州や県の議会、都市や農村の議会の基本的な機能となっている」。

「ブルジョア反動の理論は、地域自治とは本来、自治体、郡、州の持つ、自らの財産管理を任務とする財政単位としての性格にもとづき、国家行政を地方化することにほかならないのだと主張する。これに対し、社会民主党は、自治体、郡、州が、その地方領域で、財産問題のみならず、一連の社会問題をも解決することを任務とする社会体なのだとする見解を擁護する」。

「地方自治という一般的な項目に民族自治をそっくり組み込んでしまうカウツキーの定式は、……社会民主党をして、民族的な地方議会を、……完全に否認する方向に進ませるに違いないように思われる。……だが、あらゆる資本主義国で、近代的な地域自治が生長してくるとまさに同じ土台から、特定の諸条件のもとで、内部立法を伴う民族自治〔アウトノミヤ〕が生長してくる」。

「特定の諸条件」とは何か？——これが第5章のテーマに他ならない。冒頭でローザは次のように言う。「資本主義は、社会的存在やその形態を、物質的基盤から頂点の精神的な思考形態に至るまで作り変える。資本主義は一連のまったく新たな経済現象を生み出す。……そして同時に、これと関連してまったく新たな精神文化も生み出す」。そして、次のように続ける。

「資本主義は、この精神文化を、空中や理論上の抽象空間で創るのではなく、一定の領域、一定の社会環境、一定の言語のなかで、一定の伝統にもとづいて、つまり一言でいうと、一定の民族的形態の中で創り出すのである。したがって、資本主義は、この精神文化によって、一定の領域や住民を文化的・民族的にまとめ上げ、精神的利害を特に緊密にその中へ凝集かつ結合させるのである。……資本主義が生み出した精神文化は、……ある程度独自の存在と固有の発展を伴う民族文化となる。どのブルジョア国でも近代文化の基礎は共通で、国際的であり、当然、ますます大きな国際的文化共同体が現代の発展傾向となっている。しかし、この高度にコスモポリタンなブルジョア文化の背景では、フランスの近代文化がイギリスのそれと、ドイツの近代文化がオランダのそれと、ポーランドの近代文化がロシアのそれとはっきり区別されており、それぞれ独自の型式を持っている」。

「資本主義は、ポーランドの国民的独立をつぶしてしまっただが、同時に近代的なポーランド民族文化を創り上げた。……経済的・社会的紐帯でポーランドをロシアに結びつけている資本主義の発展は、ロシア絶対主義を下から掘り崩し、絶対主義の打倒を使命とする階級であるロシアとポーランドのプロレタリアートを集結し、革命化し、そうして、ツァーリ帝国での政治的自由の獲得を不可欠のものにし、そのための方法を準備した。だが同時に、資本主義は、帝国の民主化を目指す全般的傾向にもとづき、またそれを背景として、ポーランド王国の経済的・社会的かつ文化的・民族的生活を、より緊密な利害結合の中に区分し、こうして、ポーランドの国内

自治を実現するための客観的な条件を準備したのである。……近代国家の内部に、民族的に独自の地域が存在し、なおかつそれが一定の経済的・社会的な独自性を持った領域を成しているところでは、同じブルジョア経済の要請から、最高段階の自治である国内自治が不可欠なものとなる。この段階では、民族的・文化的独自性という新しい要因が作用することにより、地域自治は、まったく特定の諸条件のある所にのみ適用されうる特別の型式を持つ民主的な機構に改変される」。

「国内自治は、……ポーランドのブルジョア支配の最も成熟した政治形態なのである。まさにこういう理由から、自治は、ポーランドのプロレタリア階級にとっても欠くことの出来ない要求となる」。ブルジョア支配の成熟度に比例して、プロレタリアートの階級闘争は発展するからである。「国内自治は、絶対主義の打倒と帝国全体での政治的自由の実現という、ポーランドのプロレタリアートの一般的な政治綱領とまったく同じ道筋を通過して生まれてくる」。

「伝統的に農民的な仕方で保存される民族文化は、現代の政治・社会生活で積極的な役割を果す力はない。……民族の『前哨』としての農民部分は、常にそして最初から、すでに社会的野蛮の文化、政治的反動の基盤であって、歴史の発展によって死滅を運命づけられている」。

「ある特定の民族的地域の自治という意味での近代的な国内自治は、その民族が、それ自身のブルジョア的発展、それ自身の都市生活、インテリゲンチヤ、文芸・学術生活を有している所でのみ可能なのである。これらすべての条件を兼ね備えているのがポーランド王国である」。続いてローザは、「ユダヤ

民族」、「リトアニア人」、「白ロシア人」、「カフカス諸民族」を検討した上で、次のように述べている。

「ある民族の他の残りの民族に対する支配などなく、あらゆる民族に文化的に生きる自由を保障する民主的な精神、また、カフカスの人種的境界など斟酌しない近代的発展の真の社会的な要請の精神にのっとったカフカスの民族問題の唯一の解決法とは、リトアニアの場合と同様、広汎な地方自治の適用、すなわち、特定の民族の性格を持たない、いかなる民族にも特権を与えない、農村、都市、郡、県の自治を適用することである。このような自治のみが、種々の民族が結集して、その地域の経済的・社会的利害を共同で解決することを可能にし、また他方、各郡、各自治体で、諸民族間の多様な関係を自然な仕方で考量することを可能にするのである」。

第6章は最も分量が多いのであるが、筆者にとっては最も刺激が乏しかった。「民族自治は、唯一の、そしてすべての民族集団に適用される政治形態でもないし、また社会主義者であれば、どんな条件のもとでも目指すであろう純粋に自由な理想でもない」とローザは書き始める。民族自治が適用できない場合は、「市民的同権と特別の全国的な言語の権利とを広汎な地域自治に結合することが、……唯一の解決策なのである」。

これに対し、「わが国の社会的・文化的かつ歴史的な諸条件は、ポーランド王国の国内自治を不可欠なものにしている。それは、アジア的専制の廃止と、資本主義経済とブルジョア的発展の要請に合致した政治生活の進歩的な形態の創出を目指すロシア帝国の全般的な政治的変革の不可避の結果として不可欠なものとなっている。まさにこのような点か

ら、自治は、ポーランドの革命的プロレタリアートの綱領的な要求となる。「ポーランド王国の自治は、革命が最終的に勝利し、絶対主義的な秩序の全体が倒壊した時にのみ実現可能となるばかりでなく、それとの関連でのみ、自ら国内で社会的発展と進歩の道具となることができる」。

続いてローザは、「国内自治と国家の中央諸機関との間の権限範囲区分」の問題の検討に移る。「中央立法の領域には、……何よりもまず国家の政治的憲法〔共和主義的・民主主義的体制〕そのものの内容と原則を構成するあらゆる問題が属さねばならない……。次に、……資本主義経済と今日の階級国家の生きた基盤を成している経済的・政治的な諸問題〔関税・通商政策、近代的な交通・通信手段、軍制、税制、民法と刑事・訴訟法、公教育の一般的な基礎〕が中央立法のもとに置かれねばならない。「全般的な資本主義発展のこれらの領域に続いて、プロレタリアートの階級利害に直接関わる立法〔労働者の保護立法の総体、および団結、結社、集会、出版の問題に関する立法〕の領域が問題になる」。それぞれについて詳細に述べられているが、省略。

他方、「国内自治の日常の自然の領域を成す分野」については、「公教育の創出、発達、育成」、農業・林業・鉱業、「国内の工業と商業の規則正しい助成」、水陸交通、公共衛生をあげている（これも省略）。これらにより、「自治立法や自治行政の然るべき活動領域として、本来の文化、つまり経済的、社会的、精神的な文化の広汎で多様な分野が出そろおう」。かくして、ローザの結語は、以下のようなものであった。

「この文化は、その本質からして、どこで

も最も地域的かつ民族的な性格を有し、全住民の日常的な利害に最も直接的に関わっている。この物質的かつ精神的な文化の広汎な利害を、できる限り、革命的な社会発展の立場で、また労働者人民大衆の立場で処理することが、わが国の自治機構の本来の任務であり、ポーランド王国の労働者階級は、それと連帯した帝国全体のプロレタリアートの階級政党とともに、意識的にこれを掲げねばならない」。

以上、コメントを入れずに、『民族問題と自治』を紹介してきた。ローザの民族理論は、もっぱら、レーニンによる批判を介してしか知られていないからである（『民族問題と自治』が他言語に翻訳されたのは、比較的最近ことである）。とりあえず、次のことは確認しておかなければならない。ローザの民族問題に関する見解は、基本的に変化していないことである（例えば、本章11頁右段末参照。これに比して、レーニンの見解には発展がある）。SDKPは、ポーランド独立を要求するポーランド社会党（PPS）を批判して結成されたし、ローザのポーランド独立拒否（ネイション・ステイト否定）の立場と理論は一貫しており（本章9～16頁、28頁参照）、『ロシア革命論』にまで継続されている。それは、ロシア人プロレタリアートへの信頼に裏打ちされていた。しばしば忘れられていることであるが、SDKPは当初から、未だ結成されていないロシア党への加盟を謳っていたのである。さらに、『経済学入門』から『資本蓄積論』に至るまで、ローザの理論の出発点は民族理論にあったといっても過言ではない。

他方、民族性の擁護やポーランドの自治についても、ローザはかなり早くから主張し

ていた。『民族問題と自治』は、ポーランド独立拒否論とポーランド（のみの）自治論とを理論的に結合させる試みであった（つまり、結論が初めにあったということである）。「ローザ・ルクセンブルクはここで、ツァーリズム支配の打倒を共に目指す同志として、ポーランドの党（ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL））の立場・考え方をレーニン・ボリシェビキに説明するために、『民族問題と自治』の執筆を構想し、まずその冒頭でレーニン・ボリシェビキが固執する『諸民族の自治権』という主張の誤りの指摘を行ったものと考えられる」¹。だとするならば、ロシア語に翻訳してしかるべきだったのではなからうか（ローザは、自分のロシア語に自信がなかったらしいが）。

言うまでもなく、『民族問題と自治』は、直接的にはポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）のメンバーに向けたものであった。そして、その目的は達したといえよう。「例えばジェルジンスキーはソヴェト・ロシアにおいて要職につき、ロシアの同志と密接に協力していたにもかかわらず、1924年まで、民族自決権問題におけるルクセンブルクの立場が誤謬であることを認めなかった」²。

ところで、レーニンはいつ『民族問題と自治』を読んだのであろうか？ また、何語でそれを読んだのであろうか（クループスカヤの『思い出』によれば、レーニンはポーランド語に精通していなかった）？ 「ソ連邦CP・中央委員会附属マルクスレーニン主義研

究所編『ウラジーミル・イリイチ・レーニン年譜』第3巻（モスクワ、1972年）の記述によると、1913年10月末（旧暦）よりも遅くない時期に、レーニンは1908～09年刊の『プシェグロント [評論]』誌を読み、ルクセンブルク論文に傍線などの記号をつけ、『ローザ・ルクセンブルク（自決について）』という見出しで抜き書き [評注] をつくった、とされている」（『民族問題ノート』訳者解説）。

では、なぜ発表後4年もたってから、レーニンは批判をしたのか？ 何よりも、8月ブロックによる党綱領歪曲がきっかけとなったことは間違いない。そのほかに、レーニンとローザの関係には、次のような背景があった。まず、既述したように、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の分裂に際して、レーニンが介入し、分離派を支持したことである（本章154頁左段末）。もう一つ、第二インター事務局は一貫してロシア党の統一工作を進めてきたが、党国会議員団の分裂（1913年秋）を契機に、ローザがカウツキーを巻き込んで調停工作を始めたことである。レーニンと第二インター事務局との関係史は面白いのであるが、割愛。³を参照。

管見の限り誰も指摘していないのであるが、『民族自決権について』（以下、『自決権』と略す）の目的は、民族自決権についてのボリシェビキ内の見解を統一することにもあったと思われる。この点について、決して統一されていたわけではなかった。例えば、先に引用したスターリンの理解も、レーニンとは差がある。ついでに述べておけば、本

¹ 「民族問題は人類のアポリアか？」 伊藤成彦 『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部 2001/10 所収

² 「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念」 伊東孝之 『スラヴ研究』18号所収

³ 「レーニンと第2インタナショナル」 成田博之 『北大法学論集』第21巻第2号所収

章66頁右段の「地方自治制」は、ローザの「国内自治」に類似している。なお、その上のパラグラフにある「多分ブーシク」は、やはりそうであった。さらに、本章72頁右段第2パラグラフで言及したシャウマンへの手紙には、「『自決権は、分離の権利だけを意味するものではない。それは、また、連邦的結合の権利、自治の権利をも意味する』とあなたは書いておられる」とある。

『プロスヴェシチエニエ』第4～6号（1914年4～6月）に発表された『自決権』は、ローザ・ファンにはすこぶる評判が悪い。例えば、「論文としては駄文・愚論で、おそらくレーニンの論文中最低の部類に属するものであろう」¹というように。さて、『自決権』のタイトルは、原文ではオ・プラーヴェ・ナーツィイ・ナ・サモオペレヂェレーニエ（英訳版ザ・ライト・オブ・ネイションズ・トゥ・セルフディターミネーション）であり、逐語訳すれば「自己決定のための諸民族の権利について」となるうか。レーニン論文『カデットと「民族自決権」』では、ナーツィヤではなくナロード（複数）が使われている（英訳版は同じくネイションズ）。以下、内容に入る。章見出への引用符は省く。その後の（）内は、『民族問題ノート』に収録されている「プラン4」の記述。有名な著作なので引用を減らし、国民文庫の当該頁数を示す（初めパラグラフ数にしようと思ったが、文庫と全集では段落分けが異なるところが複数あった。また、邦訳全集と第5版とで異なるところも一カ所ある）。

第1章 諸民族の自決とは何か？（自決の概念とくナツィオナーリヌイ・ゴスダールストヴォ〔ネイション・ステイト〕>の問

題）。

レーニンは、民族運動の歴史的・経済的諸条件を明らかにすることから始めている。この章のみならず著作全体の基軸をなすレーニンの主張は、次のようなものである。これは引用しておこう。「全世界を通じて、資本主義が封建制に対して最後の勝利をおさめた時代は、諸民族運動〔ナツィオナーリヌイ・エ・ドヴィジェーニヤ〕と結びついていた。これらの運動の経済的基礎は……、商品生産が完全な勝利をおさめるには、ブルジョアジーが域内市場〔文庫・全集は『国内市場』〕を獲得することが必要であり、同一の言語を使う住民の住んでいる諸地域を国家的に結合することが必要であり、そのもとで、この言語が発達し文献のうちに固定化することを妨げているあらゆる障害が取り除かれる、という点にある。言語は人間の最も重要な交通手段である。……だから、近代資本主義のこれらの要求を最もよく満たす民族国家〔ネイション・ステイト。以下同〕を形成することが、あらゆる民族運動の傾向である。最も深い経済的諸要因が、この方向に推し進めるのである。だから、……資本主義時代の典型的なものの、正常なものは、民族国家である。従って、……諸民族の自決とは、ある民族が他民族の集合体から国家的に分離することを意味し、独立の民族国家を形成することを意味している」（87～88頁）。「資本主義発展の最良の諸条件〔資本主義が最も自由に、広汎に、急速に発展する諸条件〕を保障する」のが民族国家である（92頁）。「民族国家は資本主義の法則〔プラーヴィロ〕であり、『規範〔ノルマ〕』であって、民族的構成の雑多な国家は後進的であるか例外である」

¹「民族問題は人類のアポリアか？」 伊藤成彦 『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部 2001/10 所収

(同)。

これはカウツキーの主張の継承なのであるが、レーニンが民族運動の歴史的・経済的諸条件から始めていることに注目されたい(カウツキーの場合、民族概念を確定化せんとする欲求が強い。「ドイツ的」と言うべきか)。かつてはカウツキーの民族定義を援用していた(本章23頁右段第2パラグラフ)が、『自決権』では、そのような内容は見あたらない。第8章における次のようなレーニンの主張は示唆的である。

「労働者階級は、決して民族問題を物神化してはならない。なぜなら、資本主義の発展は、必ずしもすべての民族を独立の生活に目覚めさせるとは限らないからである。だが、ひとたび大衆的な民族運動がおこったときに、この運動をあっさり無視すること、この運動の中の進歩的な要素の支持を拒否することは、実際には民族主義的偏見に陥ること、すなわち、『自』民族を『模範民族』(……国家をつくる排他的な特権を持つ民族)だと認めることを意味する」(150～151頁)。

資本主義の発展によっても目覚めない「民族」——これは、いくつかの指標からなる民族定義で把握しうるであろうか。しかし、レーニンにとって重要なのは、「大衆的な民族運動」に際して、どのような態度をとるのかということであった(このように見ると、レーニンの「ブランク」の意味も分かる気がする)。

以上の立場から、レーニンはローザを批判する。ローザは、民族自決を法律用語的に解釈すべきか、それとも歴史的・経済的に解釈すべきか、という問題を提起していない(86～87頁)。ローザは、カウツキーの歴史的・経済的理論とバウアーの心理的理論と

を対置することさえしなかった(90頁)。ローザは、ブルジョア社会における諸民族の政治的自決の問題を、それらの経済上の自立と独立の問題にすりかえてしまった(91頁)。

第2章 歴史的・具体的な問題提起(ローザ・ルクセンブルクの論拠と彼女の問題提起)。

レーニンは以下のように述べている。「マルクス主義理論の無条件の要求」——問題を「一定の歴史的な枠の中で提起」し、一国の問題については、「同一の歴史的時代の中で、その国を他の諸国から区別している具体的特殊性を考慮」しなければならない——に従えば、まず、「民族運動の見地から見て根本的に異なっている資本主義の二つの時期を厳密に区別」しなければならない。第一は、「封建制度と絶対主義の崩壊の時期」＝「ブルジョア民族主義的な社会と国家の形成の時期」。この時期に典型的なのは、「民族運動の目覚め」「農民が、民族運動に引き入れられること」。第二は、「プロレタリアートとブルジョアジーの敵対関係が強く発展した、まったく形成され終わった資本主義諸国家の時期」。この時期に典型的なのは、「ブルジョア民主主義運動のないこと」、および、国際的な資本と労働運動の対立の前面化、である(93～95頁)。

次に、ロシアの党の民族綱領を問題にするには、今のロシアの歴史的時期と民族問題の特殊性を検討しなければならないが、ローザはまったくそれを行っていない(95頁)。

最後にレーニンは、ポーランドの自治の問題に言及している(97～98頁)。

第3章 ロシアにおける民族問題の具体的
特殊性とロシアのブルジョア民主主義的変革
(ロシアにおけるブルジョア民主主義革命は
終わっているか?)。

レーニンはず、本章248頁右段第1パラ
グラフの前の引用に対し、「西ヨーロッパ諸
国の多くでは、この[民族]問題はとうに昔
に解決済みである。……ブルジョア民主主義
的変革がとうの昔に完了した国々と、それが
まだ完了していない国々との違い……の中
に、一切の要がある」と反駁した(101
頁)。そして言う、西欧大陸では、ブルジョ
ア民主主義革命の時代=民族国家創設の時代
は完了している。これに対し、「東欧とアジア
では、ブルジョア民主主義革命の時代は、
1905年に始まったばかりである」、と
(101~102頁)。【「西欧大陸と限定した
のは、イギリスとアイルランドとの関係、す
なわちアイルランドの民族問題がブルジョア
民主主義を必要としているという把握があっ
たためであろう」¹⁾】

続いてレーニンは、オーストリアとロシア
の比較に移る(ローザは、両者を同一視して
いた)。第一に、オーストリアではブルジョ
ア民主主義革命が完了(1848~1867年)し
ている。「従って、オーストリアの発展(す
なわち、一般にオーストリアでの、特にその
個々の民族での資本主義の発展の見地から)
の内的諸条件の中には、なんらの飛躍を——
この飛躍の随伴物の一つが民族的に独立した
国家の形成でありうるのだが——生じる要因
は存在しない」(103頁)。これに対して、
ロシアではまだブルジョア民主主義革命が完
了していない。「ロシアではブルジョア民主
主義革命が終わったと考えているのは解党派

だけであるが、この革命の同伴者は、世界中
のいたるところで民族運動であったし、今も
そうである」(『ロシア社会民主党の民族綱
領について』)。

第二に、「諸民族[ナツィオナーリノス
チ]の相互関係がまったく違っている」。オ
ーストリアでは、ハンガリア人、チェコ人が
民族の独立を守るためにオーストリア保全に
傾き、三元的国家になりつつある。これに対
し、ロシアは「大ロシア民族中心の国家」で
あり、「この民族国家[NB]の特徴は」、
次の諸点にある。①全人口の中の57%を占
める「異族人」(イノロードツィ。広義には
非ロシア人、狭義には非キリスト教徒諸民族
——東方諸民族とユダヤ人——を指すよう
だ。ここでは文脈からいって前者)が辺境地
方に住んでおり、②これら「異族人」に対す
る抑圧が近隣諸国よりはるかに強く、③「辺
境地方に住む被抑圧諸民族[ナロードノス
チ]」の同胞が、ロシアの国境の外ではより
多くの民族的独立をかちえていること、④し
ばしば、辺境地方の方が資本主義発展や文化
水準が高いこと、⑤ロシアに隣接しているア
ジア諸国でブルジョア革命と民族運動が始ま
っており、それがロシア国境内の同民族(ナ
ロードノスチ)の一部をも捉えていること
(104~105頁)。

だから、現代のロシアにおいて、民族自決
権を承認することが、「緊急の事務」になっ
ている(105頁)。ここまでが、いわば民族
問題の基礎理論にあたるものであろう。

第4章 民族問題における「実際主義」
(くすべてか無か>および民族問題における
<実際主義>)。

この章は、本稿156頁下から3つ目のパラ

¹⁾「民族と階級との関連について」 大野節夫 『同志社大学経済学論叢』第23巻第3・4~5・6号所収

グラフの後の引用に対するレーニンの回答である。「民族問題における『実際性』の要求は、何を意味するか？」（107頁）。

まず、ブルジョアジーは、すべての民族的志向を支持することが実際的だと言うが、「プロレタリアは、ブルジョアジーの『実際主義』とは正反対に、民族問題における原則的な政策を掲げ、いつでもブルジョアジーを条件つきで支持するだけである」（同）。

次に、民族の分離の問題に「イエスカノーカ」で答えることは、理論的には形而上学的であり、実践的にはプロレタリアートをブルジョアジーの政策に従属させることになる。「ブルジョア民主主義革命を完成させるのが、ある民族の分離であるか、それとも他の民族との同権の状態であるかを、理論的に前もって保証することはできない。……だから、プロレタリアートは、自決権を承認するという、いわば消極的な要求をするにとどめる」（108頁）。

第三に、ブルジョアジーは、民族的要求の「実現性」に関心を持つ。「ここから、プロレタリアートを犠牲にして他民族のブルジョアジーと取引をしようとする不断の政策が生まれる。プロレタリアートにとって大切なことは、ブルジョアジーに対抗して自階級を強化することであり一貫した民主主義と社会主義の精神で大衆を教育することである」（109頁）。

ローザは、「民族問題におけるプロレタリアの全任務は、各民族の民族主義的ブルジョアジーの立場からすれば、『非实际的』だ」ということを理解しなかった（同）。

続いてレーニンは、被抑圧民族と抑圧民族とで日和見主義の現れ方が違うことの説明に移る。被抑圧民族のブルジョアジーは、自民

族の分離こそ实际的だとして、その支持を呼びかける。しかし、プロレタリアートは、民族同権と自決権を認めるとともに、あらゆる民族のプロレタリアの同盟を最重要視する。そして、「あらゆる民族的要求、あらゆる民族的分離を、労働者の階級闘争の視点から評価する」（110頁）。

自決権を支持することによって被抑圧民族のブルジョア民族主義を支持していると説くローザは、大口ロシア人の民族主義を忘れてしまった。「ブルジョア的というよりも封建的である大口ロシア人の民族主義こそ、「民主主義とプロレタリアートの闘争にとっては主要なブレーキである……。被抑圧民族のブルジョア民族主義には、どれにも抑圧に反対する一般民主主義的内容がある。そして我々は、自民族の民族的排他性に向かう傾向をこれとは峻別し、……この内容を無条件に支持する」（111～112頁）。

抑圧民族の立場からすれば、他民族を抑圧してきた長い歴史と、「上層」諸階級による抑圧の系統的宣伝は、大口ロシアの人民自身の事業に対して、偏見その他の形で、巨大な障害をつくりだした。「大口ロシア人プロレタリアートは、これらの偏見と系統的に闘わなければ、自分自身の目的を実現することができないし、自由への道をつき進むこともできない」。民族国家の創設を大口ロシア民族だけの特権にとどめることは擁護できない。

「我々は特定の国家を基盤として闘争し、また特定の国家のすべての民族の労働者を団結させる。我々は、民族的発展のしかじかの道を保障することはできない」（112～113頁）。

ローザは、「実際主義」を追うあまり、「すべての国家的・民族的特権に反対し、あ

らゆる民族が自分の民族国家をつくる同等の権利を支持する日常の煽動と宣伝を行う」という、「大口ロシア人プロレタリアートも異民族の〔イノナツィオナーリヌイ〕プロレタリアートも担っている主要な実際の任務」を見落してしまった(114頁)。

「プラン3」には、「異族人と対立する大口ロシア人農民を民族主義反対の精神で教育すること」との記述がある。

以上、第1章～第4章で、基本的な論点は出そろっている。一旦整理しておく。

第一に、政治的自決と経済的自立の関係について。まず、ローザの資本主義理解を検討しよう。本章16頁右段第2パラグラフで「紹介略」とした『ポーランドの産業的発展』には、「きわめてへだたった地点を物質的に結びつけ、相互に経済的に依存せしめ、ついには全世界を唯一の強固に組立てられた生産機構に転化させるべく努力することこそが、資本制生産様式の内在的法則なのである」とある。続けてローザは言う、「ポーランドとロシア……が主として農業的な、しかも自然経済的な国であったかぎりには、……両国は……それぞれが独自の経済的利害をもった一個の完結した全体をなしていた。だがその後、〔資本制生産の発展に伴い〕……両国の物質的生存の孤立完結性もますます消滅しつつある」、と。

だから、ローザにあっては、民族国家に

照応するのは一般的な「経済上の自立と独立」ではなく「物質的生存の孤立完結性」であり、従って、民族国家の創建は「敵対する諸国民〔肥前栄一訳〕が同時に、異なった・本性から敵対的な・生産諸形態〔自然経済と貨幣経済など〕を代表するばあい」には、民族国家への志向が生じる。例えばトルコ問題(本章10頁第3パラグラフ参照)。¹

レーニンは、『ポーランドの産業的発展』を次のように評している。「ロシアでの工業製品の販売による急速な『ポーランドの産業的発展』を論証した……同書からは、自決権の問題についてなにひとつ結論はでてこない……。ローザ……は、ロシアとポーランドを結びつけている諸要因のうちで、いまではもう近代資本主義的關係の純経済的要因が支配的になっているという結論にいつのまにかたえず移っている」(97頁)。

資本主義理解の相違は、民族国家の評価に直結している。もちろんレーニンも、資本主義の世界化傾向を認めていた(例えば、本稿109頁最後のパラグラフ参照)。しかしながら、経済的融合が進むとしても、「民族国家を創設しようとする志向を生み出している強力な経済的諸要因を見失うわけにはいかない」(93頁)のである。レーニンにあっては、民族国家創設の経済的要因は、経済的自立の獲得ではなく、資本主義発展の最良の条件の獲得なのだから。

¹ 大野節夫は次のように述べている。「『ポーランドの産業的発展』は一見するとポーランドとロシアとの経済關係のうちでそれらの依存・融合關係をさぐりだすようにみえるが、むしろ彼女の先天的テーゼをそこに適用したものである。「このことを明らかにしたのはレーニンのルクセンブルク批判以来彼女がポーランドの經驗を普遍化したことに彼女の誤りがあるという好意的批判の一端をつきくずすがためである」。「同一の視点は『経済学入門』にも貫徹している。『国民経済』の否定もそのなかでの孤立完結性の消滅でもってなされ、世界経済がかわりに登場する」(「民族と階級との關係について」大野節夫『同志社大学経済学論叢』第23巻第3・4～5・6号所収)。

ローザは、資本主義に適合的なのは、「大国家」「征服国家」とし、それを民族国家と対立的に捉えていた。ローザにとっては、民族国家は「単なる抽象物」であり、『社会民主主義の危機』（いわゆる「ユニウスの小冊子」）では、「イデオロギー的楯」と言っている。レーニン是一方で、「カウツキーの命題」を説明しつつ、「発達しつつある資本主義の要求に最もよく適合したものに一致していないという意味で」（89頁）、多民族国家は「後進的であるか例外」（92頁）としているが、他方で、先にNBを付したように、当時のロシアを民族国家と捉えていたように見える。「大国家」「征服国家」もまた、「非民族的」なものではなく、新たなネーション形成を進める統合＝排除の機制を本質的に有している（ただし、レーニンがこの機制を深く捉えていたようには思えない。「同化」「接近と融合」の論理にとどまっていた）。だからして、大国内で民族問題が発生し、分離の志向も生まれ、国家的分離が新たな経済的結合をつくり出すのである。

従って、経済的自立が不可能なことから政治的自立を否定するローザへのレーニンの批判は、的を射ている。しかし、経済的従属が「民族運動や民族国家の問題とは断じてかわりのないことである」（91頁）とするのは、言い過ぎであろう。大野も指摘するように、この時期のレーニンには、経済的従属が民族の政治的自立への志向を生み出すという視点が欠落していた。

レーニンは、第4章に次のような注をさりげなく入れている。「パリのエリ・ヴラとかいう人には、この言葉 [ナセレーニエ] は、非マルクス主義的なものと思われるらしい。

……この『利巧すぎる』エリ・ブラは、わが最小限綱領から『ナセレーニエ [住民]』とか『ナロード』とかいう言葉を追放する（階級闘争の見地から！）研究を執筆しようとしているらしい」（112～113頁）。これが実は、ローザへのあてこすりなのである。これが第二。ローザ論文の評注にレーニンは、「……一体としての民族 [原語不明] > = <ブルジョア・イデオロギーの概念> ……（お利巧！）その他階級闘争について……」と記している。また、「プラン1」および「プラン3」には、「ナロードはブルジョア・イデオロギーの概念（R・ルクセンブルク）」とある。

この点について大野は、次のように述べている。「この批判はルクセンブルクの論理の致命傷をつくものであった。……レーニンにとっては、揶揄ですましてしまうほど、ことさらに論じる必要がないほど、明白な誤りなのである」¹。我々は、最小限綱領を否定する傾向がポリシェビキ内にも発生したことを知っているが、その問題は、しかるべきところで扱う。

第三に、「ポーランド王国だけに限られた自治権 [NB]」（97頁）について。今NBを付した「自治権」という用語をローザは用いていないはずであるが（いささか「翻訳不信シンドローム」に陥っているので、このような言い方にしておく）、「ポーランドの自治権の論証」というレーニンの把握は正当と思われる（本稿161頁第6～7パラグラフ参照）。また、「ルクセンブルクが民族自治ではなく国内自治ということばを用いた [のは] …… [属人主義的な] 民族自治ではなく、ひとつの領域自治であることを示して

¹ 「民族と階級との関連について」 大野節夫 『同志社大学経済学論叢』第23巻第3・4～5・6号所収

いる」¹ことも確認しておこう。

『批判的覚書』においてはレーニンが、ローザの統計数字の恣意を指摘して、ポーランド自治論を一蹴するにとどまっていた。ここではレーニンは、次のように述べる。すなわち、「アジア的専制」と特徴づけられるロシア国内に、「資本主義が急速に発展している、民族的に区切られた一地方があるとすれば、……その先進的な地方……の全体からの分離はますます予想されるものになる」のであるから、ローザの論理は「つじつまをあわせていない」（98頁）、と。

この点について、伊東孝之は次のように述べている。「ルクセンブルクは国内自治の要求を根拠づける際に最初『民族文化利害』という論拠しか思いあたらなかった。ついでこのような論拠だけでは弱過ぎるというヨギヘスの指摘に促されて『階級闘争の増大する地方的性格』という論拠を考え出した。さいごにヨギヘスの示唆に従ってそれまでの主張と真向から矛盾する『経済的独自性』という論拠をつけ加えた。ルクセンブルクの立場はここにおいて内的整合性を失い始めた」。

「ポーランド民族の特権としての国内自治という考え方は、かつてルクセンブルク自身が強く排撃したヨーロッパの歴史的な大民族の特権としてのマルクスとエンゲルスの思想を想起させる。……その躓きの石は民族自決権に反対したことではなく、むしろ逆に国内自治

に対して『譲歩』したことであった」²。

これに対する大野の批判は、当を得ている。「たしかに民族自治に『譲歩』したに相違ないが、この『譲歩』はすでに民族性擁護に因を発している。……問題はしたがって民族自決権も民族自治もか、あるいは両者の否定かの二者択一にあるのであり、決して民族自決権か民族自治かにあるのではない」。

「理論的には〔内的整合性の喪失は〕最初から存在していたというべきである。自治の根拠づけの問題はこれを顕在化させたのである」³。例えばローザは、『アダム・ミツケヴィチ』（1898年）で、「今日のポーランドにあっては、階級意識ある工業プロレタリアートが、政治的に破産した民族主義の文化的側面の擁護者になることに関心を持っており、同時に社会的可能性をも持っている唯一の階層である」と述べていた。

ローザとレーニンとの議論では、噛み合わなかった部分もある。ナツィオン（便宜上ドイツ語で論を進める）概念を拒否するローザにとっては、「民族」とはナツィオナリテートであった（ロシア党綱領第9条の「民族」がナツィオンであったから、そもそも対立的である）。カウツキーは、民族の生成史をシュタム——ナツィオナリテート——ナツィオンと捉え、ナツィオンを資本主義段階に対応させたが、レーニンは、民族生成史には無頓着だったと言える。レーニンは、

¹ 「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念」 伊東孝之 『スラヴ研究』 18号所収

² 「東欧の民族問題とマルクス主義の民族自決権概念」 伊東孝之 『スラヴ研究』 18号所収

³ 「民族と階級との関連について」 大野節夫 『同志社大学経済学論叢』 第23巻第3・4～5・6号所収

資本主義がネーション・ステイトへの志向を生み出すという歴史的事実から出発し、その志向の主体の前史を一般的には論じていない。¹

ローザにあっては、「自決」の主体はナツィオンであり、ナツィオナリテートには「自治」が対応する。また、民族抑圧への反対は、「民族性擁護」と表現される。しかしながら、ポーランドのみの自治（権）を論証するに際してローザは、ポーランド民族をナツィオンとする方向に進まざるをえなかった。「またポーランドに自治を限定した以上、他地域、多[ママ]民族の問題が残ることになる。諸民族同権の原則だけで、民族性の擁護の課題が満たされるならば、民族自治の必然性には疑義が残ることになる。……ここでは、自治を地方自治と捉え、結果的に民族自治という形態もとりうるとしたレーニンの方法で十分だったのである」²。

ここで、たびたび言及しているシャウマンへの手紙から、もう一度引用しておく。「あなたは、自治に反対である。あなたは、地方行政機関の自主管理にだけ賛成である。私は、断じて同意しない。……どうして、ポーランドには自治を与え、カフカス、南ロシア、ウラルには与えないのか?? 自治の限界を決めるのは中央議会ではないか!……自治が有害となるかもしれないような実例を考えだしてみたまえ! あげられまい。だが、自主管理だけという、狭い解釈は、ロシア(とプロシア)では、醜悪な警察政治にもっ

てこいである」。

次に、本章261頁末から262頁初の引用部分があり、次のように続く。「私は、絶対に同意しない。それ[自決権]は、連邦を構成する権利を意味しない。連邦は、平等なものの結合体[ソユーズ]であり、全体の同意を必要とする結合体である。一体どうして、一方の側が他方の側に自分への同意を要求する権利というものが、ありうるだろうか? これは不合理である。我々は、原則的に連邦制に反対する」。

「では、『自治の権利』はどうか?? またしても、間違っている。我々は、あらゆる部分にとっての自治に賛成する。我々は、分離の権利に賛成である(しかし、あらゆるものの分離に賛成ではない!)。自治は民主国家を組織する我々の計画である。分離は決して我々の計画ではない」。

なお、連邦制と自治制については、同様の内容が『自決権』K8の注にある。ここでは、「抽象的にいえば、この両者とも『自決』[『自決権』ではない!]のうちに入りはする」としつつ、次のように述べている。

「マルクス主義者が擁護するのは、自治『の権利』ではなくて、多様な民族的構成をもち、地理的その他の諸条件に著しい差異がある民主主義国家の一般的・普遍的原则としての自治そのものである。『民族自治権』の承認は、『民族連邦権』の承認と同じくらい、無意味なことであろう」(158頁)。

改めて、次の点を確認しておきたい。――

¹ 「民族文化」の拒否という態度から推測すれば、レーニンは、系譜的民族史に批判的だったのであろう。ちなみに、この時期のレーニンによる民族概念把握は、次のようなものであった。「民族[ナツィヤ]は、社会的発展のブルジョア時代の不可避的な産物であり、その不可避的な形態である」(『カール・マルクス』14年7~11月執筆)。

² 「ローザ・ルクセンブルクとポーランド問題」 川名隆史 『国家論研究』第20号所収

レーニンにあっては、「自決」と「自治」、
「自決」と「自決権」がはっきりと区別されて
いるということ。誤訳でないとするれば、
「民族の自決権」に代えて「プロレタリアー
トの自決権」（この概念は理解不能）を持ち
出すローザは、混乱している。前期レーニン
が「プロレタリアートの自決」という言い方
をした（本章24頁右段末および26頁右段第
2パラグラフ）のは、他民族との関係におい
ては、「民族自決権」を承認しつつ（消極的
義務）、各民族内部においては「プロレタリ
アートの自決の促進」を積極的に任務とする
という文脈——つまり、プロレタリアートの
独自性の貫徹ということである。

『民族自決権』の第5章以降は、補足的な
議論にすぎない。第5章、第6章は、レーニ
ン自らが、「民族問題における唯一のプロレ
タリア政策を、より具体的に説明するため
に……検討」と述べている（115頁）。

「唯一のプロレタリア政策」とは、本稿265
頁左段末で引用した「主要な任務」、「真に
民主主義的な、真に社会主義的な大衆教育を
保障する」「非実際の”な宣伝を指す。カウツ
キーは、「人民大衆の中に革命的思考を点火
することのできる啓蒙」（本章226頁左段第
1パラグラフ）と語ったが、レーニンにあって
は、民族自決権による教育こそがそのよう
なものであった。

第5章 民族問題における自由主義的ブル
ジョアジーと社会主義的日和見主義者（民族
問題におけるカデットとローザ・ルクセンブ
ルク）。

ここでレーニンは、「ロシアの支配階級の
立場」を検討している。ツァーリ専制を筆頭
とする封建地主＝反動的民族主義者（黒百人
組的民族主義者）の立場は、諸民族（ナツィ

オナーリノスチ）の同権および自決権の無条
件的否定。ブルジョアジー（カデット）は、
あいまいであるとか「国家の分解」の危険を
理由に、政治的自決権を否定している（かわ
りに「文化的自決権」を掲げている）。それ
は、反動的民族主義への順応であり、ナツィ
オナール-リベラリズム（全集訳「国権的
自由主義」、文庫訳「民族=自由主義」）、
すなわち、大口ロシア人ブルジョアジーの国
家的特権の擁護に他ならない。

この章で重要なのは、レーニンが、「民族
同権の承認が分離権の承認を含むかどうか」

（116頁）との問題を提起していることであ
る。自決は民族的要求であるが、自決権はむ
しろ一般民主主義的要求であること、民族自
決権は民族同権を補完し完全なものにするこ
と、——これがレーニンの民族自決権論を理
解する最重要ポイントであり、そこから、民
族主義に陥らないためには、「実際主義」的
要求ではなく、原則的要求（消極的要求）に
とどめなければならないことになる。第7章
でレーニンは、次のように述べている。自決
権を認めることは民族主義に最大限のものを
与えているように見えるが、「実際には、あ
らゆる民族の自決権を認めることには、民主
主義の最大限と民族主義の最小限が含まれて
いる」（146頁）、と。

その他の注目すべきレーニンの主張を列記
しておく。「分離権を承認することは、『国
家の分解』の危険を減少する」（126頁）、
「人民大衆は……民族的抑圧と民族的軋轢の
ため、共同の生活がまったく耐えがたくな
り、ありとあらゆる経済的関係が妨げられ
るようになるまでは、決して分離を訴えない」
（128頁）。「民主主義の見地……すなわ
ち、国家的な諸問題は人民大衆が決定すると

いう見地」(同)。プロレタリアートにとっては、搾取するのがどの民族のブルジョアジーであっても同じであり、「上位を占めようとして諸民族のブルジョアジーが闘争するにあたって、いわば完全中立を守ることが必要である」(130頁)。「自決権……を否定することは、必ず、実践的には、支配民族の特権を支持することを意味する」(同)。

余談になるが、筆者はかねがね、自決権は同権を完全なものにするという論理を拡張し、すべての差別、抑圧されている住民の自決権という要求もアリではないかと考えている。まとめきれていないのでこれ以上は述べないが、読者諸君の意見を乞う(ただし、自決権と自決を混同した意見はお断り!)

なお、この章でレーニンは、周知の離婚の自由とのアナロジーを用いた。その際、「中央議会の所管のもとに留保すべきである」ものの一つとして、ローザが「離婚についての立法」をあげていると述べている。この立法とは、ローザ論文では、「離婚の手続きを容易にすること」である。その他に、「男性に対する女性の権利」「売春婦を救済すること」等々。

この章の第21パラグラフで、全集、文庫(121頁中程)ともに「政治的自治」とあるのは、「政治的自決」の誤植か誤訳。文庫125頁中程の「1909年」は、「1905年」の誤植か誤訳。

第6章 ノルウェーのスウェーデンからの分離。

ノルウェーのスウェーデンからの分離について、ローザは次のように評した。フラキ(ポーランド社会党(PPS)右派)は分離を「国家的分離の努力が持つ力と進歩性を示したもの」として持ち上げたが、実際は国王を

とり替えたにすぎず、「農民的、小ブルジョアの分離主義の現われ」でしかなかった、と。

これに対してレーニンは、ローザが次の二つの問題を避けていることを指摘した。第一に、ノルウェーの例は平和的分離が可能であることを実証するものであること。平和的に解決されるよう、「組織的に宣伝し準備すること、これが自覚した労働者にとって義務的なことを事実によって証明しているのである。このことは、民族自決権の承認という綱領的要求によって言い表されている」(135頁)。第二に、「民族自決の問題で、何よりも我々の関心をひくのは、民族の内部におけるプロレタリアートの自決である」(136頁)こと。こうして、レーニンは、ノルウェーとスウェーデンのプロレタリアートの態度を検討していく。

ここで、当時の両国情勢を簡単に説明しておこう。ナポレオン戦争を契機に、ノルウェーは、それまでのデンマークの一属州から、スウェーデンとの同君連合に移行する(1814年)。ノルウェーは独立を希望したが、英露など列強は認めなかった。ノルウェーの自治は認められたが、外交・軍事はスウェーデンが握った。1866年、スウェーデンは、4階級(貴族、僧侶、市民、農民)身分制議会を廃止し、二院制を導入する。もともと北欧諸国の王権は相対的に弱かった(ルター主義の影響が大きいらしいが、割愛)が、議会政治化が進んだということである。1889年、スウェーデン社会民主党(正式には社会民主労働党)が結成された。当初はSPDゴータ綱領に依拠したらしいが、1897年第4回党大会で、エルフルト綱領を土台にスウェーデン風アレンジをほどこした独自の

綱領を採択。1890年代には、ブルジョア自由主義者とともに、選挙権拡張運動を展開。こうして、「民主主義・平和主義・改良主義路線」¹を進む。第一次大戦勃発時には、御多分にもれず、保守党政府の防衛政策に賛成。

19世紀後半にスウェーデンでも都市化・工業化が進行したが、デンマークはもとよりノルウェーよりも遅れていた（1870年の農業人口は約7割）。「デンマークおよびノルウェーにおける国民の政治的関心は、スウェーデンにおけるそれよりも強かった。事実、スウェーデンの投票率が20～40%であったのに対し、デンマークおよびノルウェーのそれは40～70%であった。……スウェーデンにおいて、一般的に保守的であり、社会的文化的にまだ関心度の低かった農民党が下院において支配権を掌握していた時期に、デンマークおよびノルウェーの議会は、その主張がスウェーデンの新自由主義の主張に呼応する諸政党によって支配権が掌握されていた」²。

「議会主義への志向と民族的独立運動とが結びついた点」（同上）が、ノルウェーの特徴であった。1869年、自由主義的知識人スヴェルドゥルップは、「左翼党」（自由党）を結成する。それは、「都市中産階級や労働者階級などを含めたさまざまな社会層に支持者をみだしていた……。しかし、その重要な支持基盤は、……国民高等学校で教育された農村の若者たちであった。彼らは、政治的スキャンディナヴィア主義やスウェーデンとの同君連合には背を向け、ノルウェー国民の利益擁護をひたすらの関心事とする新しい世代であった」³。1884年、議会多数派の指

導者スヴェルドゥルップに組閣の命が下る。

「ノルウェーは、スキャンディナヴィアにおける議員内閣制の第一歩を踏みだした」（同）。

他方、ノルウェーでは、1848年にサン・シモン主義者が運動を開始していた。労働党の結成は1887年。「同党は長らく左翼党の陰にかくれた存在であり、……重要な一般民主主義的改革は、自由主義を掲げる左翼党があらかた独力でなしとげてしまっており、労働党の出番は訪れなかった」（同上）。独立後、党内にアナルコ・サンジカリズムの勢力が生まれる（これは、大なり小なり、北欧社会民主主義政党に共通している）。

ノルウェー分離独立の気運が高まったのは、ノルウェー海運の発展に伴い、船員保護を目的とする領事制度の必要性からであった。ノルウェー政府は、スウェーデンとの交渉と並行して、諸外国から独立の承認をうることに努力した（著名な探検家ナンセンなどが活躍した）。「スウェーデンにおいては強硬論もみられたが、オスカー2世や皇太子グスターヴは、社会民主党と共にこうした動きをおさえた」（前出清水望論文）。当時、スキャンディナヴィアがバルカンのようになる可能性も、なくはなかった。しかし、経済発展が順調であったこと、境界線が19世紀以前から定まっていたこと、列強の抗争から相対的にまぬがれていたこと（ドイツはモロッコ事件で大変だったし、独露英はバルト海の勢力均衡を望み、北欧諸国は独英双方への通商上の依存を深めていた、等々）などにより、平和的分離が実現したといえる。

¹ 「現代スウェーデン政党政治史論（2）」 岡沢憲美 『早稲田社会科学研究』第17号所収

² 『北欧デモクラシーの政治機構』 清水望 成文堂 1974

³ 『北欧現代史』 百瀬宏 山川出版社 1980/8

新国王承認のための国民投票は、約26万票対7万票で支持された。「労働運動や労働党は共和政体の実現を要求したが、……王制に対する列強の強い支持があって実現せずに終わった」（同上）。ちなみに、ノーベル（正しくはノーベルらしい）平和賞がノルウェーのオスロで受賞されるのは、「ノルウェーの独立分離問題でスウェーデンと一触即発の危機がつづいた時期、それを心配したノーベルが両兄弟国の友好と平和を求めて、ノルウェー側に平和賞を委ねるように願ったという推測が有力」¹とのこと。なお、ノルウェーは今も国語問題をかかえている。また、いわゆる少数民族であるサーミ（ラップ人）も住んでいる。

さて、レーニンに戻る。ノルウェー労働党も、スウェーデン社会党も、おおむねレーニンの主張する態度をとった。しかし、「ノルウェーとスウェーデンの労働者の緊密な同盟、彼らの完全な同志的・階級的連帯性」（138頁）というのは、どうであろう。せいぜい、第二インター的「連帯」ではなからうか（ただし、ノルウェー労働党およびスウェーデン社民党の一部は、ツィンメルワルト会議やコミンテルンに参加している）。

レーニンは「プラン1」に、「ポーランド社会民主党の功績マイナスR・ルクセンブルクの誤り」と書いている。ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の功績とは、民族主義的なポーランドに真のプロレタリア党を創立したことであり（139頁）、ローザの誤りとは、「クラフクの見地」からロシアの全民族を見ることである（140頁）。すなわち、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）にとって自決権はロシア党ほど

重要ではないが、ロシア党綱領では自決権を承認しなければならない。

第7章 1896年ロンドン・インター大会の決定。

このテーマについては、本章第1節〈1〉で述べたので、簡単にいく。ローザは、ロンドン大会決議（本章12頁左段末）に対して、「決議の前半部で定式化されており諸国民の自決権という原則は、国際社会主義の原則と目的を実現する過程で初めて、また、究極目標が達成された後になって初めて実現されうるということが明確に強調されている」と主張した。だが、これは無理な解釈であろう。

レーニンは、ロンドン大会決議の正当性を継承し、東欧とアジアのプロレタリア政党は、二面的な任務をもつと説く。すなわち、「あらゆる民族に対する自決権の承認」と、「その国家のすべての民族のプロレタリアの階級闘争の最も緊密で不可分な同盟」である（146頁）。

第8章 空想家カール・マルクスと実践的なローザ・ルクセンブルク。

レーニンはまず、マルクスとエンゲルスのいくつかの論評を引用し、「労働者階級は、決して民族問題を物神化してはならない。……だが、ひとたび大衆的な民族運動がおこったときに、この運動をあっさり無視すること、この運動のなかの進歩的な要素の支持を拒否することは、実際には……『自』民族を『模範民族』……だと認めることを意味する」（150～151頁）と結論づけている。

続いてレーニンは、マルクスのアイルランド論を紹介した後で、以下のように述べた。「マルクスは、初めは、被抑圧民族の民族運

¹『物語北欧の歴史』 武田龍夫 中公新書 1993/5

動ではなくて抑圧民族のあいだの労働運動がアイルランドを解放するだろう、と考えていた。……だが情勢は、イギリスの労働者階級が、かなり長いあいだ自由主義者の影響のもとに陥り、自由主義者の追随者となり、そして自由主義的労働者政治を行うことによってわれとわが首を切るといった成行きとなった。アイルランドのブルジョア解放運動は強くなり、革命的な形態をおびるに至った。マルクスは自分の見解を再検討し、それを訂正した」（155～156頁）。「アイルランドのブルジョア民主主義的・全民族的な運動……が一端おこったからには、マルクスはイギリスの労働者は、それを支持し、それに革命的衝撃を与え、それを自分自身の自由のために最後まで遂行するように、勧めている……。アイルランドの分離が……『実行不可能』であり、『実現性のない』ことは、一見して明らかであった」（157頁）。「アイルランド問題におけるマルクスとエンゲルスの政策は、抑圧民族のプロレタリアートが民族運動に対してどんな態度をとるべきかについて、今にいたるまで巨大な実践的意義を保つ模範を示した」（158頁）。

「被抑圧民族のブルジョア解放運動と抑圧民族のプロレタリア解放運動との可能な相互関係をみなあらかじめ考慮に入れること（現代ロシアの民族問題を極めて困難にしているのは、まさにこの問題である）は不可能なことである」（156頁）というのは重要な指摘であるが、レーニンのマルクス評価には、大きな限界がある。

第一に、確かにマルクスの「訂正」＝転換の契機となったのは、1867年2月から3月にかけてのフィニアン（IRB＝アイルランド共和主義団の通称）による武装蜂起と11月の

「マンチェスターの受難」（3人のフィニアン処刑）であるが、それは、「一端おこったから」というのとは異なる。それまでもアイルランド人の蜂起はたびたびおこっており（近いところでは1848年）、それらをマルクスが知らなかったとは考えにくい。

第二に、レーニンは、抑圧民族プロレタリアートの態度（自決権の承認）の観点からのみ評価しているが、マルクスの転換は、アイルランドの民族運動の意義＝アイルランド自決（自決権ではない！）の意義をどう捉えるかという点においてなされたのである（イギリスの労働者は、裁判中からフィニアン支持の行動をとっていた）。

古くは山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』、新しくは安川悦子『アイルランド問題と社会主義』が、マルクスの転換に注目している。以下、マルクスの見解を紹介しよう。まずは1867年のものから（『資本論』出版後であることに留意せよ！）。

「僕は以前は、イギリスからのアイルランドの分離は不可能だと考えていた。僕は今ではそれは不可避だと考えている」（11月2日付エンゲルスあての手紙）——これはレーニンも引用（156頁）。フィニアン処刑は、「アイルランドとイギリスとのあいだの闘争に、新しい時期をひらくものである」（11月26日に執筆された「アイルランド問題についての行なわれなかった演説の下書き」）。「1846年以来は、イギリスによるアイルランド支配の経済的内容も、したがってまた政治的目的もまったく新たな局面にはいっており、それだからこそフィニアン運動が社会主義的な（土地の横領に反対するものとしての積極的な意味で）傾向によって特徴づけられ、下層階級の運動として特徴づけら

れる」、「イギリスの労働者は、併合の撤回を……かれらの闘争綱領の一条項にしなければならぬ。これこそは、イギリスの政党内閣のなかに取り入れることのできるただひとつの合法的な、したがってまたただひとつの可能な、アイルランド解放の形態なのだ。……アイルランド人が必要としているのは次のことだ。①自治とイギリスからの独立。②土地革命。……③イギリスにたいする保護関税」（11月30日付エンゲルス宛の手紙）——レーニンが③を省略して引用（152頁）。レーニンが指摘しているように（同）、12月16日、マルクスは、在ロンドン・ドイツ人労働者教育協会で講演を行った。その「下書き」がある（先の「下書き」とともに発表は第2次大戦後、従ってレーニンは見ていない）。そこにはアイルランド植民化の歴史の概略が示されている。小見出を列記すると、「プロテスタント宗教改革以前のアイルランドにおけるイギリス人」、「＜プロテスタント時代。＞エリザベス [1世]。ジェームズ1世。チャールズ1世。クロムウェル [『最初のアイルランドの国民的反乱』]。植民計画（16、17世紀）」、「＜スチュアート朝の王政復古。ウィリアム3世。アイルランドの第2次反乱と条約にもとづく降服。1660～1692年＞」、「アイルランドは欺かれ、極度のはずかしめをうける。1692年～1776年7月4日 [アメリカ独立]。」、「1776～1801年。過渡期」、「1801 [併合] ～1846年」、「最近20年間（1846年 [大飢饉] から）。＜アイルランドの土地清掃＞」。

それまでのマルクスにあっては、アイルランド問題はイギリス資本主義の諸問題の一部であり（本源的蓄積や産業予備軍）、問題解

決の主体はイギリス労働者であった。今や、問題解決はアイルランドの独立にすえられ、ポイントとして土地所有の問題がとりあげられている。この立場は、さらに深化された。

「アイルランドに対する彼らの現在の関係を破棄することこそ、イギリスの労働者階級にとって直接の絶対的な利益である。……長い間私は、イギリスの労働者階級が政権を掌握することによってアイルランドの制度を打ち倒すことが可能であると信じてきた。……ところが一層深く研究した結果、私は今ではその反対を確信するようになった。イギリスの労働者階級がアイルランドを放棄しないうちは、彼らは何一つとしてなしとげえないだろう。テコはアイルランドで入れなければならない。そのためにアイルランドは、全体としての社会運動にとって実に重要なものとなる」（1869年12月10日エンゲルス宛の手紙）。これはレーニンも引用している（155頁）。

マルクスが書いた回状「[第一インターの] 総評議会からラテン系スイス連合評議会へ」は、以下のように述べている。「イギリスがヨーロッパの地主制度と資本主義の堡壘であるとすれば、アイルランドこそは、公的イギリスに対して大きな打撃を加えうるただ一つの地点である。第一に、アイルランドはイギリスの地主制度の堡壘である。それがアイルランドで崩壊すれば、イギリスでも崩壊することになる。アイルランドでは作戦は百倍も容易である。なぜなら、そこでは経済闘争がひとえに土地所有に集中しているからであり、この闘争がそこでは同時にまた民族的な闘争でもあり、その人民がイギリスの人民よりも革命的であり、激怒しているからである [これに加えて、1869年11月29日の

クーゲルマン宛手紙には、『イギリスとは違ってアイルランドの地主は、先祖代々の高位者や代表者ではなく、蛇蝎のごとく憎まれている民族の抑圧者だからである』とある]。……第二に、イギリスのブルジョアジーは、アイルランド人の貧困を利用して、貧しいアイルランド人の強制移住によってイギリスにおける労働者階級の状態を低下させたばかりか、プロレタリアートを二つの敵対する陣営に引き裂いた。……ブルジョアジーは、この分裂がその権力の維持の真の秘訣であることを知っているのだ。さらに、この対立は大西洋の彼岸でもくり返されている。[牛と羊によって故国の土地から追い出されたアイルランド人は、たえず増大し、イギリス人に対する憎悪をいだいている。英米両政府は、この感情を育くみ、両国プロレタリアートの同盟を妨げている。]……さらに、アイルランドはイギリス政府にとって、大常備軍を維持するためのただ一つの口実である。この大常備軍は、……アイルランドで軍人としての訓練をつんだのち、イギリスの労働者に対してさし向けられるのである。最後に、……他の民族を隷属させる民族は、自分自身の鉄鎖を鍛えるのである。……現代の強制された合併（すなわちアイルランドの隷属）を、できるなら自由で平等な連邦に、必要なら完全な分離に変えることが、イギリス労働者階級の解放の前提条件である」（この回状は、1901～1902年の『ノイエ・ツァイト』に発表されたという）。

回状には、「革命的なイニシアチブはおそらくフランスによってとられるであろうが、真剣な経済的革命のテコとして役立つのはイギリスだけである」との一文もある。従って、マルクスの展望は次のようなものであ

った。イギリスがヨーロッパの地主制度の堡壘であり、イギリスの地主制度の堡壘はアイルランドである。故に、アイルランドでテコを入れ、独立・土地革命が達成されればイギリスの地主制度も解体し、ヨーロッパ革命のテコとなる。故に、イギリス人土地貴族＝不在地主の支配と闘うフィニアン運動（社会主義的傾向を持つ下層階級の運動）を支持せよ（まさに、「一点突破・全面展開」）。つまり、民族自決権という消極的な要求とは異なる理論なのであり、いわば革命論のパラダイム・チェンジとでも言えそうな内容なのであった。

では、これを白井朗のように、「革命的転回」と評価しうるのであろうか？ ことは、マルクス革命論の検討という大テーマに関することなので、ここでは保留するが、白井の評価が、「血債の思想」と関連があることは明らかであろう。マルクス＝アイルランド論の転換は、個別の具体的な民族問題において歴史的考察が不可欠であることを教えているということを、とりあえず確認しておく。安川悦子は次のように述べている。「マルクスはアイルランドの歴史に目をやって、歴史的に形成されてきたアイルランド・ナショナリズムの課題を理解し、そこでの問題の要にある地主制に目をやって、イギリス＝アイルランドを超えてひろがるヨーロッパ革命の課題を解決しようとした。しかしこのことは、イギリスの植民地支配の構造のなかで形成されてきたアイルランド固有の問題を解決する意識が失われ、その解決の具体的手順の問題が不問に付されたことを意味した」。

「マルクスのアイルランド農民やロシアの農村共同体への思い入れは、かれのロマン主義をあらわしている」（前出書）。この見解を

そのまま受け入れるつもりはないが、傾聴に値しよう。「『階級』にたいする『民族』の発見は、……マージナルなものへの過度な思い入れと、歴史のロマン主義的な解釈と結びつきやすい」（同）というのは、そのまま白井への批判としてあてはまる。なお、安川は、エンゲルスはマルクスの転換に冷淡であったとして「対立」を見ているが、この問題は割愛。コノリーについても紹介したいのだが、これも省略。

レーニンのマルクス評価に限界があるとしても、民族自決を否定するローザへの批判としては一定の有効性があった。しかし、ローザは「マルクスがアイルランドの独立問題に対してどのような態度をとったか知らないのであろう」（147頁）という言い方（レーニン流の論争術かもしれない）には、いささか疑問がある。というのは、マルクスのアイルランド論が一般に知られるようになったのは、1913年（ローザの論文発表から4年後）に出版された『マルクス・エンゲルス往復書簡集』4巻本によると思われるからである。浅学非才の筆者には論証しえないが、学者先生方には是非検証してほしいものである。せめて、1902年に出版された『マルクス、エンゲルス、ラサール遺稿集』に収録されている論文タイトルだけでも明らかにしてもらえたと助かるのだが。¹

第9章 1903年の綱領とその解消派。

ここでは、次の三点について述べられている。第一に、ロシア党第2回大会の綱領討議において、民族自決条項の削除に賛成したものは一人もいなかったこと。自決権は分離の権利と理解されていたこと（既述のように、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）メンバーは途中退場）。第二に、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は、1906年におけるロシア党加入以降、自決権を批判したことはあったが、ロシア党綱領第9条の修正を提案したことがないということ。第三に、8月ブロックの連中は、2回党大会での討議を隠蔽し、自決権を放棄せんとしていること。

8月ブロック協議会以後に9条問題を扱った唯一の論文で、セムコフスキー（解党派）は、次のように述べた。いわく、「ポーランドのプロレタリアートが、一つの国家の枠内で、ロシアのプロレタリアート全体とともに共同闘争をしようと望み、これに反対してポーランド社会の反動諸階級がロシアからのポーランドの分離を望み、そして人民投票の際に分離に賛成する大多数票を集めるとしたら、……ロシアの社会民主主義者は、中央議会で、わがポーランドの同志たちとともに分離に反対投票すべきであろうか、それとも『自決権』を侵害しないために分離に賛成投票すべきであろうか？」と。「分離権は、まさに中央議会ではなくて分離しようとする

¹ 「レーニンはマルクスとエンゲルスの往復書簡を綿密に研究した。マルクス・エンゲルス・レーニン研究所には、往復書簡全4巻の簡潔な綱要と手紙からの抜粋のある、レーニンの大きなノート（76頁）が保存されている」（レーニン全集訳注）。これは多分未邦訳。レーニンの手稿『マルクスとエンゲルスの往復書簡』には、「もし往復書簡全体のいわば焦点ともいべきもの……を、一語で規定しようと思えば、弁証法という言葉がそれであろう」とある。『知られざるレーニン』（原題は多分『レーニンとの出会い』）を著したヴァレンチノフが推測しているように、レーニンによるヘーゲル論理学研究のきっかけは、『書簡集』を熟読したことであろう。

地方の議会（セイムや人民投票など）によって問題を解決することを前提としている」（172頁）——これがレーニンの回答である。¹

第10章 結論。

この章は全体の「要約」である。従って、繰り返しになるのでコメントを省く。「諸民族の完全な同権、民族自決権、すべての民族の労働者の融合」が、採用すべき民族綱領である（179頁）。

一点だけ述べておきたい。「1905年まで、我々のところに見うけられたのは、ほとんどナショナル-リアクショナリーズ〔全集訳、文庫訳ともに『反動勢力の民族主義』〕だけであった。革命後には、ナショナル-リベラルズ〔全集訳『民族主義的自由主義派』、文庫訳『自由=民族主義』〕が生まれた。……しかし今後、大口シア人のナショナル-デモクラツツ〔全集訳『民族主義的民主主義派』、文庫訳『民族=民主主義者』〕が発生することは避けられない」（176～177頁）と、レーニンは述べている。ロシア語には語形変化があり、主格を正確に記す自信がないので、ほぼ対応している英訳を用いた。訳語の統一性を考えれば、順に、「民族・反動派」「民族・自由主義派」「民族・民主主義派」とすべきであろう（『民族問題ノート』の訳者は、「反動的民族主義者」「自由主義的民族主義者」「民主主義的民族主義者」と

しているようだ）。しかし、ここで指摘したいのは、訳語のことではない。この三者が、レーニン「プラン」での「民族問題の三つのブルジョア的解決法」に照応していると思われることである。民族・民主主義派への評価はない。レーニンがその傾向を見せ始めると述べた（177頁）人民社会党（エヌエス）は、テロに反対してエスエルから分裂したグループ（通常、エスエルの右翼的部分とされている）。資料が乏しいが、「知識人、職員、学生、生徒が党員の約80%を占めている」（スズ）という。1917年6月にトルドビキ（「国会での労働グループ」）と合同、臨時政府を支持。

以上、『民族自決権』を見てきた。繰り返しになるが、この時期のレーニン民族問題論は、ロシア党綱領の防衛を目的としていた。すなわち、多民族国家ロシアの民族問題を、プロレタリアートが大きな役割を果たさざるを得ない当面するブルジョア民主主義革命の一課題として取り上げるという立場である。この立場の限界は明らかであろう。民族問題がロシア国内に制限され、民族抑圧の原因は、絶対主義と封建地主に限定されている。域内市場の統合による民族国家形成の必然性——これが、レーニンの立論を支える理論的根拠であった。

だが第一に、この理論には、民族国家形

¹『ロシア社会民主労働党の民族綱領について』（13年12月15日発表）では、より詳しく説明している。「『自決権を侵害しないためには』、我々は、……『分離に賛成投票をする』のではなく、分離しようとする地方にこの問題を自分で解決させることに賛成投票する義務がある」。「反動派が民主的投票のもとで多数を占めるなら、一般的には次の二つのうちのどちらかになるし、またなりうる。すなわち、反動派の決定が実現されて、その有害な諸結果が大衆を、反動派に反対して民主主義派の側へ……急速におしやるか、それとも民主主義派と反動派との紛争が、民主主義のもとでも可能な国内戦その他の戦い……によって解決されるか、どちらかであろう」。

成における外的契機が欠落している。端的にいうなら、世界市場が排除されている。「民族形成の論理をただ内的関係における共通性でとらえようとするときには、——これはいままでの民族論の多くがおちいったものであるが、——形而上学的規定にはまりこんでしまう」¹。

従って第二に、資本主義の発展は、民族的隔壁を解消する傾向を持ち、成熟した資本主義国においては、民族問題は解決済みであるという認識につながる。ここにおいて、資本による支配と民族問題の関連は、著しく軽視されざるを得ない。例えば、労働者の階層的編成における民族的契機、統合・包摂=排除というネーション・ステイトの原理（この問題は、20世紀後期にようやく議論の俎上に上ったのであるが）などの問題が捨象されている。

以下の節では、これらのレーニンの限界が克服されたのか否か、どの程度克服されたのかの検討を行うことになる。

〈5〉補 沖縄住民に自決権を

沖縄の基地問題は、しばしば安保の問題として語られている。しかしながら、沖縄に米軍基地が集中している現実には、歴史的差別と抑圧を理解することを通して、その本質を理解することができる。この点について少し述べておく。沖縄は、「日本固有の領土」ではない。

奄美、沖縄、宮古、八重山は、かつて独立した琉球王国であった。多面的な交易によって栄えた琉球王国は、いわば「善隣外交」をとっており、武力的侵略には弱かったとい

える。1609年、薩摩藩は、幕府の承認のもとに、琉球王国を侵略した。そして薩摩は、奄美を直轄領とし（幕府には内緒）、琉球を属国化したのである。薩摩の目的は、中国（明）との貿易利益を収奪することにあった。当時、日中国交は途絶しており、冊封・進貢貿易を行っていた琉球王国に目をつけた薩摩は、征服した土地を尚王家に貸し与える形で、形式上は王国を残したのである。中国貿易と砂糖との収奪こそ、倒幕を実現した薩摩藩の力をもたらしたといっても、過言ではない。なお、奄美が、琉球でもヤマトでもない地位におかれたことに留意されたし。また、1850年代に琉球王国は、アメリカ、フランス、オランダと修好条約を締結したことも記しておく。

明治政府は、廃藩置県の翌年（1872年）、一方的に、琉球王国を、尚泰を藩王とした琉球藩にする。「他の藩が大蔵省の管轄（内務省の設置は翌1873年）だったのとは異なり、〔琉球藩は〕外務省の管轄となった」²。すなわち、日本政府にとって琉球は、外交・軍事問題として重要だったのである、

台湾侵略（1874年）、江華島（カンホワド）事件（1875年）を経て1879年、日本政府は暴力的に琉球を併合し、沖縄県とした。いわゆる「琉球処分」である。当然、中国（清）はこれに抗議した。中国にしてみれば、太平洋進出を遮断されることになるからである。琉球処分は国際問題化していく。アメリカ前大統領グラントが調停を行い（分島案）、「イギリス外交官は日清両独〔属か？〕の状態を温存することについて、サン

¹ 「民族と階級との関連について」 大野節夫 『同志社大学経済学論叢』第23巻第3・4～5・6号所収

² 『〈日本人〉の境界』 小熊英二 新曜社 1998/7

ト・ドミンゴ（今のドニカ [ママ] 共和国）の例——当時いわば米西両属ともいうべき地位にあった——をあげて、日本の琉球処分を阻止しようとした」（国立国会図書館調査立法考査局『沖縄復帰の基本問題』）。日本を出ていた英字新聞から、さらには、『ロンドン・タイムズ』紙、『ニューヨーク・ヘラルド』紙でも論争があった。

「当時において、琉球人が『日本人』であることをつよく主張していたのは、日本政府だけであった¹。琉球人を「日本国属民」と公法上に明文化したのは日本軍の台湾侵略に関する日中協定が最初である。しかし、「大隈重信や木戸孝允も、琉球人は『日本人』ではないと主張し」（同）、台湾侵略に反対した。当然ながら、琉球王府も琉球処分には頑強に反対した。彼らにとっては、薩摩にしても日本政府にしても、エイリアンであることに変わりはない。

琉球処分に際して、日本政府が出した声明がある。このたび、山口栄鉄『琉球王国の崩壊』によって、その全文を読むことができた。それはまず、地理上、言語上、宗教上、風俗上の琉球と日本との近接さを指摘し、次いで、古来より「南海の島々」は天皇に入貢していたこと、初代琉球王は源為朝の子であること（！）が述べられている。そして、琉球が長年にわたり薩摩に服属してきたことを述べ、中国が両属だと思っていたとすれば、それ中国が琉球にだまされていたにすぎない（！）とした。最後に、「わが国は軍事力、武力によって琉球を屈服せしめ、従属せしめた」ことを誇っている。

しかし、この声明のベースとなった調査書には、「人種・言語・風俗・宗教など……各項

目ごとに、顧問が学問的立場から回答を寄せている……が……、日本と琉球の類似性を裏づけるための諮問が行なわれているにもかかわらず、回答のほうはそのほとんどすべてに否定的だった」（同）という。

1880年から始まる日中交渉において、日本政府は、日本を最恵国待遇国にしてもらうことを条件に、宮古・八重山を中国に譲るとの提案を行った（締結寸前に破産）。つまり、琉球を切り売りしようとしたのである！琉球内には親中国派も多かったのであるが、琉球をめぐる日中抗争は、日清戦争で決着がつけられた。

以降の歴史については、次の諸点だけ指摘しておく。歴代県令がヤマトンチューで占められたこと、参政権や県制度（市町村制）の施行が「本土」より数十年遅れであったこと、「方言札」に示されるように同化が強制されたこと、沖縄県経営が後の台湾、朝鮮の先例となったこと、そして、沖縄戦において多大な犠牲を強要されたこと。

米英中三カ国によるカイロ宣言（1943年）には、「日本国は又暴力および貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」と記されていた。また、アメリカ側は、「沖縄人を『日本人』とは異なる少数民族であるとみなしていた」（同）。

「沖縄統治についてははじめから軍事色が濃かったうえに、激戦の混乱がそれに拍車をかけ……、実戦部隊により軍政が敷かれていった」（同）。沖縄県は「敗戦廃県」（山口栄鉄）となる。1946年1月、マッカーサーは、沖縄の分離を明確にした。

他方、日本においては、「1947年に、……沖縄関係のほとんどの事務は外務省に移

¹『＜日本人＞の境界』 小熊英二 新曜社 1998/7

管されることとなった」（同上）。また、天皇メッセージは、沖縄をアメリカが半永久的に統治するよう希望した。

そして、サンフランシスコ条約第3条は、「北緯29度以南の南西諸島」などの米軍統治を認めるものであった。すなわち、日本は、これらの島々を売り渡すことによって、独立を回復したのである（1953年に奄美が「返還」され、北緯27度線が「境界」となった）。重要なのは、この時以降1972年まで、沖縄・宮古・八重山には、日本国憲法も日米安保条約も適用されていないことである。

「アイゼンハワー大統領は1954年1月7日に、沖縄基地無期限保有論を宣言した」（前出『沖縄復帰の基本問題』）。沖縄において、「銃剣とブルドーザー」による基地拡大が進行する。これへの沖縄人民の反対は、「島ぐるみ闘争」へと発展した。時の首相鳩山一郎は、「米国が代替地を世話するようあつせんしたい」と述べたが、すぐに、「私の言う代替地は内南洋にするとかいう具体策があつてのことではない」と身をかかわしている。無責任性は、鳩山一族に一貫しているのである。「1957年6月の岸・アイク会談は、……沖縄問題の解決は日米両首脳の間を通じたのみ、実現されるというルールを確立しようとした」（同）。

復帰運動そのものへの言及は割愛するが、それに関連する日本共産党系の学者について述べておきたい。一つは、1950年代に入って単一民族論を合唱し始めたことである。日本共産党は、1946年に「沖縄民族の独立を祝うメッセージ」を発表していたが、この時期には完全に転換していた。もう一つは、琉球処分の評価についてである。それが

暴力的併合であったとすれば、「返還」要求の国際的根拠はなくなる。日本共産党系の学者は、民族的統一の進歩性ということで、これを正当化した。

安保条約締結から1972年までの間に、日本では米軍基地が10分の1に減少したが、沖縄では倍に増えている。つまり、負担を沖縄に押しつけて、日本が安保の「恩恵」にあずかったのである。さらに、沖縄にも安保条約が適用された1972年以降においても、「本土」と沖縄の基地削減率には極端な差がある。そればかりではない。自衛隊も沖縄に進駐した。

普天間基地の移設問題について、大田昌秀元沖縄県知事は次のように述べている。「米陸軍省と海軍省は、……66年から67年にかけて普天間基地や那覇軍港を含め嘉手納以南の基地を北部のキャンプ・シュワブ沿岸一帯に集約し、陸・海・海兵隊の一大軍事拠点を作る計画を立てた。しかし、当時は日米安保条約が適用されていなかったため、移設費も建設費も米軍が自ら負担しなければならなかった。……それが今や……すべて日本持ちでできるようになった。……米軍が辺野古に固執して止まない所以である」¹。

「徳之島案」は、二重の意味で犯罪的であった。第一に、「琉球でもないヤマトでもない」奄美をターゲットとしたこと。第二に、奄美と沖縄の対立を煽ったこと。

奄美・沖縄・宮古・八重山の住民は、「琉球人」という呼称に抵抗があること、奄美と沖縄の間にはわだかまりがあることなどを考慮し、奄美・沖縄・宮古・八重山を琉球弧と呼ぶこと——我々はこのことを大分前に確認している。琉球弧の地位決定について、当該住

¹ 「普天間飛行場の閉鎖、移設問題を読み解く」 『部落解放』2010年7月号

民の意思が尊重されたことは、一度もない。現在も、多数決原理によって封殺されている。我々は、琉球弧住民の（奄美・沖縄・宮古・八重山各住民の）自決権を支持する。琉球処分撤回、基地問題は沖縄住民に決定させよ。「地域主権」を高唱する自由主義者であっても、国防は別だと言うであろう。だからして、独立の自由をも含めて支持しなければならない。このことを出発点としてのみ、琉球弧住民とヤマト民族労働者の団結は勝ち取られうる。

琉球弧住民は民族なのかという形而上学的議論に対しては、被併合住民であることだけで自決権の主体たりうると答えておこう。問わねばならないのは、支配者の都合によって境界を変えてきた「日本人」とは何かということの方である。また、時と場合によっては、国連憲章、植民地独立付与宣言、国際人権規約が「ピープルの自決権」と明記していることを利用し、琉球弧ピープルの自決権とするのもアリ。

一般に「人種差別撤廃条約」と呼ばれている条約の正式名称は、「インターナショナル・コンヴェンション・オン・ジ・エリミネーション・オブ・オール・フォームズ・オブ・レイシャル・ディスクリミネーション」（ICERD、あらゆる形態のレイシャルな差別の撤廃に関する国際条約）という（1965年成立）。その第1条第1項は、レイシャルな差別（RD）を、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先」と定義している。

1995年、日本は、第4条③④を留保して

ICERDを批准した。第4条③はRDの煽動を犯罪であるとし、同条④はRD団体・運動を違法であるとしている。日本政府の見解は、アイヌだけがICERDの適用対象だというものである。しかし、2001年のRD撤廃委員会では、沖縄住民も適用対象であるとの意見が大勢を占めた。¹

また、2008年、自由権規約委員会も、琉球／沖縄について権利を認めるよう勧告している。

話がそれるが、2008年2月17日、コソヴォ政府は独立宣言を発した。「この独立宣言は、1990年代に独立した諸国の宣言とは異なり、民族自決に基づくものでないことが示されていて興味深い」²。つまり、「自決権をアルバニア人という民族に結びつけるのではなく、コソヴォという地域に住む住民に結びつけ」（同）ているのだという。レーニン地方自治論の発展版と言えるかもしれない。レーニンの場合、中央集権の民主共和政が前提となっていたが、そのような条件が無い場合、「地域自決」も可能だということだろうか。しかし、「コソヴォの独立を承認した国の数は国連加盟国の3分の1にも達していない」（同）らしい。

¹ 定義の「世系」については、インドのカーストが例とされており、被差別部落民も適用対象とすべきことが勧告された。

² 「バルカンのナショナリズム」 柴宜弘 『ナショナリズム論・入門』所収 有斐閣アルマ 2009/8